

投票環境向上に向けた取組事例集



平成 29 年 3 月

総務省

はじめに

第24回参議院議員通常選挙は、平成28年7月10日に執行されました。今回の選挙は、選挙権年齢の引下げをはじめ、4県2合区による合同選挙区が設けられるなど、新たな制度下における初めての国政選挙となりました。

このような中において、全体の投票率は54.70%と、前回選挙の52.61%を2.09ポイント上回り、減少に歯止めがかかりました。これは、各選挙管理委員会において、選挙権年齢の引下げ等を踏まえた主権者教育に関する取組と併せて、有権者の投票環境の向上に向けた取組が行われたことが相俟って、一定の成果が表れたものとも考えております。

今回の選挙における投票環境の向上を図るための制度改正としては、共通投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力的な設定（投票時間の延長）が行われましたが、その準備期間等の関係からも、実施団体が少数にとどまりました。一方、選挙権年齢の引下げを踏まえた大学・高等学校への期日前投票所の設置や有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置が増加したほか、移動が困難な有権者のための投票所等への移動支援や移動期日前投票所の設置などの取組が行われるなど、地域の実情等を踏まえて工夫した取組が行われました。

このような状況を踏まえ、総務省としては、共通投票所の設置をはじめとした、有権者の投票環境の向上に向けた取組を一層推進していくため、今回の参議院選挙における事例集を取りまとめたところであり、各選挙管理委員会においては、当該事例集を活用いただき、国政選挙や地方選挙における積極的な取組実施につなげていただきたいと思います。

今回、事例集の作成等の実施にあたり、ご協力をいただいた関係市町村選挙管理委員会に対し、この場を借りて、感謝を申し上げます。

平成29年3月

総務省自治行政局選挙部管理課長 高橋 秀 禎

目 次

はじめに

1. 平成 28 年 7 月の参議院選挙における取組事例	1
1. 1 「共通投票所の設置」に関する事例	3
事例 1 : 北海道函館市	4
事例 2 : 青森県平川市	10
事例 3 : 長野県高森町	18
1. 2 「大学や商業施設等への期日前投票所の設置」に関する事例	24
事例 4 : 青森県弘前市	25
事例 5 : 秋田県秋田市	27
事例 6 : 秋田県湯沢市	33
事例 7 : 千葉県富里市	38
事例 8 : 石川県白山市	42
事例 9 : 福井県福井市	46
事例 10 : 奈良県天理市	53
事例 11 : 長崎県長崎市	58
1. 3 「期日前投票の投票時間の弾力化」に関する事例	62
事例 12 : 埼玉県鴻巣市	63
事例 13 : 大阪府大阪市生野区	67
事例 14 : 大阪府箕面市	70
1. 4 「投票所等への移動支援等」に関する事例	73
事例 15 : 青森県田子町	74
事例 16 : 岩手県宮古市	78
事例 17 : 栃木県下野市	80
事例 18 : 長野県中野市	82
事例 19 : 兵庫県神河町	84
事例 20 : 兵庫県香美町	88
事例 21 : 島根県浜田市	90

2. 参考資料	96
2. 1 「共通投票所の設置」	96
参考資料1：函館市（共通投票所マニュアル、共通投票所の年齢別投票率）	97
参考資料2：平川市（周知用広報・チラシ）	107
参考資料3：高森町（共通投票所マニュアル、施設との協定書）	114
2. 2 「大学や商業施設等への期日前投票所の設置」	122
参考資料4：湯沢市（周知用チラシ、期日前投票所の設置の様子）	123
参考資料5：富里市（高校生へのアンケート結果）	126
参考資料6：福井市（期日前投票所の設置図、選挙コンシェルジュ関係）	128
参考資料7：天理市（期日前投票事務マニュアル、大学との協定書）	144
参考資料8：長崎市（周知用チラシ、大学生へのメールマガジン）	152
2. 3 「期日前投票の投票時間の弾力化」	156
参考資料9：生野区（大阪市実施のアンケート結果）	157
参考資料10：箕面市（広報紙、選管啓発冊子）	158
2. 4 「投票所等への移動支援等」	160
参考資料11：田子町（移動支援に係る申請書・受付書様式等）	161
参考資料12：宮古市（周知用チラシ、投票所への送迎バスの運行実績等）	166

1. 平成 28 年 7 月の参議院選挙における取組事例

【取組事例概要】

	団体名	人口 (H27 国調)	事例の概要・特徴
○共通投票所の設置			
事例 1	北海道 函館市	265,979 人	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設への設置 ・オンラインシステムと携帯電話を併用した名簿対照
事例 2	青森県 平川市	32,106 人	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設への設置 ・「無線」回線を利用したオンラインによる名簿対照
事例 3	長野県 高森町	13,080 人	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設への設置 ・「有線」回線を利用したオンラインによる名簿対照
○大学や商業施設等への期日前投票所の設置			
事例 4	青森県 弘前市	177,411 人	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設（市所有スペース）及び大学への設置 ・市内の期日前投票者数が過去最多
事例 5	秋田県 秋田市	315,814 人	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設での投票者数のうち、投票率の低い 40 代以下の有権者の割合が約 4 割 ・大学に対する、事前の設置意向調査を踏まえて設置
事例 6	秋田県 湯沢市	46,613 人	<ul style="list-style-type: none"> ・病院への設置 ・診察の待ち時間等を利用した投票が可能
事例 7	千葉県 富里市	49,636 人	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校への設置 ・18 歳選挙権を踏まえた、高校生等の若い世代の投票意識の向上を推進
事例 8	石川県 白山市	109,287 人	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設及び大学への設置と併せて投票所への移動支援も実施
事例 9	福井県 福井市	265,904 人	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設（5 箇所）及び大学（2 箇所）への複数設置 ・大学生等の疑問に答える相談窓口「選挙コンシェルジュ」を配置
事例 10	奈良県 天理市	67,398 人	<ul style="list-style-type: none"> ・大学への設置 ・大学にメール登録している学生への投票参加呼びかけ、近隣の高校生に対する放課後の大学での投票参加呼びかけを実施
事例 11	長崎県 長崎市	429,508 人	<ul style="list-style-type: none"> ・大学への設置 ・選管、明るい選挙推進協議会、大学生が一体となった若年層への啓発活動

○期日前投票の投票時間の弾力化			
事例 12	埼玉県 鴻巣市	118,072 人	・市のすべての期日前投票所（4箇所）での閉鎖時刻の30分繰下げを実施
事例 13	大阪府 大阪市 生野区	130,194 人	・開始時刻の30分繰上げ及び閉鎖時刻の1時間繰下げを実施
事例 14	大阪府 箕面市	133,411 人	・開始時刻及び閉鎖時刻のいずれも最大の2時間の延長
○投票所等への移動支援等			
事例 15	青森県 田子町	5,554 人	・自宅と期日前投票所間をタクシーで送迎 ・事前に作成する移動支援希望者リストを基に運行表を作成し、コストの効率化
事例 16	岩手県 宮古市	56,676 人	・投票日当日に無料送迎バスを午前・午後の2便運行 ・効率化の観点から一部路線を事前予約制にするなど、実施方法の見直しを図る
事例 17	栃木県 下野市	59,431 人	・9つのルートを設定し、巡回型の無料送迎バスによる期日前投票所までの送迎
事例 18	長野県 中野市	43,909 人	・新旧の投票所間が約5km離れた地域の選挙人を対象に、公用車により送迎
事例 19	兵庫県 神河町	11,462 人	・選挙人の態様に応じ、コミュニティバスの無料乗車券配布や社会福祉協議会と連携した送迎など、3種類のサービスを実施
事例 20	兵庫県 香美町	18,070 人	・投票日当日に無料送迎バスを3便運行 ・対象地域から投票所までの送迎途中にある地域の選挙人も利用可能
事例 21	島根県 浜田市	58,105 人	・移動期日前投票所（車）の導入 ・投票所の設備を備えた車両（期日前投票所）を、計11箇所で開催的に設置

1. 1 「共通投票所の設置」に関する事例

共通投票所の設置

事例1 北海道函館市

事例2 青森県平川市

事例3 長野県高森町

事例 1 北海道函館市 ～共通投票所の設置～

- 市の面積 : 677.9km²
- 市の人口 : 265,979人 (H27年国勢調査)
- 選挙人名簿登録者数 : 233,028人 (H28年参(選挙時登録))
- 投票所数 : 112箇所
- 期日前投票所数 : 14箇所(公共施設、商業施設、大学)
- 直近選挙の投票率 : 52.90%(H28参) 55.03%(H27知事) 51.86%(H27市長)
51.62%(H26衆)
- 18、19歳の投票率 : 18歳 : 37.21%、19歳 : 31.01%(H28参)

取組に至る経緯

函館市は、国政選挙における投票率が北海道内で低い状況から脱するため、平成24年12月執行の衆議院選挙から、投票率が市平均より低く、既存の期日前投票所から一定の距離がある地域に所在する商業施設1箇所に、北海道内で初となる期日前投票所を設置する(平成27年にはさらに1箇所増設)など、選挙人からの要望等を踏まえた取組を行ってきた。

これら2箇所の利用結果を分析すると、投票率が低い層である40歳代以下の利用者数が、市役所や支所などの期日前投票所より多かった。さらに、期日前投票期間の最終日(土曜日)はいずれの商業施設内でも大変混雑することなどから、選挙人から施設側や市選挙管理委員会に対し、選挙期日も同様に投票できるようにしてほしいとの要望があった。

その後、これらの商業施設に当日投票所を設置できないか検討したが、既存の投票所が近いこと等から投票区を区分しようとする、これらの商業施設が別の投票区との境界線近くに位置し、対象となる選挙人数が非常に少ない投票区になってしまうこと、一方でこれらの施設が投票区の中央部分になるように既存の投票区と合区すると、選挙人の数が非常に多く、投票所までの距離が遠くなる選挙人も多くなることから、難しい状況であった。

一方、これら2箇所の商業施設は、駐車場が広く、路線バスや循環バスの停留所があるなど利便性が高く、訪れる市民も多い。当日投票所を開設できれば、投票率の向上が期待できるうえ、投票日前日の混雑の解消や買い物・食事のついでに投票ができるなど、選挙人からの要望にも応えられると考えていたところ、平成28年4月に共通投票所制度が創設されることになった。そのため、同年5月には参院選の執行計画の概要を示し、6月2日の選挙管理委員会において、従前から期日前投票所を設置しているこれらの2箇所の商業施設に共通投票所を設置することを決定した。

なお、そのほかの市役所、支所及び2箇所の商業施設に設置した期日前投票所は、選挙期日に投票区の投票所となることから、共通投票所と併設した場合の混雑状況や電話による二重投票防止の確認作業の処理が可能かどうかの検証が必要であることを理由に、共通投票所の設置を見送った。

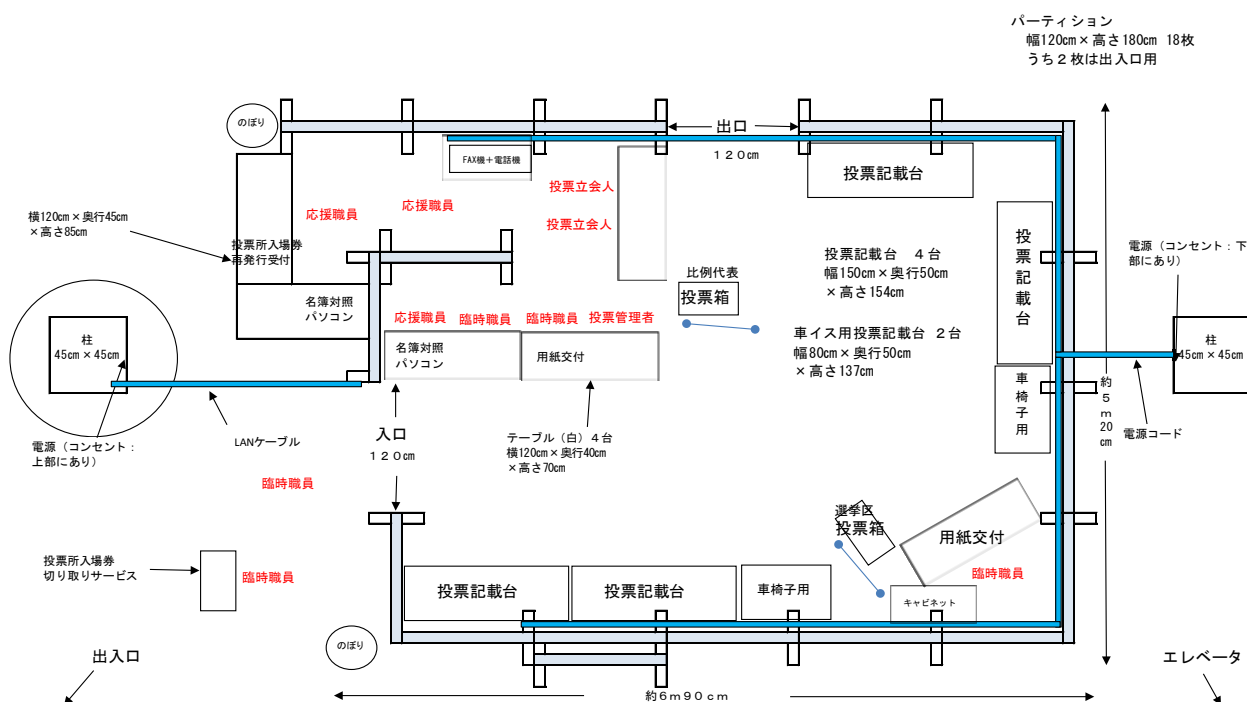
取組内容

市内の商業施設に設置された期日前投票所を、引き続き、共通投票所として有効利用した。

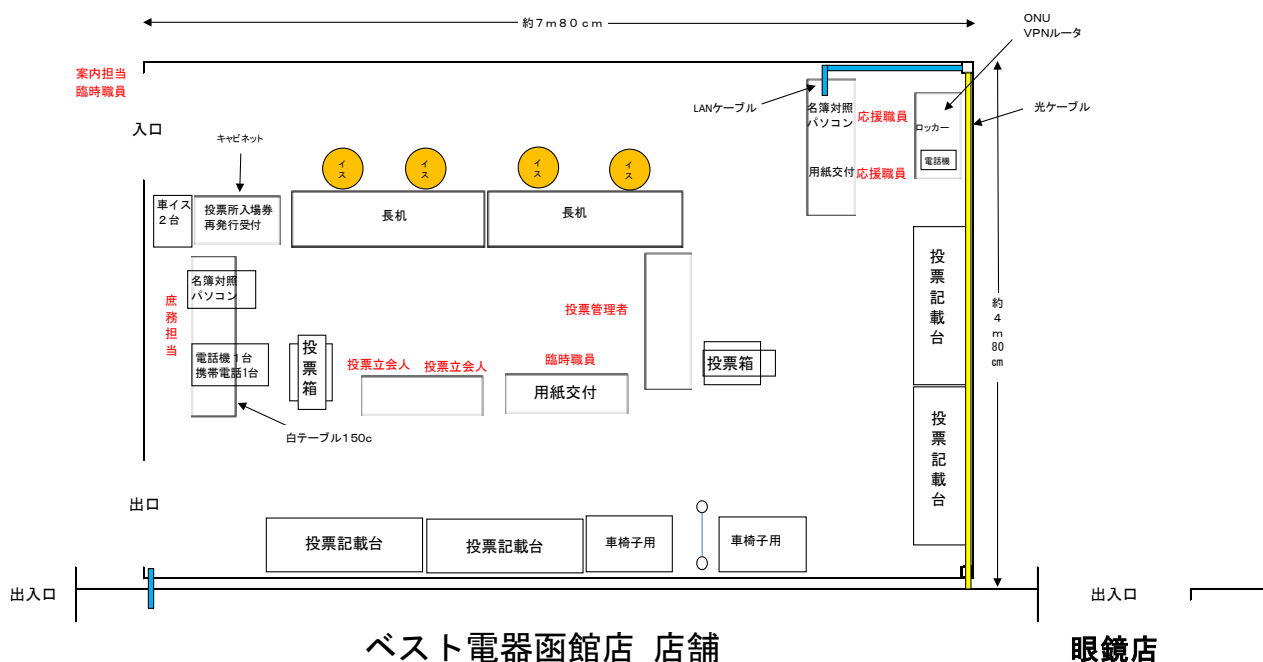
- ・設置場所：ポールスターショッピングセンター及び昭和タウンプラザ内ベスト電器函館店入口前
- ・設置時間：午前10時～午後8時
- ・周知方法：投票所入場券への掲載のほか、市広報紙に選挙周知ページ（A3両面）を折り込み、各世帯に配布。

【投票所のレイアウト図】

①ポールスターショッピングセンター



②昭和タウンプラザ内ベスト電器函館店入口前



- ・二重投票の防止措置

各投票所間のシステムネットワークの構築と共通投票所システムの開発について、まずは、期日前／不在者投票システムの運用委託業者に打診したが、開発期間やシステム検証期間などを踏まえると、時間的に間に合わないとの回答があった。また、選挙管理委員会としても、全投票所をネットワークで結ぶことは物理的に難しいと考えていたことから、オンラインによる方法と携帯電話（投票者数送信及び各種問い合わせ用として配置していたもの）による方法により行い、二重投票の防止を図った。

<①既存の期日前投票ネットワークシステムを利用可能な投票所（4箇所）と共通投票所>

もともと期日前投票所が設置されていた当日投票所（市役所、一部の支所、共通投票所を設置した2箇所を含む計4つの商業施設）については、引き続き、期日前／不在者投票システムを利用し、選挙人が持参した投票所入場券による受付を行った。

なお、市役所（本部）と各支所間は住民基本台帳システム等で使用している専用線を使用し、市役所と商業施設間は、民間会社の提供する専用回線を使用した。

<②既存の期日前投票ネットワークシステムを利用できない投票所（108箇所）と共通投票所>

- ・既存の投票区の投票所における二重投票の防止

投票所入場券を持参せずに来場した選挙人について、すでに共通投票所で入場券を使用し投票を済ませている可能性があるため、選管本部に電話により投票状況の確認を行うこととした。また選管本部においては、期日前／不在者投票システムに投票済の入力を行うことで、仮に当該選挙人が投票所で入場券を使わずに投票後、入場券を持って共通投票所を訪れた場合であっても、期日前／不在者投票システムにより二重投票を防ぐことが可能とした。

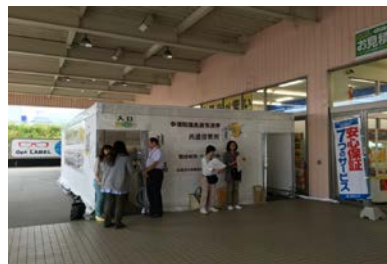
- ・共通投票所における二重投票の防止

投票所入場券を持参せずに共通投票所に来場した選挙人について、すでに投票区の投票所で入場券を使用して投票を済ませている可能性があるため、当該選挙人が属する投票所（①のオンライン投票所を除く）に電話で投票状況の確認を行うこととした。また、当該選挙人が属する投票所においては、当該選挙人が共通投票所で「投票済」であることを選挙人名簿に表示することにより、仮に当該選挙人が共通投票所で入場券を使用せずに投票後、入場券を持って投票所を訪れた場合であっても、選挙人名簿の表示により二重投票を防ぐことを可能とした。

なお、二重投票防止の電話確認作業は、1件当たりの処理を5分と想定し従事者2名で対応したとすると、1時間あたり24件の処理が可能となり、また、過去の選挙での投票区の投票所における入場券再交付の件数などを踏まえると、入場券の再交付申請が特定の時間帯に集中することはないと考え、実施可能と判断した。



ポールスターショッピングセンター
B棟1階イベントスペース



昭和タウンプラザ内ベスト電器
函館店入口前広場

- 共通投票所設置に要した費用

共通投票所の運営等に係る経費は、2箇所合計で約1,420千円となった。

経費の内訳は、以下のとおり。

- 人件費：357千円（投票管理者、立会人、従事者への報酬や臨時職員賃金）
- 投票所設営や撤去費等：288千円
- システム運用支援委託料：477千円
- 投票場所使用料：11千円
- ※名簿対照のため、一部の投票所（4箇所）と共通投票所（2箇所）及び選管本部間のオンライン化のためのもの。
- その他（投票箱購入費、のぼり、通信費等）：287千円

考慮した点・工夫した点

二重投票防止のための期日前／不在者投票システムは、過去の選挙においてもトラブルが一度もなく、システムサーバの容量等にも余裕があり、システムダウンの可能性が極めて低い仕様となっている。

また、システムの安定性確保のために、

- データのバックアップのためにハードディスクにRAID5※の技術を利用するとともに、期日前投票に関するデータはDAT※によりバックアップ
- ※RAID5:ハードディスクを複数台用いてアクセスを分散させ、高速、大容量で信頼性の高いディスクシステムを実現する技術である「RAID」のレベルの一種
- ※DAT:デジタル方式で記録を行う、元々は音声記録用に開発された磁気テープを用いた大容量記憶装置
- ネットワーク機器の瞬間停電による通信の一時停止を防ぐための無停電電源装置（UPS）の設置
- システム業者の出張修理オプションや選挙当日に最優先での対応をいただくなどの回線のトラブル対応などを実施した。

また共通投票所では、投票所入場券の再交付に要する時間の短縮を図った。

具体的には、投票所入場券再交付コーナーを設け、再交付請求書に記載された氏名や住所等から当該選挙人の投票区と選挙人名簿の記載されたページ番号などを、あらかじめ期日前／不在者投票システム端末パソコンにより調べたうえで、該当するオンライン化されていない投票所に電話連絡し二重投票の確認と選挙人名簿への投票済の記録をした後、この請求書を投票所入場券として再交付する体制を整えた。

このコーナーでは、選挙人を長い時間待たせてしまうことがないように、電話による確認処理を迅速に行うために、前日まで開設していた期日前投票所に比べ、従事者を2名増員し7名（投票管理者と投票立会人を



投票所入場券再交付コーナー
（ポールスターショッピングセンター）

除く) 配置し、電話回線も1回線追加し2回線とし、さらに予備として携帯電話1台を配置した。

懸念される電話連絡による処理時間については、オンライン化されていない投票所において、選挙人で混雑している時間帯に代理投票などの対応が発生し、共通投票所からの電話にすぐに対応することができず、選挙人1人の待ち時間に最大で約5分程度の時間を要したことがあったが、あらかじめ投票所入場券の再交付受付の際に、当該選挙人に対し、若干の時間をいただくことを説明するとともに、待ち時間にコーナー近くのイスを利用していただいたり、商業施設内の休憩スペースや店舗に立ち寄りいただくことにより、選挙人からの苦情はなかった。

一方、オンライン化されていない投票所では、投票所入場券の再交付は2名で対応し、1名は選管事務局本部に二重投票の確認と期日前/不在者投票システムに投票済の入力を行う旨電話し、もう1名は再交付のための投票所入場券を作成することで、作業を分担し、迅速な処理に努めた。

また、選管事務局本部における投票所入場券の再交付確認に係る電話対応については、過去の選挙において選挙当日に投票所入場券を持参せずに来場した選挙人の数を勘案して人員と設備を配置することとし、前日まで不在者投票の処理を担当していた臨時職員8名体制で、電話とシステム端末を各8台設置のうえ実施することで、各投票所からの電話に常時対応できるよう配慮した。

取組の実績・効果

共通投票所での投票者数等は、以下のとおりである。

< 共通投票所の利用状況 >

- 共通投票所における投票者数：1,048人
 - うちポールスターショッピングセンター：537人
 - うち昭和タウンプラザ内ベスト電器函館店：511人
- 選挙当日の投票者数82,548人に占める割合：1.27%
(2カ所の共通投票所が設置されている投票区投票所の投票者数は81,500人)
- 年代別内訳は以下のとおり。

18～29歳	252人	24.1%	} 66.6%
30～39歳	215人	20.5%	
40～49歳	231人	22.0%	
50歳～	350人	33.4%	

< (参考) 平成28年参議院議員通常選挙(選挙区)の投票者数等 >

- 有権者数 232,352人
- 投票者数 122,911人 投票率：52.90% (前回(H25参) 49.29%)

また、共通投票所における投票者のうち、投票所入場券を持参せずに来場した選挙人は65人で、投票者数の6%を占め、投票区の投票所全体の投票者数(81,500人)に占める投票所入場券を持参せずに来場した選挙人(390人)の割合(0.5%)を大きく上回った。

これは、共通投票所の付近をたまたま通りかかったり、その場で友人などに勧められ、入場券を持参せずに共通投票所を利用した選挙人が多かったことによるものと考えられる。

今回は、共通投票所を設置する自治体が全国で4団体のみであったことから、多くの報道に取り上げられ、選挙啓発面での効果があったものと感じている。一方で、利用者数は、自宅から共通投票所まで

の距離が比較的近い選挙人や普段から当該商業施設を利用する選挙人などの利用で、最大で期日前投票期間で最も利用が多い最終日程度の利用者数(1箇所あたり約1千人)を見込んでいたが、初の取組で、制度が十分に浸透していないこともあり、想定の半分程度の利用にとどまった。

共通投票所の利用結果を分析すると、投票率が低い層である20歳代から40歳代の選挙人の利用が多かった。また、選挙人が投票区の投票所のほかに、共通投票所においても投票できるという選択肢が増えたことで、投票しやすい環境づくりの一助となったものと考えている。

また、いずれの共通投票所も利便性の高い商業施設であったからか、新聞等でも報道されたように、「気楽に投票できる」、「選挙が身近に感じる」、「駐車場が広くて安心」、「堅苦しい雰囲気でないので入りやすい」といった評価の声があった。

今後の課題、取組の考え方

共通投票所制度が浸透し利用者が増加していくと、投票所入場券の再交付件数も増加していくことが考えられるが、今回実施した電話による二重投票防止措置の事務処理には限度があり、また投票所入場券の再交付に要する時間の更なる短縮を図ることは難しいことから、共通投票所の円滑な運営を図るためには、共通投票所システムを導入する必要がある。

共通投票所システムの導入が可能となった場合は、商業施設に設置した共通投票所2箇所に加え、商業施設に設置した期日前投票所から引き続き投票区の投票所とした2箇所も、共通投票所として利用できるようにするほか、選挙人が利用しやすい場所に期日前投票所および引き続き利用できる共通投票所を新設するなど、今後も、選挙人の利便性向上に取り組んでいきたいと考えている。

また、共通投票所は、商業施設に設置した期日前投票所を、選挙当日に閉鎖することなく使用するので軽微な配置変更のみで開設でき、備品やオンラインシステムを共有できるので、設備の有効利用につながる。従事者も引き続き配置することで、経験を積んだ状態で事務にあたることができるため、投票者数が多くなっても対応可能であるなど事務上も効率がよく、選挙人にとっても、期日前投票と違い、宣誓書の提出が必要なく手続きが簡便であるので、利用者は増加していくものと考えている。

事例 2 青森県平川市 ～共通投票所の設置～

- 市の面積：346.0 km²
- 市の人口：32,106人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：27,785人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：23箇所
- 期日前投票所数：15箇所（公共施設、商業施設）
- 直近選挙の投票率：56.02%（H28参）45.14%（H27県議）41.78%（H27知事）
63.10%（H27市議）43.78%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：48.23%、19歳：41.14%（H28参）

取組に至る経緯

青森県は、全国的に投票率が低い傾向にあり、直近の国政選挙（平成25年参院選、平成26年衆院選）では2年連続で全国最下位の投票率であった。また、平川市の投票率は県内で30位前後であり、選挙管理委員会としては投票率向上に向けた取組が必要であると考えていた。

このような中、平成27年2月に、青森県選挙管理委員会事務局からイオングループが「イオン各店舗を期日前投票所として貸し出すことに協力したい」との情報があり、その中の一つが「イオンタウン平賀」であった。

これを受け、駅構内や商業施設など頻りに人の往来がある施設に期日前投票所を設置し、投票率向上等の成果を上げている事例もあったことから、第24回参議院議員通常選挙において、大型商業施設「イオンタウン平賀」に期日前投票所を増設することを決め、関連経費約2,200千円を平成28年度当初予算に計上した。

その後、共通投票所制度の創設を盛り込んだ平成28年4月の公選法改正を受け、共通投票所として当日も引き続き設置が可能か検討を行った。

共通投票所は、期日前投票所と同様の利便性を選挙当日も享受できるものの、二重投票防止のため、全投票所で選挙人名簿をリアルタイムで情報共有する仕組みが必要であり、設置は容易ではないことは認識していた。そこで、インターネットを中心に情報を収集し、まずは設置に伴う課題等を列挙し、一つ一つの解決策を考えた。

最終的には、概ねどの要因も解決できる目処がたったため、共通投票所の設置を決定した。

（共通投票所設置決定までの経過）

4月6日	共通投票所設置を可能とする改正公選法成立
4月中旬まで	情報収集（問題・課題整理）（取組内容（1）情報収集参照）
4月中旬～5月上旬	検討会議（取組内容（2）検討会議参照）
4月下旬	市長・副市長レク
5月2日	委員会定例会において方針決定（非公表）
5月中旬	財政協議（予算組み替え）
5月23日	午前・市議会へ説明、午後・記者会見
5月30日	委員会臨時会、県へ報告及び告示

取組内容

共通投票所の概要は、以下のとおりである。

- ・日時：7月10日（日）9：00～20：00
- ・場所：イオンタウン平賀・1階催事スペース（期日前投票所と同様のスペース）
- ・体制：8名（①受付係（ナンバリング）、②オンライン名簿対照係、③④紙抄本名簿対照係（2人）、⑤用紙交付係（選挙区）、⑥用紙交付係（比例区）、⑦庶務係（職務代理）、⑧投票所入口整理係）

※既存の投票所は6名体制だが、共通投票所では、紙抄本名簿対照係及び投票所入り口整理係として1名ずつ増員。

- ・設営と撤去：

7月9日の期日前投票終了後の20:00～22:00で模様替えし、投票所をセット

7月11日の午前中に撤去

（投票箱等の開票所への送致を最優先し、送致物以外は、事前に借上していた会議室に格納）



イオンタウン平賀における共通投票所の様子

なお、以下に、共通投票所の設置に向けた検討経緯等について紹介する。

（1）情報収集

共通投票所の設置に伴う課題等の検討のため、市役所内の関係部局や事業者との打ち合わせを実施した。

（選管として列挙した課題）

- 二重投票防止のためのシステム構築費が高額、国の委託費だけでは賅えない
- 費用対効果が不透明
- 光回線程度の速度が必要（山間部）
- 停電及びシステム障害時の対策と情報セキュリティの確保
- 年1回あるかどうかの選挙のために固定回線を整備するか
- 固定回線は全投票所への引き込み工事が必要
- 投票所が民間施設借上げである場合、相手方との調整が必要・承諾が得られるか
- 新たな人員確保（投票管理者、投票立会人、事務従事者）、必要人員が不透明
- 準備期間が短い

(2) 検討会議の実施

日時	4月19日、4月26日、5月9日
関係者の範囲	システムベンダー、通信事業者 平川市役所総務部管財課（システム担当） 選挙管理委員会事務局
主な検討事項	① 選挙人名簿対照のオンライン化 ⇒ 既存の期日前投票システム活用の可否、通信回線は有線か無線か ② 情報セキュリティの確保 ③ 整備費用（国の委託費で賄えるか） ④ 停電、システム障害時等の対策

①二重投票防止のための選挙人名簿対照のオンライン化

まず、二重投票防止の方法について、システムベンダーより、既存の期日前投票システムを選挙当日も活用できること、新たなシステムの導入が必要ないことを確認した。

次に、本庁の選挙人名簿サーバと、23箇所の投票所及びイオンタウン平賀との間に専用のネットワーク回線を構築することが必要と考え、有線・無線のいずれかについて検討した。システムベンダーや通信事業者からの意見を聴取した結果、いずれも通信事業者が提供しているサービスでセキュリティが確保されたネットワーク回線の構築が可能であることが分かった。

また、公職選挙法に基づく技術的基準、ネットワーク回線に関して、「有線、無線に関わらずセキュリティが確保されていること、セキュリティ基準が自治体セキュリティポリシーをクリアしている必要があること」を確認した。（4月28日都道府県・指定都市選挙管理委員会委員長・書記長会議）

最終的に、有線による構築の場合、

- ① 24の投票所への現地調査、固定回線の引き込み工事とこれらに要する相応の日数が必要
- ② 民間施設でもあり相手方の承諾が得られるかが不透明
- ③ 投票所は必要に応じて変更する場合もあり恒久的ではない
- ④ 工事費用が無駄になる可能性がある（引き込み工事だけで約2,800千円）

など、日数や費用の面の課題があることを踏まえ、有線の経費と比較すると2,000千円の経費削減につながり、現地調査や工事期間の圧縮も可能となる「無線」によるネットワーク構築を決定した。

②無線通信と情報セキュリティの確保

次に、無線のサービス内容とそのセキュリティについて検討した。具体的には以下のとおり。

(ア) 無線種類

LTE(3.9G):電波を使った携帯電話・モバイル通信規格で非常に高速なデータ通信が可能であり、平川市全域をカバー（導入実績：東北管内約120企業体）している。

(イ) セキュリティ（技術面）

通信内容を暗号化するとともに、暗号化した場合も、動画・画像ではないテキスト（数字）情報であれば、通信速度に支障がないことを確認した。

また、国の技術的基準及び平川市情報セキュリティポリシーを踏まえ、クライアントPCに接続するLTE端末（ルーター）をあらかじめグループ登録（ID、パスワード、電話番号）することなどにより、アクセス制限し特定の拠点間のみで通信する仕様とした。加えて、通信回線はインターネットを経

由せず、第三者によるアクセスができないネットワーク（閉域ネットワーク）を構築した。

（ウ）セキュリティ（運用面）

クライアントPC操作者に対し、システム稼働時に必要なID、PWを付与し、関係者以外の操作を不可とした。また、当日の電算室への入退室は、特定の職員、委託管理業者に制限し、通信状況のモニター監視や不正アクセスの兆候を察知できるよう、ログによる監視を実施した。

③整備費用

整備費用については、国の委託費でどの程度賄えるか、市の一般財源がどの程度必要となるかについて検討した。

最終的に、一部市の持ち出しもあり得る結果となったが、投票環境と投票率向上の期待の方が大きいと判断した。また、今回の参院選以降の選挙時において必要となる経費見込額は約1,500千円（人件費250千円、通信費370千円、委託費450千円、PCレンタル430千円）に抑えられることも、共通投票所の設置を決めた要因となった。

④停電、システム障害時等の対策

停電時の対策としては、各投票所のクライアントPCは、商用電源がない状態でも約5時間稼働するバッテリーを標準装備とし、必要に応じて各投票所（町会管理の集会所）の非常用発電機により対応することとした。

システム（アプリケーション）の不具合に対しては、システムベンダーに待機してもらい早急に対応できる体制とし、通信回線の不具合に対しては、電気通信事業者の故障受付やサポートセンターで対応することとした。また、オンラインシステムが使用不可となったときに備え、全投票所でのオンラインによる選挙人名簿対照に加え、紙ベースの選挙人名簿対照を行うこととした。そのほか、臨時の固定電話の設置や事務従事者職員の連絡先を事前に確認し、通信不能な状態となった場合の受付対応を、あらかじめ以下のとおり決定した。なお、これだけでは不十分なものもあったため、次回に向けて現在見直し作業を行っているところである。

通信不能な状態の例	指定投票所 (第1～23投票区)	共通投票所 (イオンタウン平賀)	事務局(本部)
<p>事案1 指定投票所において1か所でも通信不能となった場合 ※サーバに問題がないことが前提</p>	<p>①通信不能となった投票所は、紙抄本に切替える。 ②対象者を受付してよい紙抄本を確認する。 ③本部へ電話連絡により、本部で対象者の代行入力を行う。本部で入力する場合、当該投票区の投票施設を選択し入力を行う。</p>	<p>◆通常どおりの受付を行う。</p>	<p>①本部で対象者の代行入力を行う。本部で入力する場合、当該投票区の投票施設を選択し入力を行う。 ②本庁待機の電算担当、電気通信事業者、システムベンダーにより、原因解明と復旧作業を行う。</p>
<p>事案2 共通投票所が通信不能となった場合 ※サーバに問題がないことが前提</p>	<p>◆通常どおりの受付を行う。</p>	<p>①紙抄本に切替える。 ②対象者を受付してよい紙抄本を確認する。 ③本部へ電話連絡により、本部で対象者の代行入力を行う。本部で入力する場合、投票施設「イオンタウン平賀」を選択し入力を行う。</p>	<p>①本部で対象者の代行入力を行う。本部で入力する場合、投票施設「イオンタウン平賀」を選択し入力を行う。 ②本庁待機の電算担当、電気通信事業者、システムベンダーにより、原因解明と復旧作業を行う。</p>
<p>事案3 サーバ等に起因するシステム障害により全ての投票所において通信不能となった場合</p>	<p>①紙抄本に切替える。 ②対象者を受付してよい紙抄本を確認する。 ③共通投票所へ電話連絡により、</p>	<p>①紙抄本に切替える。 ②対象者を受付してよい紙抄本を確認する。 ③対象者が属する投票区投票所へ</p>	<p>①通信状況の確認も含めて各投票所の庶務担当者又は固定電話に連絡する。 ②本庁待機の電算担当、電気通信事</p>

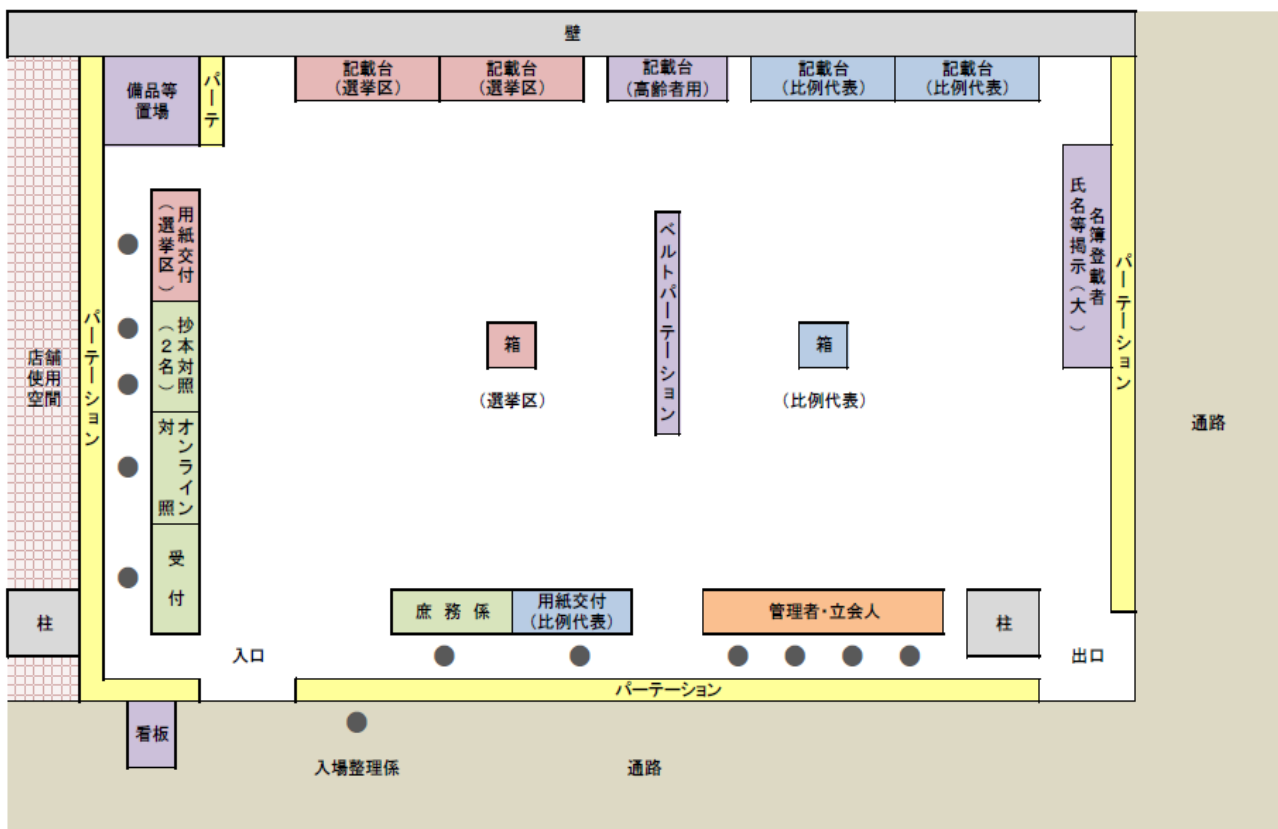
通信不能な状態の例	指定投票所 (第1～23投票区)	共通投票所 (イオンタウン平賀)	事務局(本部)
	対象者を受付してよいか確認する。 ④受付してよい場合、紙抄本で受付する。 ⑤通信不能となった時点以降の受付対象者が分かるように、当該投票所入場券をまとめておく。 ⑥システムが復旧した場合、上記⑤の投票所入場券により、データ入力を行う。	電話連絡により、対象者を受付してよいか確認する。 ④受付してよい場合、紙抄本で受付する。 ⑤通信不能となった時点以降の受付対象者が分かるように、当該投票所入場券をまとめておく。 ⑥システムが復旧した場合、本部要員は、予備機による上記⑤の投票所入場券により、データ入力を行う。	業者、システムベンダーにより、原因解明と復旧作業を行う。 ③本部要員はイオンタウン平賀へ直行し、指定投票所からの電話対応を行う。 ④システムが復旧した場合、本部要員は、イオンタウン平賀の予備機、場合によっては本部で上記⑤の投票所入場券により、データ入力を行う。

(3) 共通投票所の設置場所とレイアウト

共通投票所は、イオン側からの提案のとおり、1階の催事スペースに設置した。イオンタウン平賀はバリアフリーに対応した商業施設(平屋)であり、駐車スペースも十分に取られており、催事場は駐車所からも近く利便性の高い場所である。

レイアウトは、限られたスペース(約70㎡)・形状であったため、必然的に決定された。具体的には、入口から順に、①受付(ナンバリング)⇒②オンライン名簿対照⇒③紙抄本対照(2人)⇒④用紙交付(選挙区)⇒⑤記載台・投票箱⇒⑥用紙交付(比例区)・投票所入場券回収⇒⑦記載台・投票箱⇒⑧出口という流れでスムーズに移動できるようにした。

(レイアウト)



(4) 投票時間の設定

イオンタウン平賀は専門店街とマックスバリュが入店する商業施設で、イオン側から提案のあった催

事スペースは専門店街の一角にあり、営業時間は9:30~20:00であった。イオン側にお願ひし、各テナントから開店時間を9:00からにすることについて承諾をもらうとともに、複数ある専門店街への入口のうち投票所に一番近い入口のみを8:30に開けていただき、投票時間を9:00~20:00とした。

(5) 住民への周知

主に以下の6つの方法で住民に対する周知を行った。

- ① マスコミ投げ込みと記者会見による情報拡散、HPアップ
- ② 選挙特集号への記事掲載
- ③ 投票所入場券への記載
- ④ 明推協議会との街頭啓発（ティッシュ）、市内企業回り
- ⑤ イオンタウン平賀での告知用チラシ配布、館内放送
- ⑥ 町会放送、防災行政無線の利用

(6) 共通投票所設置に要した経費

共通投票所の設置にかかる諸経費は約4,768千円であり、その内訳は次のとおりである。今回は、選挙人名簿のオンライン対照について、既存の期日前投票システムを活用できたこと、また、ネットワーク回線は、無線により構築ができたため、全投票所への回線工事が不要となり、全体的に大きな経費節約につながった。

- ・報酬・旅費（投票管理者1名、投票立会人3名、事務従事者8名）：243千円
- ・通信運搬費（オンライン接続に係る初期費用及び回線利用料等）：373千円
- ・委託費：2,171千円
（投票所入場券のレイアウト変更に伴うシステム改修、
オンライン化に伴う概要設計、連携テスト、PC設置・撤去等）
- ・名簿対照用PC賃借（26台、15日間）：1,393千円
- ・その他（のぼり旗、ポール、スタンド、延長コード等の消耗品や備品）：588千円

考慮した点・工夫した点

共通投票所の設置にあたっては、特定の商業施設への設置となることから、他の地元商店街等への配慮の点から、設置の趣旨を商工会議所に対し説明し、理解を求めた。

当日のシステム運用については、クライアントPCを2台配備し、1台は名簿対照用として使用し、もう1台は庶務担当者が予備機として運用することで、名簿対照用PCに不具合が生じても、選挙事務が継続できるようにした。

庶務担当者は、投票所入場券の枚数（投票者数・男女別）と投票用紙交付枚数、投票用紙残数を随時確認する必要があるため、予備機を利用することで混雑に関係なく投票状況（投票者数、時間別投票状況等）をオンラインで確認できるように配慮した。また、万が一システムが使えなくなった場合など、不測の事態を想定して、全投票所では紙媒体の台帳での管理も同時に行い、システム障害が起きても選挙事務が継続できるようにした。

また、選挙権年齢の引き下げ等に伴い、共通投票所の投票立会人に20代の若者を起用した。

当日の投票所への誘導について、マックスバリュ側から投票所までは距離があったため、買い物を終

えた選挙人を投票所へスムーズに誘導するため、案内板の設置のほか、イオン側の提案により「足跡をデザインした誘導マーク」を通路に表示した。

取組の実績・効果

今回の参議院選挙の投票率は56.02%となり、平成25年の参議院選に比べ10.67ポイント上昇し、過去最高となった。目標としていた全国平均54.70%、青森県平均55.31%を上回り、上昇幅は県内10市で最大となった。また、18歳の投票率は、県内10市のうち2番目、19歳に限っては最も高い数字となった。

【H28参における投票率】

H28 参 投票率	(うち 18 歳)	(うち 19 歳)	全国平均 投票率	青森県平均 投票率
	56.02%	48.23% (県内 10 市のうち 2 番目)		

共通投票所の利用者は1,705人であり、投票者数全体に占める比率は10.98%、当日投票者数に占める比率は17.16%（6人に1人）であり、年代別でみると、投票率が低い20歳代や30歳代の利用者が他の年代に比べ高く、若年層の投票機会の確保にもつながり、全体の投票率向上にも寄与したものと考えている。（投票者数全体：15,533名、当日投票者数：9,934名）

【共通投票所の利用者数】

投票者数全体	当日投票者数	共通投票所利用者数
15,533 人	9,934 人	1,705 人

また、「イオンタウン平賀」での投票者数は、期日前投票者数2,778人（期日前投票者数に占める比率：51.65%）を含めると4,483人となり、投票者数全体の約29%となり、商業施設への投票所の設置は、投票率向上に大きく寄与したと考えている。

【イオンタウン平賀での投票状況】

期日前投票利用者数	共通投票所利用者数	合計	(参考)投票者数全体に 占める割合
2,778 人	1,705 人	4,483 人	約 29%

また、選挙後の新聞報道等においても、商業施設への期日前投票所や共通投票所の設置に関し、市民からの前向きな声が紹介された。

- 買い物ついでに投票でき便利
- 子どもと一緒に気軽に参加できる
- 駐車場も広く子どもも待っていただける場所もある
- 役所は堅苦しくて行きづらい。こういう場所への設置が増えれば若い人も投票に来ると思う
- 一つの施設で目的が終わるので楽。投票所の選択ができるのはいいこと
- 投票受付が混雑していても、買い物など用事を済ませてから投票に行くことができる

今後の課題、取組の考え方

1点目は恒常的に「イオンタウン平賀」の催事スペースを利用できるかである。今回投票所を設置した催事スペースに、テナントや別の催しが入った場合の対応等について検討が必要である。

2点目は、停電、断線など不測の事態に備えた緊急体制、事務処理体制をいかに確立するかである。今回の参議院選挙では、特にシステム障害もなく円滑な運用ができたが、システム障害や通信障害が発生した場合は、現在の8人体制では事務従事者が足りないと考えている。今後、システム障害に備えたサーバのクラウド化やバックアップの仕組みづくり等も検討が必要である。

3点目は、解散総選挙など急な選挙の場合は、電気通信事業者との調整やクライアントPCの確保（レンタル）といった課題が考えられる。特に、電気通信事業者に対するネットワーク利用の申し込みは、開通希望日の1か月半までが期限の目安となっているため、迅速な対応が必要となる。

事例 3 長野県高森町 ～共通投票所の設置～

- 町の面積 : 45.26 km²
- 町の人口 : 13,080 人 (H27 年国勢調査)
- 選挙人名簿登録者数 : 10,739 人 (H28 参 (選挙時登録))
- 投票所数 : 8 箇所
- 期日前投票所数 : 2 箇所 (公共施設、商業施設)
- 直近選挙の投票率 : 69.25% (H28 参) 50.93% (H27 県議) 59.25% (H26 衆)
- 18、19 歳の投票率 : 18 歳 : 43.17%、19 歳 : 38.10% (H28 参)

取組に至る経緯

高森町選挙管理委員会では、近年投票率が低下傾向である中、期日前投票は不在者投票と比べて投票手続きが簡素であることに加え、投票所設置の場所や期間、時間帯の設定について自由度が高いこと、平成15年の制度創設以降、その投票者数が伸びていることに注目し、投票環境の向上を図る有効な選択肢として、柔軟性や機動性のある期日前投票所の設置を検討していた。

このような中、平成26年12月の衆議院議員総選挙の際、商業施設（アピタ高森店）から期日前投票所利用の申し出があった。また、他の団体では期日前投票所を多くの人が往来する駅構内や商業施設等に設置し、効果を上げている例も見られたことから、商業施設に期日前投票所を設置する検討を始めた。

平成27年3月には総務省より「投票環境の向上方策等に関する研究会中間報告」が発表され、特に「投票所における選挙人名簿対照のオンライン化」や「期日前投票の環境改善」を参考に検討を進め、平成27年4月12日の長野県議会議員選挙において、商業施設（アピタ高森店）に期日前投票所を設置した。

この結果、期日前投票者数の割合が10.76%（平成23年県議会議員選挙）から18.36%（平成27年県議会議員選挙）に向上したこともあり、商業施設への期日前投票所の設置による投票率向上に手応えがあったため、選挙期日当日も同様に商業施設に投票所を設置することを検討した。

期日前投票所を設置した平成27年の県議選後、総務省が発表した前記中間報告の「ICTを活用した投票環境の向上」の中で「選挙当日における投票区外投票」の記載があり、特に「最も利便性が高いと考える投票所を自ら選択できることとするのが、有権者一人一人の投票環境向上につながる。」と記載されていたことから、その頃から共通投票所の設置を構想していた。

その後、平成28年に共通投票所の法案が提出されたことを確認し、ベンダーとシステムに関する検討を開始した。この結果、現行の期日前投票システムが転用できる目処がついたため、4月の法改正後本格的に共通投票所の設置に向けて取組を開始した。

予算については、平成28年度当初予算には計上せず、補正予算で対応する方針とした。

(共通投票所設置決定までの経過)

平成26年12月	衆議院議員総選挙の際、商業施設（アピタ高森店）より期日前投票所設置の申し入れ。
平成27年3月	総務省投票環境の向上方策等に関する研究会中間報告。
3月9日	商業施設と期日前投票所の使用に関する協定書を締結。
4月12日	長野県議会議員選挙において、商業施設（アピタ高森店）に期日前投票所を開設。長野県では2例目、飯伊地域では初の常設の期日前投票所。
平成28年4月11日	公職選挙法等一部改正公布。
5月10日	選挙管理委員会臨時会において、商業施設へ共通投票所設置を決定。
6月3日	商業施設と共通投票所の使用に関する協定を締結。
6月15日	共通投票所設置等の関連予算を議会議決。
7月2日～9日	第24回参院選において、商業施設（アピタ高森店）に期日前投票所を設置、期日前投票所間（本庁及び商業施設の2か所）で、二重投票防止のためのオンラインシステムを運用。
7月10日	第24回参院選において、商業施設（アピタ高森店）に共通投票所を設置、二重投票防止のため、投票区の投票所8か所とオンラインシステムを運用。

取組内容

共通投票所の概要は、以下のとおりである。

- ・日時：7月10日（日）9：00～20：00
- ・場所：アピタ高森店（期日前投票所と同様のスペース）
- ・体制：投票立会人3名、投票管理者（職員）1名、投票事務従事職員5名（パソコン受付係、投票用紙交付係、名簿管理主任）を配置した。
- ・設営と撤去：

会場の設営は、期日前投票所と同じ場所であるため、投票日前日の土曜日の夜から模様替えを開始した。会場の設営作業の中では、期日前投票終了後に、投票済データの処理を行い、各指定投票所にパソコンを設定し、動作確認を行う作業が時間的に大変であった。

ネットワーク環境の撤去は選挙当日の日曜日の夜に実施し、会場自体は翌月曜日の朝に撤去した。

なお、以下に、共通投票所の設置に向けた検討内容等について紹介する。

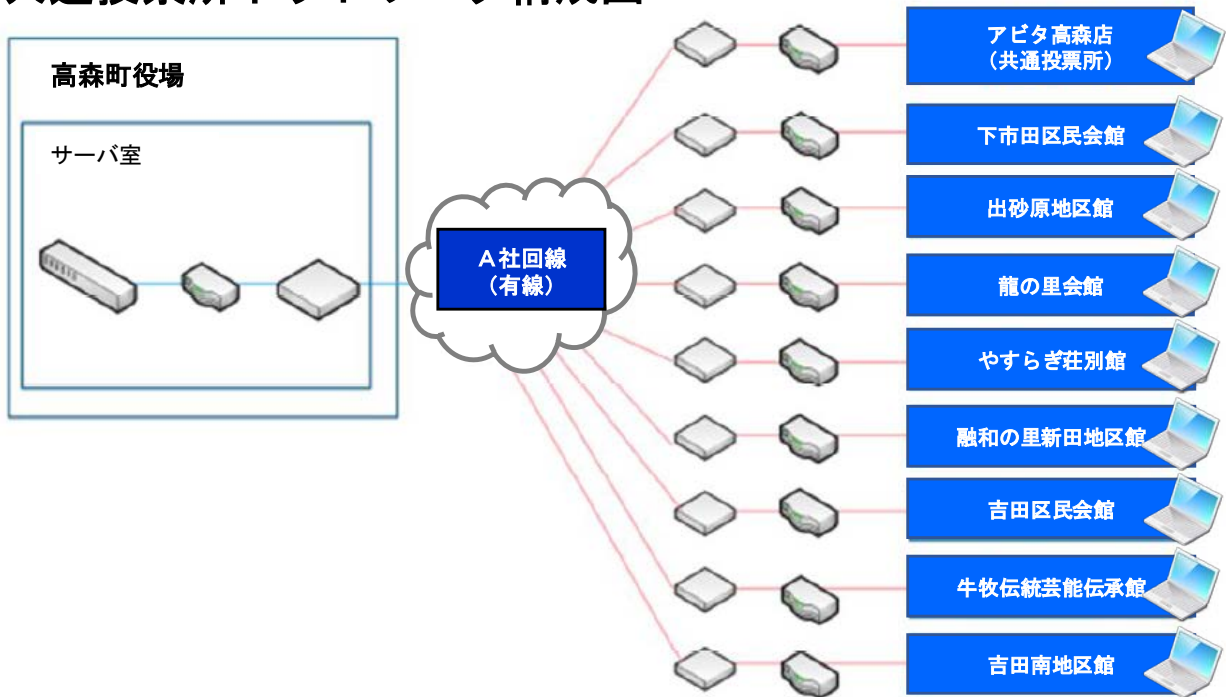
(1) 二重投票防止のためのネットワークの構築

二重投票防止のためのネットワークの構築は、民間企業の回線を借用し、安全性・安定性を図るとともに、期日前投票システムの転用やシステム障害時の対応等についてベンダーとの協議を進めた。

また、職員教育として、不測の事態に備えるための運営マニュアル（巻末の参考資料）の作成や、事務従事職員に対する研修を行い、関係者間で情報を共有するなど、管理執行体制には万全を期し、適正な選挙執行に努めた。

【共通投票所のネットワーク構成】

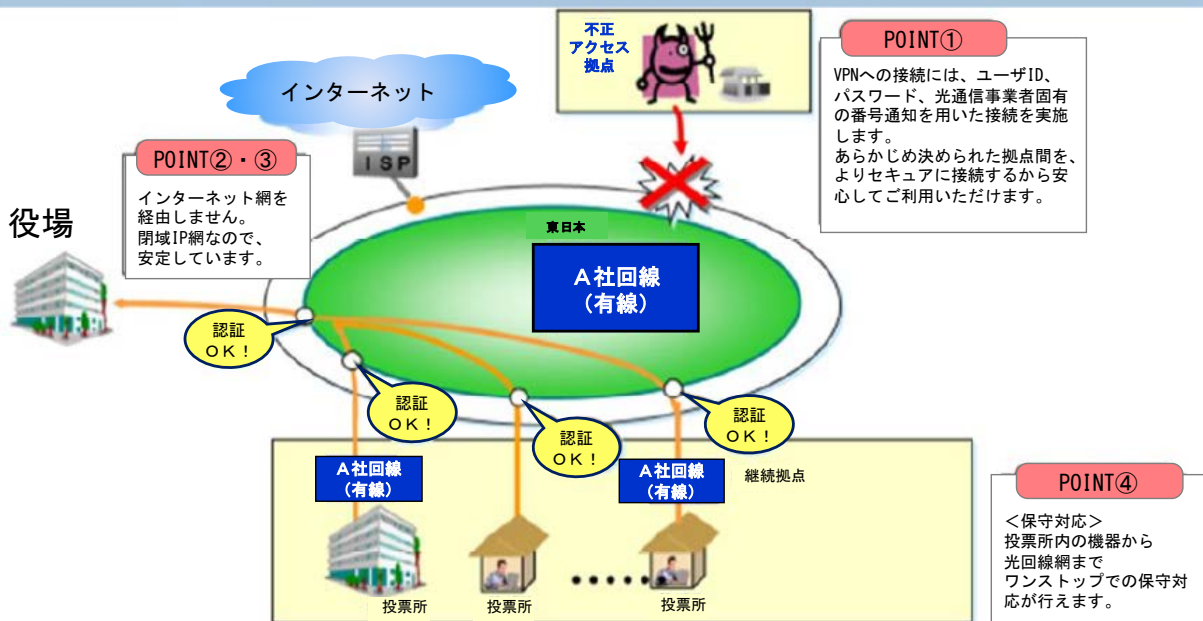
共通投票所ネットワーク構成図



【セキュリティ対策】

今回のネットワーク構成に関して

○インターネットを経由することなく、IP通信網上でVPNを構成するため、よりセキュリティの高いネットワークを構築することが可能です。大切なデータを外部からの侵入による改ざんや漏えいから守ることができます。



(2) 新たに発生する経費の積算

共通投票所の設置に係る追加費用を約 2,017 千円と見込み、町一般財源の一部負担を見込む中、経費の節減を行い、おおむね委託費で賄えた。

【諸経費】

共通投票所設置に係る追加費用	2,017 千円
ネットワーク構築費用	1,720 千円
人件費	167 千円
会場費（期日前投票所費用へ追加）	130 千円

(3) 商業施設との協議

商業施設とは、設置場所や使用用途、賃料等について協議を行い、「共通投票所の使用に関する協定書」を締結した。

設置場所については、①施設での選挙運動は行わない、②営業に支障が無い、③頻繁に人の往来がある、④買い物のついでに投票できる、⑤投票所としての必要な面積を確保できる、⑥投票所としての防犯・安全が確保できる、⑦電源やネットワーク配線が確保できる等の視点から協議し、最終的に北入口キャッシュ前コーナーを設置場所として決定した。

また、選挙の種類による投票場所の確保の対応として、複数の場所での投票所設置場所の確保についても了承されている。

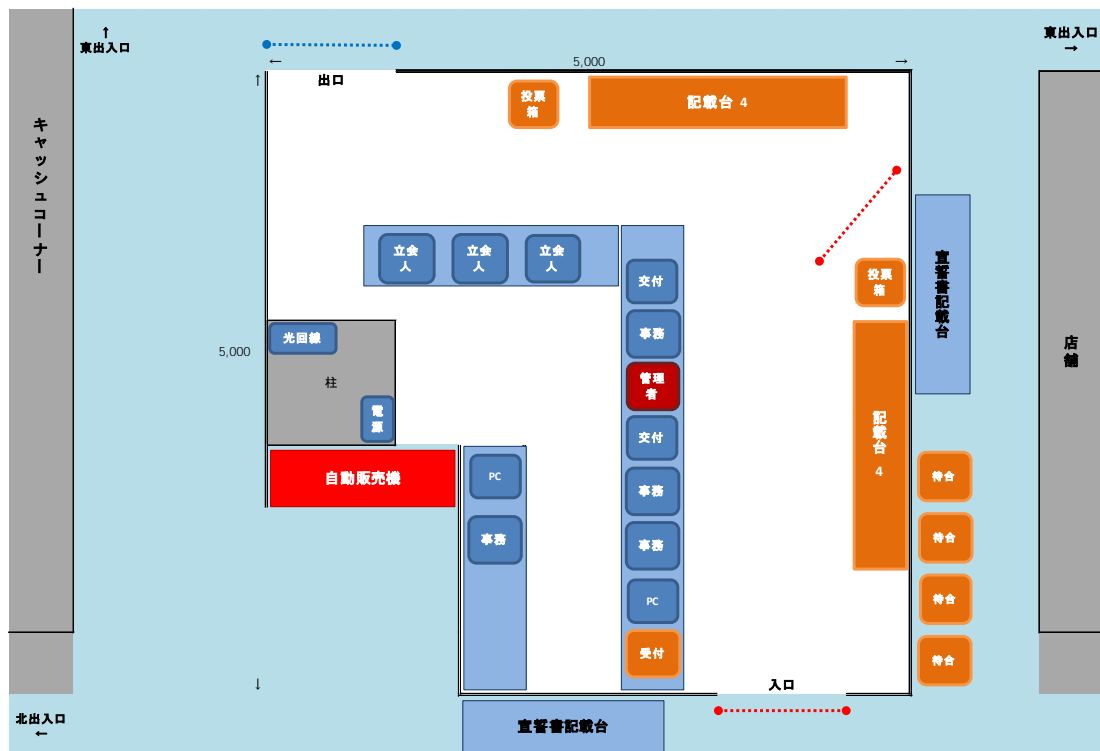


(設置スペースの様子)

(4) 周知

選挙人への周知については、投票所設置の広報のほか、①駐車場入口へののぼり旗の設置、②玄関入口へのポスター掲示、③店内各場所へのポスター掲示、④特売日での新聞広告チラシへの掲載、⑤定期的な店内アナウンス、⑥従業員様の案内等、商業施設側の協力を得ることができた。

【配置図】



考慮した点・工夫した点

設置場所については、周辺店舗の明るいイメージと調和が図られるよう、光を極力遮らない半透明のパーティションを使用してスペースを創出した。

また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことなどに伴い、若者応援隊（大学生）による投票立会人への参加を実施した。

障害時対応としては、共通投票所にはすべての投票所の名簿の紙抄本を据え置いており、システム使用不可の際には紙抄本に切り替え、本部との電話による名簿対照を行うこととした。



（若者応援隊（大学生）による投票立会人への参加の様子）

取組の実績・効果

○今回の選挙の投票率 69.25%

○共通投票所における投票者数：387人

（投票日当日における全投票者数：4,420人の8.75%）

○アピタ高森店における投票者数（期日前投票含む）：1,655人

（全投票者数：7,437人の22.25%）

有権者からは、利便性の評価を頂き、その成果を確認することができたと考えている。一方で、ネットワーク構築への対応、コスト、安全性の確保の面での課題も浮き彫りになっており、更なる研究が必要と考えている。

今回の法改正では、選挙権年齢の18歳以上への引下げも実施され、当地域では、当町の高校生から、「若者の投票率が低いと若者向けの公的支出が減る。投票率を高めれば増える。高齢化率の高い当地域は日本の未来を写している。投票率を上げられれば、日本の先頭。」などの目標が掲げられ、18歳の投票率100%を目標とする「飯田下伊那100計画実行委員会」が、高校生自らの企画により立ち上がり、各高校への選挙だよりの発行・配布、啓発チラシ、SNSでの情報発信が行われた。

また、当町の高校生の発案により、主権者教育として、高校生による高森中学校3年生に対する授業が行われたほか、期日前投票所（商業施設（アピタ高森店））において、地元の高中生から買い物客に対し、「18歳選挙権の訴え」と題して選挙に対する思いを語るなどの活動が行われ、投票率向上に大きく寄与したものと考えている。

今後の方向性

①共通投票所の増設

地元の商業施設（高森ショッピングセンターパース）からも投票所設置の申し入れがあり、期日前投票所、共通投票所、指定投票所を設置することを検討している。早ければ、平成29年7月の町議選から設置できるように取り組んでおり、その後の衆院選においても対応可能である。

②投票所の再編（投票所と共通投票所との併設）

共通投票所の増設と併せて、投票所の再編を考えており、現状、指定投票所8カ所、共通投票所1カ所のところ、指定投票所6カ所、指定投票所と共通投票所を併設したものを2カ所とすることを検討している。

参院選では、期日前投票所・共通投票所から近い投票所（800mくらい離れている指定投票所）の投票者数が少なくなったという事実があるため、新たに設置する共通投票所を含め、共通投票所に近い投票所2カ所を併設させたいと考えている。

③共通投票所の開閉時間

指定投票所と併設する予定のため、開閉時間は指定投票所にあわせ、7:00から20:00までとする予定であり、商業施設側との了解ができています（通常営業時間はアピタ高森店が10:00から20:00まで、パースが9:00から22:00まで）。

④今後の費用

共通投票所の増設にあたり、パースに回線を引き込む工事が30万円程度の費用が発生する見込みである。

1. 2 「大学や商業施設等への期日前投票所の設置」に関する事例

大学や商業施設等の 期日前投票所の設置

事例4：青森県弘前市

事例5：秋田県秋田市

事例6：秋田県湯沢市

事例7：千葉県富里市

事例8：石川県白山市

事例9：福井県福井市

事例10：奈良県天理市

事例11：長崎県長崎市

事例 4 青森県弘前市

～大学と商業施設への期日前投票所の設置～

- 市の面積 : 524.2km²
- 市の人口 : 177,411人 (H27年国勢調査)
- 選挙人名簿登録者数 : 151,837人 (H28参(選挙時登録))
- 投票所数 : 97箇所
- 期日前投票所数 : 6箇所(公共施設、商業施設、大学)
- 直近選挙の投票率 : 52.68% (H28参) 39.82% (H27知事) 50.10% (H27県議)
47.88% (H27市議) 43.39% (H26衆)
- 18、19歳の投票率 : 18歳 : 45.99%、19歳 : 39.11% (H28参)

取組に至る経緯

選挙管理委員会では投票率の低下に問題意識を持っており、投票率向上のため、集客力が見込まれ、市の施設も入っている駅前の商業施設(ヒロロスクエア)への期日前投票所の増設を検討していた。また、若年層の投票環境整備及び啓発活動の一環として、大学への期日前投票所の設置の検討も併せて行い、平成27年4月の統一地方選から、それぞれ期日前投票所の設置を実施した。

商業施設については、図書館分室、市民課分室、健康コーナー等、全て市の施設となっているフロアがあり、同フロアの会議スペースに期日前投票所を設置したため、事前の調整は特に問題なく円滑に行われた。

大学への設置については、平成27年1月から検討を開始したため、実質3ヶ月の準備期間となったが、大学側も当初から協力的で、設置場所やオンライン用環境整備等の協議もスムーズに行うことができたため、平成27年4月の統一地方選から設置し、今回の参院選においても同様に設置した。

取組内容

(主な取組内容)

① ヒロロスクエア

○設置期間 : 6月23日～7月9日(他の公共施設における期日前投票所と同様)

○投票時間 : 10:00～20:00

商業施設のため夜間の集客も見込まれると考え、他の期日前投票所よりも閉鎖時間を遅く設定(市役所以外の期日前投票所の閉鎖時間は午後6時)。

○投票場所 : 市の所有スペース(施設の3階)

下のフロアは物販等のテナント、上のフロアは飲食スペースとなっており、3階は買い物客の多くが通るフロアとなっているため、集客が望めた。また、市の所有スペースであるため、市専用LAN回線が敷設されていたため、回線工事等は不要であった。

② 弘前大学

○設置期間 : 7月6日～7月8日(職員の配置等の関係から3日間)

○投票時間 : 10:00～17:00(学生が多い時間帯)

○投票場所 : 1階の玄関ホール(学生が集まりやすく、スペースも十分に確保できる場所に設置)

（周知・啓発）

市民への周知は、市の広報紙、市のホームページ、投票所入場券への掲載等により行った。また、平成27年4月の統一地方選が行われた時点では、大学内への期日前投票所設置は東北初であり、同時期にショッピングセンター内へ期日前投票所を設置できたことから、報道機関の関心が高く、通常よりも多くの報道がされ、市民への周知につながった。この反響から、その後実施された今回の参院選においても、この2箇所に設置された期日前投票所の認知度は高かったと考えている。

また、高校生に対して、県選管が中心となり出前講座等を実施し、選挙に関する理解を深めた。

（諸経費）

諸経費は次のとおりである。なお、弘前大学への期日前投票所の設置に係る経費については、投票所の近くまで市の専用回線が通っていたため、それほど高い工事費とはなっていない。また、システムについても、ライセンスを増やすのみであり、特にカスタマイズ等は発生していない。

費目	名称等	支払額	備考
工事費	光用配管工事	151,200 円	弘前大学への配管工事
委託費	期日前システム利用環境構築業務	399,600 円	弘前大学内 LAN 整備
システム 関係費	追加ライセンス外 //	902,880 円 281,880 円	ヒロロ及び弘前大学分 (パソコン4台、プリンタ4台含む) ヒロロ増設分 (パソコン1台、プリンタ1台含む)
修繕費	市民生活センター鍵取替工事	25,000 円	ヒロロ3階
合計		1,760,560 円	

取組の実績・効果

- ・期日前投票所全体の投票者数：23,553 人 ※過去最多
ヒロロスクエア：8,281 人
うち弘前大学：405 人（うち24歳以下の若年層の投票者数は159人）
- ・投票率：52.68%（H25参：45.35%に比べ、7.3ポイント増加）

今後の課題・展開

商業施設や大学への期日前投票所の設置は、今後の選挙でも実施予定であるが、急な解散等で場所が確保できない場合は、別の場所への設置の検討が課題となるものと考えている。

現在、公共施設での期日前投票所も含めると6カ所の期日前投票所を設置しているが、人口規模からしても適切であり、これ以上増やすと、人員の配置が難しくなり経費も増えることから、増設の必要はないと考えている。

事例 5 秋田県秋田市 ～商業施設及び大学への期日前投票所の設置～

- 市の面積：905.7km²
- 市の人口：315,814人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：270,582人（H28年参（選挙時登録））
- 投票所数：61箇所
- 期日前投票所数：10箇所（公共施設、商業施設、大学、駅）
- 直近選挙の投票率：58.00%（H28参）50.51%（H27県議）47.61%（H27市議）
54.08%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：51.76%、19歳：39.87%（H28参）

取組に至る経緯

①「イオンモール秋田」への設置

秋田市の中心部には、従来、市役所とJR秋田駅（東西連絡自由通路）の2箇所に期日前投票所が設置されていたが、多くの期日前投票者が利便性の高い秋田駅に集中し、投票所内の混雑を解消する観点から投票者を分散させる必要が生じていた。まずは、既存の期日前投票所の地域バランスに配慮したうえで、利便性・知名度・人の往来（集客力）・投票環境等の条件から候補地の検討をはじめ、最終的に新興住宅地の開発が進み人口の増加も見込まれる地域に位置し、いずれの条件も満たす「イオンモール秋田」への設置を進めた。

秋田市では、平成19年4月の秋田県議会議員選挙において、全国初のイオンモールへの期日前投票所の設置を行って以降、地方選挙レベルでは同様に設置を行ってきており、今回の参院選においても、同様の場所への設置に向けた施設側との調整は、比較的容易に進んだ。

平成28年3月4日にイオンモールへの設置意向を選管において決定し、3月16日にイオンモール側に打診し、最終的に3月22日には、設置について了解が得られた。

②「秋田大学」への設置

選挙権年齢引き下げに伴い、若年層への啓発効果や投票率向上を目的に、市内の大学での設置について検討を行った。設置に向けては、大学側の意向も尊重する必要があるため、平成28年2月初めに秋田市内の大学（大学6、短大2）に対し、期日前投票所設置に対する意向や、選挙管理委員会から依頼していた学生ボランティアによる投票事務従事の可否などについて調査を実施した。調査結果は表1のとおりであり、明確に「設置を希望」との回答があったのは4大学あったが、「専用回線が容易に確保できる」、「学生が多い」、「人員確保等の協力も得られる」等の観点から、最終的に秋田大学への設置を決定した（平成28年4月25日に選挙管理委員会決定）。

(表1：大学への意向調査結果)

学校名	設置の動向	1. 大学構内での期日前投票所の設置について	2. 大学施設の光回線利用キャリアについて	3. 生徒数	問題点
秋田大学	設置	設置を希望する	A社	4,452人	・特になし
B大学	見送り	設置を希望する	A社	1,000人未満	・ボランティアとしての学生確保 ・秋田市に住民票がある学生が少ないと思われる
C大学	見送り	検討中	A社	1,000人未満	・ボランティアとしての学生確保 ・学生の確保に不足があった場合は大学の職員で補充すると言っているが、職務規定に抵触する
D大学	設置拒否	設置を希望しない	未整備または未接続	1,000人未満	・A社回線未整備地区
E大学	見送り	検討中	A社回線延長は困難	500人未満	・ボランティアとしての学生確保 ・元市施設としてA社回線を使用しているが、投票所予定地までの延長が困難
F大学	見送り	検討中	B社	500人未満	・A社回線未整備地区
G大学	見送り	設置を希望する	B社	500人未満	・A社回線未整備地区
H大学	見送り	設置を希望する	B社	500人未満	・A社回線未整備地区

取組内容

①イオンモール秋田

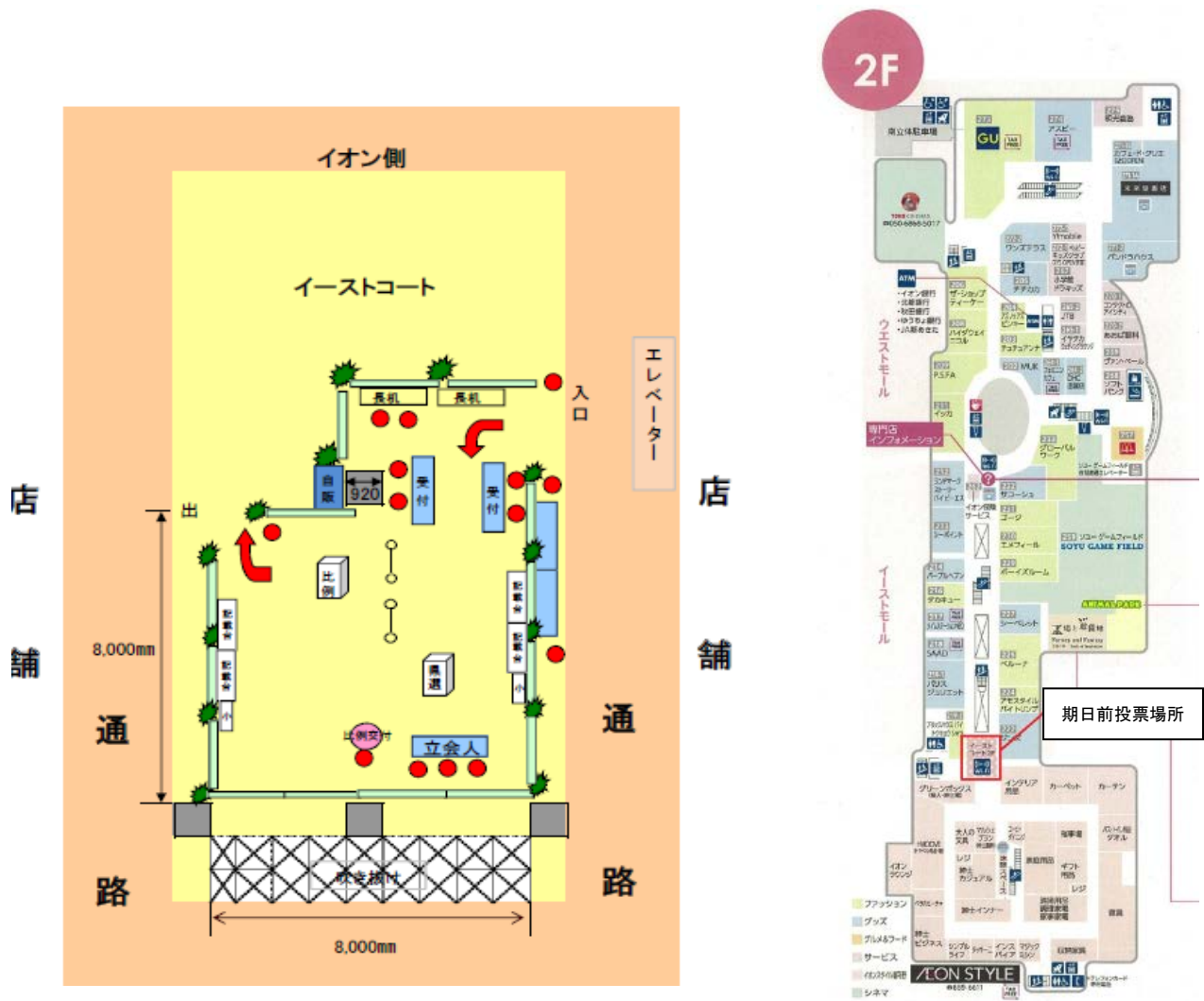
- ・設置期間：平成28年7月3日～9日までの7日間
- ・設置時間：午前10時～午後8時
- ・設置場所：イーストコート2階のイベントスペース（図1）

イオン側から提案があった場所であるが、十分な投票スペースを確保でき、人が集まりやすい場所であったため、選管が考えていた場所としても異論がなかった。

・周知方法

投票所入場券や「広報あきた」による周知のほか、イオンモールの各入口・エレベーターへの案内掲示、セントラルコート（イオンモールの中心にある吹き抜けスペース）への横断幕掲示、イオン店内放送、イオン総合案内前にて投票事務従事者が看板を持って案内するなどの周知を実施した。

(図1：投票所のレイアウト等)



イオンモール秋田の様子

②秋田大学

- ・設置期間：平成28年6月29日の1日のみ
- ・設置時間：午前11時～午後5時
- ・設置場所：学生会館内の研修室（図2）

食堂や売店が設置され学生が一番多く集まる学生会館内の研修室を利用した。

・周知方法

近隣住民への周知は、投票所入場券や「広報あきた」により周知を行った。学生に対しては、大学構内へのポスター等の掲示や案内看板の設置、啓発グッズやチラシの配布をはじめ、大学生自身による期日前投票日当日の投票の呼びかけなどを実施した。

（図2：投票所配置図・平面図（秋田大学））



秋田大学の様子

取組の実績・効果

①イオンモール秋田

- ・期日前投票者数：14,666人（秋田市全体の期日前投票者数70,776人の約20.7%）
- ・うち40代以下の投票者数の割合：約41%
- ・投票者数でみると、秋田市の当日有権者数の5.4%、全投票者数の9.4%を占めている

秋田市では抜群の知名度と集客力を持つ施設であり、商業施設特有の開放性や利便性もあり、買い物のついでに投票できることなどから、家族連れで訪れる若い世代の投票者の割合が、他の期日前投票所と比べ高くなっており、若年層の投票率向上に一定の効果があったと考えている。

②秋田大学

- ・期日前投票者数：416人
- ・うち10代：26人、20代：131人

（大学での期日前投票数全体の約38%であり、若年層の投票割合が高い結果となった）

市全体の投票率は58.00%（前回参院選から4.12ポイント増）であり、大学への期日前投票所の設置が、若年層への啓発効果を生み、全体の投票率向上にも一定の影響があったものと考えている。

また、期日前投票所には、学生だけでなく地域住民も多く訪れ、期日前投票所が地域と大学をつなぐ架け橋となり、選挙以外の面でも地域コミュニティの活性化等の効果があったと思われる。

気を付けた点・工夫した点

（名簿対照）

イオンモール秋田や秋田大学は市役所内の施設ではないため、選挙人名簿対照のためのシステムのセキュリティ確保（物理的、ネットワーク）には留意した。

具体的には、各期日前投票所の受付端末であるノートPCと市役所内のサーバー（市役所に設置）をインターネットとは分離された専用回線で結び、リアルタイムで選挙人名簿対照及び消し込みを行えるよう、新たにシステム構築を行った。投票所入場券に印刷されたバーコードを読み込むことにより、PCの画面に本人の住所氏名などの情報や投票状況が表示され、名簿対照を速やかにかつ的確に行えるようにした。

【システム費用】

費目	金額
回線引き込み費用（初期工事）	439,020円
選挙時にかかるイーサネット回線使用料（基本・回線使用料）	127,440円
期日前投票システム運用手数料（システム運用手数料）	114,720円

（投票所の工夫）

イオンモール秋田では、買い物のついでに気軽に投票してもらうため、投票所の周りを低めのパーテーションや植栽で囲み、投票所らしくない雰囲気と開放感が出るように配慮した。また、民間施設かつ

娯楽施設でもあることから、可能な限り堅苦しい雰囲気を出さないよう、事務従事にあたっては笑顔での対応を心がけた。

投票所内のレイアウトに関しては、混雑時（受付待ちの行列等）に通行人や付近の店舗に迷惑をかけないための動線やスペースの確保を考えた。

（設置場所と効果的な周知）

秋田大学では、敷地が広大であるため、投票所の場所の選定には苦慮した。

具体的には、すべての学生が学部を問わず知っている場所、可能な限り敷地の中心にある場所、敷地の入り口（正門）から誘導しやすく分かりやすい場所、2階以上の場合はエレベーターが設置されているかどうかといった観点から設置を検討した。

また、学生の選挙への関心を高めるため、実際に学生を中心に準備や事務を行ってもらい、選挙を体感してもらうよう心がけた。具体的には啓発グッズの配布、チラシの配布、投票の呼びかけ、投票所の設営にのべ18名の学生が従事した。従事した学生からは、「投票所の雰囲気を知りたくて参加した。ミスが許されない仕事で気を使ったが、役に立ててうれしい。」との声があり、新聞でも取り上げられた。

今後の課題・展開

イオンモール秋田は大規模な商業施設であることから、いかに効果的な案内表示を行うか苦慮している。また、選挙の都度、投票スペースの提供を依頼するが、必ずしも同じ場所を確保できるとは限らず、前回のノウハウがそのまま適用できず、毎回レイアウトや混雑時の周辺対応等を考える必要がある。

秋田大学については、今後も引き続き実施していきたいが、長期の休み期間（夏休みなど）に選挙が実施される場合、期日前投票所の設置自体を検討する必要がある。また、今回の実施状況等も踏まえながら、今後、設置期間や開設時間の拡大についても検討していきたい。

事例 6 秋田県湯沢市

～病院への期日前投票所の設置～

- 市の面積：790.9km²
- 市の人口：46,613人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：42,050人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：61箇所
- 期日前投票所数：5箇所（公共施設、病院）
- 直近選挙の投票率：59.94%（H28参）54.58%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：42.80%、19歳：25.54%（H28参）

取組に至る経緯

選挙管理委員会では、投票率低下に歯止めをかけるため、当初は他の自治体が行っている大型商業施設への期日前投票所の設置を考えたが、湯沢市には適切な大型商業施設がなかった。そのため、交通弱者（乗合タクシーやバス等を利用）や高齢者の多くが利用する「雄勝中央病院」に期日前投票所を設置することについて検討した。

雄勝中央病院は、1日平均来院者数が約640人、入院患者数190人、また付添いやお見舞いの方も多く来院していることから、診察や薬をもらうまでの待ち時間等を利用した投票が可能となれば、投票率の増加も見込まれるとともに、病院側の不在者投票事務を軽減することも可能になると考えた。

また、全国的にも地域の総合病院に期日前投票所を設置している自治体はなく、平成28年の参議院選挙から設置できれば、より一層の選挙啓発が図られると考えた。

平成27年7月下旬に、電話により投票所設置を病院へ打診し、数日後に病院へ出向き、具体的な交渉を開始した。病院側には「地域に恩返ししたい」という考えがあり、期日前投票所設置が地域への恩返しになると捉えられ、交渉当初から好意的に対応いただいた。その後、具体的な設置場所や設置時間などの協議を進めた（正式な合意日は、協定締結日である平成28年4月27日）。

なお、今回の参院選での実施を契機に、病院側と目的、期間、使用料、責任、個人情報保護のあり方などを内容とする協定を結んだところであり、今後の設置に向けても、さらにスムーズな交渉が可能になると考えている。

（表1. 期日前投票所設置に係る主なスケジュール）

実施時期	取組内容
平成27年7月下旬	雄勝中央病院へ期日前投票所設置を打診
平成27年11月	企画立案・予算計上
平成27年12月～平成28年3月	仕様詳細の検討・協議・決定
平成28年4月27日	期日前投票所設置の協定書締結 （指定場所一時使用に関する協定書）
平成28年4月～6月	期日前投票システム構築、導入
平成28年6月15日	市広報への折り込みチラシで雄勝中央病院への期日前投票所設置を周知
平成28年6月22日	期日前投票所の設営
平成28年7月8日	期日前投票所の撤収

取組内容

○設置期間：6月23日～7月8日（土日除く）の8：30～15：00

他の期日前投票所と同様に、公示日の翌日から選挙期日の前日までとしたが、設置時間については、病院の意向で外来患者の来院が見込める土日を除いた平日の8時30分から15時までとした。

○設置場所：1階ロビー（正面入口すぐ）

病院の正面入口を歩いてすぐのロビーの使用を選管から提案し、病院側からもその他の場所の提案がなく合意を得た。ロビーは1階にあり、バリアフリー対策も講じられていることに加え、スペースが広く圧迫感のない明るい場所であるため、投票所へ行くことが困難な方でも気軽に投票できる環境づくりが可能であった。

また、投票所のレイアウトについては、選挙管理委員会において病院から提示された使用可能なスペースの中に、必要な機材等を設置できるよう工夫し、図1のとおりとした。

- 投票記載台（3人用及び1人用）：各2台
- 投票箱及び投票箱用置台：各2つ
- 記載台照明器具：8個
- 長机：6台
- イス（事務用）：7脚
- パーティション：10台
- ノートパソコン（期日前投票受付用）：2台
- プリンター：1台 等



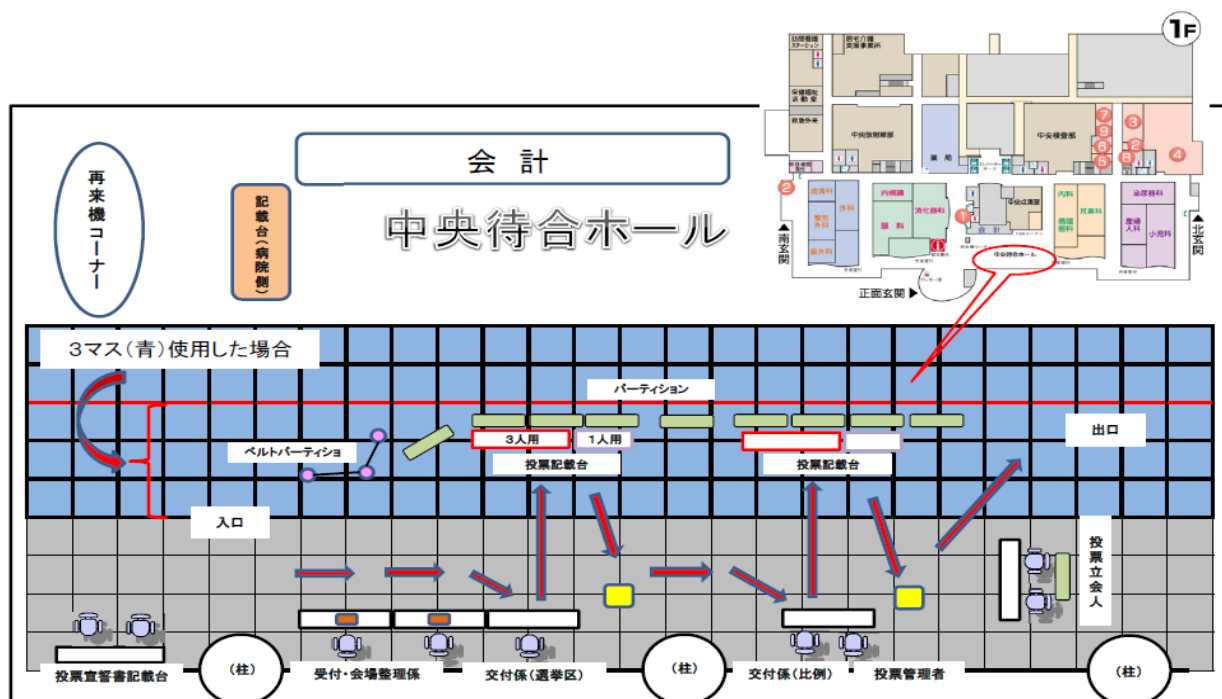
投票所の様子



機器の設置の様子

(図1. 投票所レイアウト)

病院内の1階、バリアフリーで圧迫感のない明るいロビーに設置。



○人員体制

表2のとおり、選挙管理委員会の配置人数を病院側へ提示し、病院側からの職員派遣は要望しなかった。

(表2. 人員体制)

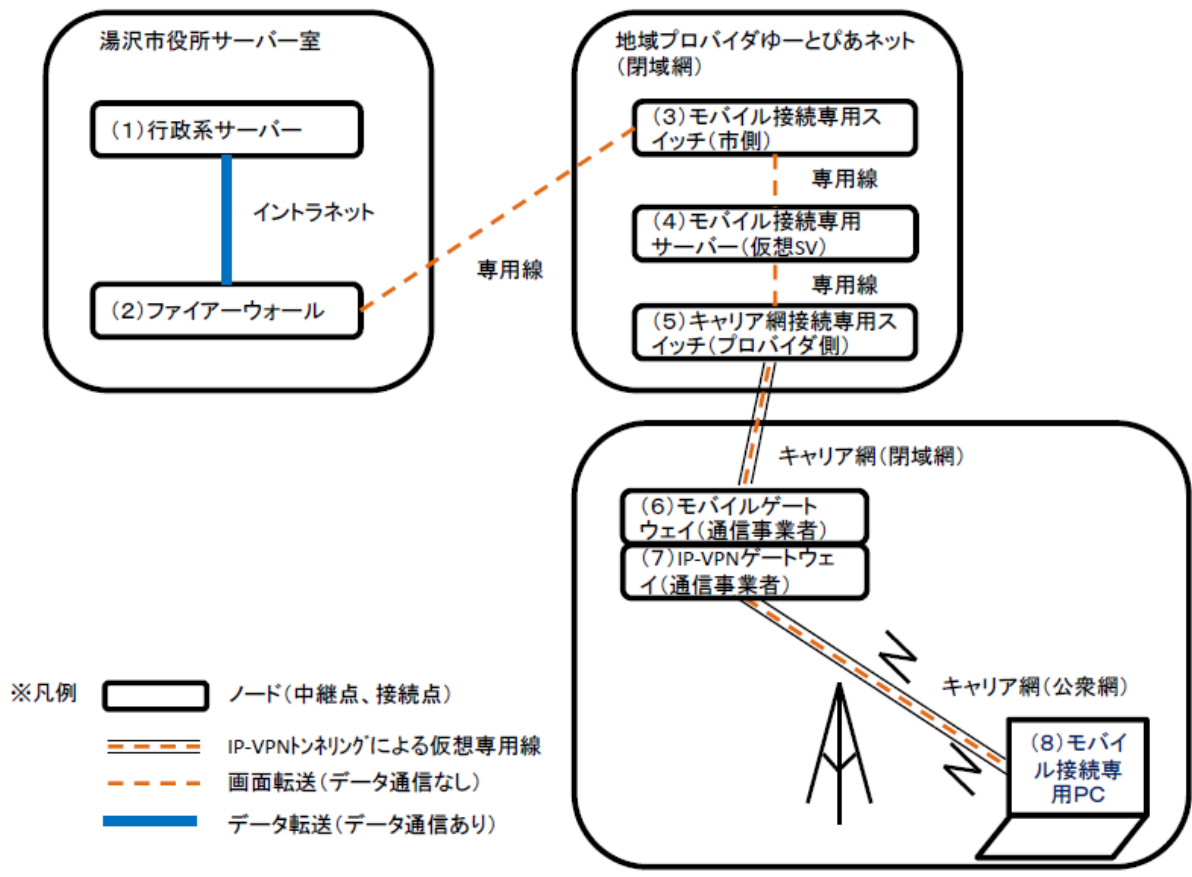
役割	人数	所属・役職
受付・会場整理係	2人	臨時職員
投票用紙交付係	1人	市職員
庶務係(投票用紙交付係兼務)	1人	市職員
期日前投票管理者	1人	市職員(部長・課長・班長)
期日前投票立会人	2人	選任された人

○期日前投票システムの構築

このほか、期日前投票所の増設に伴い、新たに病院内に期日前投票システムを構築した。

期日前投票システムの構成は図2のとおりであるが、雄勝中央病院まで有線で光通信回線を引くと費用が高くなるため、無線回線を利用し費用を抑えた。また、有線は物理的なインフラで市の資産となってしまうため、維持管理や運用に係る費用も発生するという観点からも、無線回線を採用した。

(図2：期日前投票システムモバイル接続環全体像)



(セキュリティ対策)

盗聴対策のため、VPN技術を採用し通信経路を専用回線とした。不正アクセス対策のため、キャリア閉域網VPNサービスとキャリアGWサービスを利用した。

(システム導入費用)

費用区分	費目	金額
初期費用	期日前投票システムモバイル接続環境整備	1,354,320 円
	期日前投票システムセットアップ	832,680 円
	サーバ及びパソコン一式購入	3,105,000 円
運用費用	期日前投票ネットワーク通信料	118,130 円/月

○諸経費

期日前投票所の増設に伴い必要となった経費は、以下のとおりである。

費目	金額 (実績)	金額 (H28 予算)
通信料	237 千円/2 ヶ月	237 千円/2 ヶ月
期日前投票システム導入費	2,187 千円	2,425 千円
備品購入費 (サーバ等一式、長机、イス等)	3,179 千円	3,461 千円
期日前投票立会人報酬	日額報酬 9,500 円	
臨時職員賃金	日額賃金 5,800 円	

取組の実績・効果

病院で期日前投票を行った者は1,220人（市内の期日前投票者数の約10%）であり、来院者の多い午前9時～11時に利用者が集中した。市内の投票率、期日前投票者の割合も増加し、病院に期日前投票所を設置した効果があったと考えている。

（参考）

H28 参院選投票率：59.94%、期日前投票者の割合：46.89%、期日前投票者数：11,788人

H26 衆院選投票率：54.58%、期日前投票者の割合：41.74%、期日前投票者数：9,539人

また、病院内で投票ができることについては、利用者の口コミで広まったり、テレビや新聞等にも取り上げられることにより、知名度が増加し、投票参加にも一定の効果があったものと考えている。

工夫した点

期日前投票所設置に関する周知は、全戸配布をしている参院選啓発用チラシを利用するほか、期日前投票所に配置された市職員から、事務に余裕ができた時間帯に、投票所入場券を持参しなくても投票できる旨を、来院者に対し口頭で呼びかけた。

事務従事体制としては、これまで期日前投票事務従事者のための研修会の開催や手引きの作成はなかったが、期日前投票所の増設に伴い、「参議院議員通常選挙 期日前投票事務のてびき」を新たに作成し、期日前投票事務従事者を対象とした研修会を初めて実施した。また、初めての取組でもあったことから、投票管理者には、トラブルに対応できる経験のある職員（選管OB）を配置した。

投票時間については、外来患者が来院する15時までとし、投票スペースの混雑緩和のため、病院の職員にはできるだけ14時以降に投票するよう、周知いただきたくなど、病院側の配慮もいただいた。

今後の課題

今回の参院選では、期日前投票システムのネットワーク障害がたびたび発生した。原因は明確ではないが、システムの仕様が「ある一定時間のアイドル状態が続くと切断される」といったものになっていたことが考えられ、期日前投票期間中は、ある程度時間が経過したらダミーでもアクセスするなどの運用でトラブルを回避した。また、無線回線ということもあり、ネットワークの接続が多少不安定になったことも考えられるため、今後は、システムの仕様とネットワークの安定性の両面から改善を図ることを考えている。

また、これまで期日前投票所は4箇所を設置されていたが、病院に増設したことにより、新たに市職員3名、臨時職員2名を確保する必要が生じたため、今後、経験のある事務従事職員の不足をどのようにカバーするかが課題である。

事例 7 千葉県富里市 ～高等学校への期日前投票所の設置～

- 市の面積：53.9km²
- 市の人口：49,636人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：41,335人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：11箇所
- 期日前投票所数：3箇所（公共施設、高等学校）
- 直近選挙の投票率：46.91%（H28参）44.43%（H27市議）45.47%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：47.20%、19歳：36.57%（H28参）

取組に至る経緯

選挙権年齢の引下げに先立ち、若い世代の選挙に対する意識を把握し、選挙啓発の取組の参考とするため、平成27年6月に県立富里高校の全生徒を対象にアンケートを実施した。本アンケートは、選挙管理委員会事務局が独自に行ったものではなく、市の企画部門が実施する市民意識調査に相乗りして実施した。

アンケート調査の結果、「選挙権年齢の引下げを知らない」との回答が約半数を占めていたことに加え、富里高校の生徒のうち市内在住者が、全生徒の約4割と相当数にのぼることが明らかとなった。そのため、より一層の生徒に対する意識啓発や投票機会の拡充が必要であると考え、市選挙管理委員会からの提案により、市内で唯一の高校である富里高校に期日前投票所を設置することとした。これまで期日前投票所は2箇所であったが、当高校が加わったことで3箇所となった。

高校側とも、設置場所や時間帯などについて十分に打合せを重ねた上で、当日に臨んだ。

【アンケート結果】

- 対象：富里高校1学年から3学年までの全生徒 回収数705人
- 実施時期：平成27年6月
- 調査結果：
①選挙権年齢の引き下げについて知っているか。
知っている49.1%、知らない46.9%、無回答4.0%
②投票に行きますか？
行く30.9%、行かない22.0%、わからない43.1%、無回答4.0%
※投票へ行かない主な理由：どの政党にも議員にも期待しない、政治に関心がない等

取組内容

【高校への期日前投票所の設置】

○日時：6月28日（火） 12時30分～16時30分まで

○場所：富里高校1階・第2応接室

○対象者：投票時に有権者となる生徒約 30 名

なお、期日前投票日を、6月28日とした理由は、次のとおりである。

- ・期日前投票期間は約2週間あるが、当高校での有権者数は30名程度と想定されるため、適切な周知を行うことにより、投票日は1日かつ午後のみで十分と考えた。
- ・生徒が昼休みと放課後に投票できるよう、上記時間帯の4時間とした。（昼休みは12時40分から13時20分まで。また放課後は15時45分以降）

【配置人数及び投票所の様子】

- ・期日前投票所管理者 1名
- ・期日前投票立会人 2名
- ・事務従事者 5名（会場案内・宣誓書記載案内・受付・投票用紙交付）
- ・駐車場整理（警備員） 1名



【事業費】

報酬（管理者・立会人 各1名）	20,600円
※上記他立会人に職員1名配置（報酬発生なし）	
費用弁償（報酬に同じ）	2,000円
委託料（人材派遣2名・警備員1名）	31,069円
期日前投票管理システム追加ライセンス	270,000円
合計	323,669円

【市民への周知方法】

市広報紙やホームページ、投票所入場券、選挙運動用ポスター掲示場（85箇所）、横断幕（3箇所）、立看板（1箇所）に期日前投票所の設置期間等を掲載した。

また、以下のとおり、富里高校の生徒に対しても、本校における期日前投票の概要や不在者投票などについて周知を図った。

- H27.6月 富里高校全校生徒を対象にアンケート調査を実施
- H27.12月 富里高校全校生徒に啓発パンフレットを配布
- H28.4月 富里高校全校生徒を対象に選挙啓発セミナー（模擬投票等）を実施
- H28.4月 富里高校全校生徒を対象にアンケート調査を実施
- H28.6月 参議院議員通常選挙における新有権者（18・19歳）に啓發文書送付

取組を進める上で考慮した点

生徒が通常通り登校している環境下での期日前投票所の設置であったため、一般の有権者が長時間校内に留まらないよう、期日前投票所の設置期間は1日のみ为数時間とした。また、設置場所についても、入口になるべく近い位置に設け、動線を分かりやすくした。

一般の有権者が高校内に入ることから、警備員1名を配置することに加え、時間を決めて警察官による見回りを行った。

なお、二重投票が発生しないよう、名簿対照にあたっては、市役所との電話連絡による確認を密にした。

【投票所の場所（富里高校校舎図（1階））】



取組の実績・効果

高校での投票者数は、以下のとおり。

区分	高校全体の投票者数	うち18歳の投票者数	うち一般有権者	その他
人数	32人	11人	19人	2人
備考		すべて富里高校の生徒	先生など学校関係者含まず	6/28時点で17歳の生徒

今回の高校への期日前投票の設置について、最も対応に追われたのはマスコミからの問合せであったが、同時に今回の取組を対外的に広くPRができたともいえる。首都圏地域において、高校での期日前投票を行っている団体は当市のみであったため、首都圏にあるマスコミ（本社含む）の取材申込が集中

した。テレビ局 7 社、新聞社 9 社が取材に訪れ、地元放送・地方紙のみならず、全国放送ネット・全国紙に放映・掲載された。

また、投票した高校生の感想として、新聞記事では、以下のようなコメントが掲載された。

- 投票日は大学見学に行く予定があったので、本日投票できてよかった。
- 学校に投票所があると便利。ちゃんと投票しようと思える。
- とても緊張しました。前日までインターネットや新聞でたくさん調べて、自分の思いに近いことを訴えている人に投票しました。
- 難しいけどきちんと調べて投票しなければという意識にさせられた。

取組がうまくいった要因

高校は主権者教育の取組に積極的であり、市選挙管理委員会の取組への理解が、今回の実施に至った大きな要因の一つである。

また、富里市では、平成 23 年から高校生が投票事務に従事しており、投票に関する意識付けの取組がなされてきた背景も考えられる。この取組は、高校生の職場体験の延長として位置付けており、具体的には、投票所での案内係や用紙交付などの業務を担当してもらった。

午前中に 2 名、午後 2 名と 1 日あたり 4 名従事してきた実績がある。

今後の課題

期日前投票所は 3 箇所設置されたが、当高校のみオンライン化されていない。今回の期日前投票では、一般の有権者 19 人について、電話でやりとりを行ったが、特にトラブルなく待ち時間も発生しなかった。

オンライン化をしていない理由としては、主として費用負担（月額の利用料負担）の問題があげられる。また、高校でのオンライン化については、高校が県の施設であるため、市の施設と違ってスムーズに進めることが難しかったことが挙げられる。

今後は、投票立会人等への新有権者の起用も検討していきたい。

事例 8 石川県白山市

～大学や商業施設への期日前投票所の設置と
巡回バスによる移動支援～

- 市の面積：754.9km²
- 市の人口：109,287人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：92,906人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：45箇所
- 期日前投票所数：10箇所（公共施設、大学、商業施設（アピタ松任店））
- 直近選挙の投票率：60.45%（H28参）57.55%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：51.83%、19歳：41.61%（H28参）

取組に至る経緯

【期日前投票所の設置】

本市では、近年投票率が低下傾向にあり、とりわけ若年層の投票率向上が喫緊の課題となっていた。こうした中、選挙管理委員会が主体となって検討を進め、投票率向上策の一つとして、市内の商業施設や大学に期日前投票所を設置することとした。

商業施設については、集客力に優れた市内大型ショッピングセンター内を想定し、多くの来場者が期待できる市内で最大の店舗面積である「アピタ松任店」とし、平成26年の県知事選挙から実施した。大学については、金城大学で実施することとし、平成28年参議院選挙から実施した。取組内容の検討にあたっては、総務省から平成25年及び平成28年の参議院選挙前に示された設置事例などを参考にした。

【投票所等への移動支援】

人口減少に伴い、選挙のたびに毎回同じ選挙人が投票立会人となり、負担が大きいといった地元からの要望があったため、平成28年参議院選挙から、山間部の投票所（2箇所）を廃止し、別の投票所に統合した。これを受けて、当地区の有権者の投票環境確保のため、投票日当日に送迎バスを運行することを決定した。移動支援が執行経費の対象となることも、この決定を後押しした。

対象地区に対しては、住民説明会を開催した。

取組内容

【期日前投票所の設置】

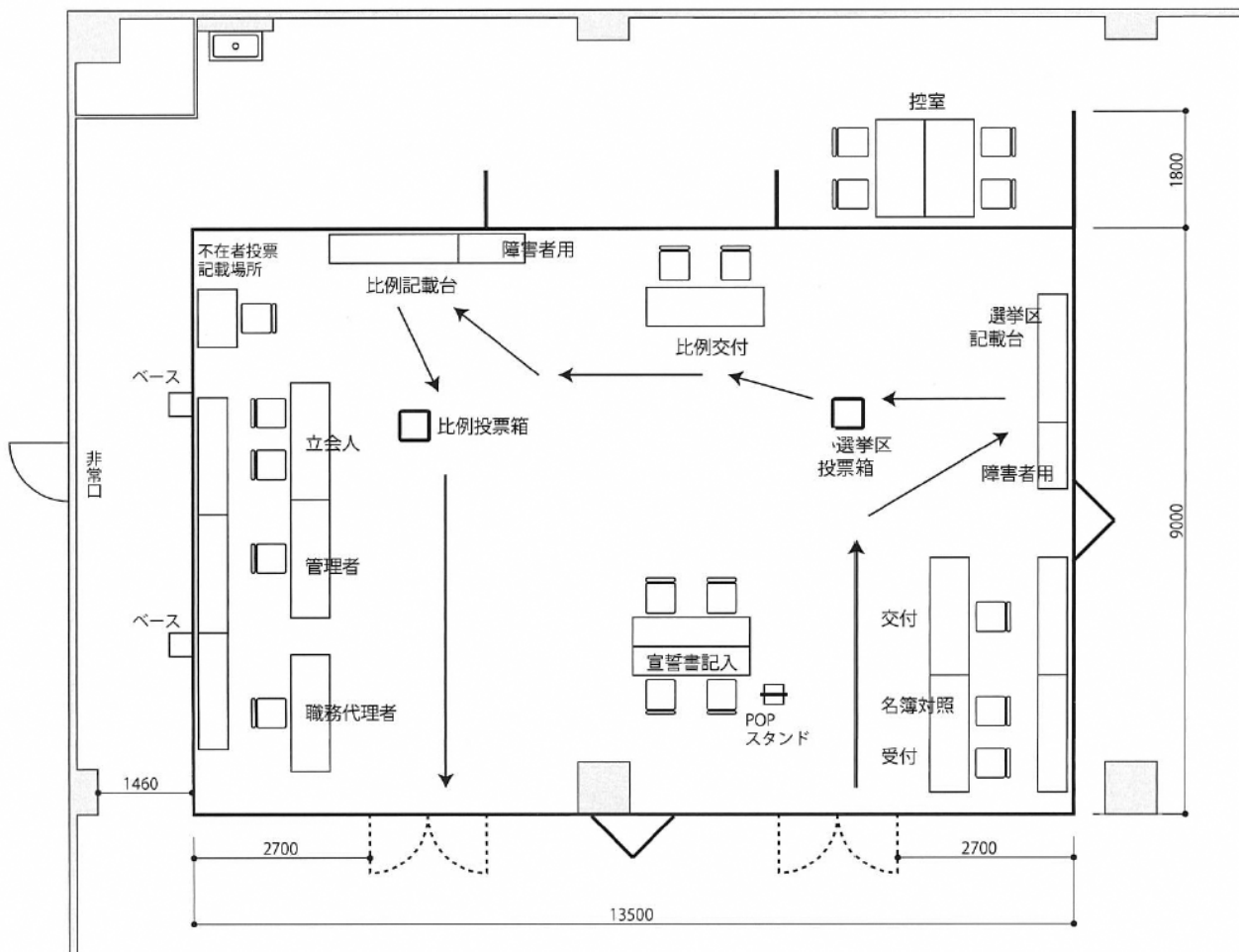
○商業施設（アピタ松任店）

- 実施期間：7月2日（土）から9日（土）まで（8日間）
国や県の選挙では周知がより必要と考え、上記8日間設置し、一方、これまでの市の選挙では、告示日翌日から投票日前日の6日間設置した。
- 実施時間：10：00～20：00
アピタ松任店は「9時開店、21時閉店」であるため、投票所の設置にかかる準備や後片付け時間を考慮して、10時から20時までとした。

- 実施場所：3階のイベントスペース（約140㎡の広さ）
- 事務体制：7～8名体制（市職員は5～6名で受付、投票用紙の交付、案内などに従事。
 そのほか、シルバー人材センター1名が受付、派遣社員1名がパソコン操作に従事）
- 周知方法：市広報、入場整理券及び同封筒、市HPをはじめ、アピタ松任店の正面玄関への予告看板の設置などを実施した。また、アピタ松任店の協力を得て、店内放送も実施した。
- 名簿対照：すでに本市の8箇所の期日前投票所を繋ぐシステムが構築されており、アピタ松任店へも同様にネットワーク化を図った。
- 実施経費：アピタ松任店とは使用貸借契約を交わしているが、賃借料は無料。
 その他経費は以下のとおり。

• パーテーションや案内看板代	600千円程度
• パソコンなどの費用	なし（初期費用は600千円程度）
• システム機器設定等	150千円程度
• ネットワーク通信回線	33千円

【期日前投票所レイアウト図】



○大学（金城大学）

- ・実施期間：7月1日（金）9時～17時
授業や教室の利用状況など学校側と調整した結果、1日のみの実施とした。
実施時期は、参院選の期間のほぼ中間あたりに調整し、7月1日とした。
- ・実施場所：大学棟の1階の実習室
- ・名簿対照：1日のみの設置であることや、大学の設置地域の選挙人の数などを踏まえ、当日は、紙の選挙人名簿をもとに、電話で名簿対照を行った。
- ・周知方法：学内の掲示板に期日前投票チラシを掲示。また、学内放送でも投票を呼びかけた。
- ・実施経費：設置場所は無料で使用した。
看板などの雑費、数万円程度のみであり、国費で対応できた。

【投票所等への移動支援】

- ・実施時期：7月10日（日）（1日のみ）
- ・運行形態：午前・午後に各1便送迎バス（市所有バス）を運行した。
ルートは、対象となる内尾（うちお）地区、阿手（あて）地区の2地区を巡回した。
当該地区には、すでにバス路線が存在していたため、送迎バスは、既存のバス停を利用して、対象地区住民に利用してもらった。
運転手は市職員やシルバー人材センターの2名体制とした。
- ・実施経費：1万円程度（人件費のみ）
- ・周知方法：各戸配布のチラシによる周知。また、対象地区の各区長からも周知をしていただいた。
- ・その他：対象地域の人数は、それほど多くなく、住民はほぼ顔見知りであるため、利用券等の発行は行っていない。

効果・実績及び今後について

○商業施設（アピタ松任店）

利用者数は、全期間で5,309名。

女性や若年層をはじめ幅広い層の方々から利用されており、市民にも好評である。期日前投票の設置場所としては、市民に定着しているといえる。

一方、アピタ松任店側は、集客の向上につながっているというメリットもあり、期日前投票に関して協力的である。

○大学（金城大学）

利用者数は、36名。

大学とは設置場所や設置時間について調整を行ったが、とても協力的で啓発活動も含めてスムーズに実施できた。ただ、学生のいない春夏休みやテストの時期は開設が困難のため、留意が必要である。

今後も継続して実施していくか、さらに利用しやすくなるにはどのように実施していけばよいか、今後検討していきたい。

【投票所等への移動支援】

利用者数は、午前・午後ともそれぞれ5~6名の利用があり、合計で10名を超えた。利用者のほとんどは高齢者であった。

山間部は交通弱者が多いため、当面は今後とも継続していく予定である。今後は、運用の時間帯を考慮していくとともに、投票所が統合された地区だけでなく、運行沿線の地区の方も利用できるようにすべきかどうか検討していく。

【投票所等への移動支援の周知用チラシ】

**投票できる場所(投票所)が
変わりました!**

平成28年6月23日

町内会 各位

白山市選挙管理委員会
委員長 村山 園 八
(公 印 省 略)

投票所の変更及び投票日当日の送迎について (お知らせ)

これまで皆さんにご利用いただいております「阿手生活改善センター会議室」投票所の廃止に伴い、来る7月10日(日)執行の参議院議員通常選挙より、貴町会で選挙権のある方(選挙人)の投票所が下記のとおり変更となりますのでお間違えのないようお願い致します。

なお、投票日当日は、午前と午後選挙用の送迎バスを1便ずつ運行いたします。最寄りのバス停より乗車できますのでご利用下さい。

記

1 投票所 鳥越公民館会議室1・2 (白山市別宮町口170番地)
2 投票日 平成28年7月10日(日)
3 送迎バス [運行経路及びバス停予定時刻]

《行き》
(午前の便) 阿手町 ⇒ 数瀬町 ⇒ 三ツ瀬町 ⇒ 鳥越公民館
10:00 10:05 10:08 10:20(着)

(午後の便) 阿手町 ⇒ 数瀬町 ⇒ 三ツ瀬町 ⇒ 鳥越公民館
15:00 15:05 15:08 15:20(着)

《帰り》 ◎午前の便、午後の便とも投票が済み次第出発致します。

内尾地区・下折地区にみなさまへのお知らせ

7月10日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。

今回の選挙から
第35投票所(内尾道場)が廃止となり第34投票所(かわち保健センター)に替わります。

地域の皆様には、ご不便をおかけしますがよろしくお願ひします。

送迎バスを運行しますので、ご利用ください。

午前10時と
内尾バス停前を出発します。
午後 3時と

お問い合わせ先
河内市民サービスセンター
272-1100

事例 9 福井県福井市

～商業施設及び大学への期日前投票所の設置～

- 市の面積 : 536.4 km²
- 市の人口 : 265,904 人 (H27 年国勢調査)
- 選挙人名簿登録者数 : 219,616 人 (H28 参 (選挙時登録))
- 投票所数 : 108 箇所
- 期日前投票所数 : 14 箇所 (公共施設、商業施設、大学)
- 直近選挙の投票率 : 53.18% (H28 参) 38.83% (H27 市長) 48.70% (H27 市議)
46.92% (H27 知事) 46.79% (H27 県議) 47.01% (H26 衆)
- 18、19 歳の投票率 : 18 歳 : 45.09%、19 歳 : 32.10% (H28 参)

取組に至る経緯

選挙権年齢の引き下げを受け、選挙管理委員会では大学への期日前投票所の設置が若者の投票率向上につながると考えた。また、平成27年6月の市議会において、商業施設や大学への期日前投票所の設置について議論があったことも、設置の後押しとなった。

①アピタ福井店、ラブリーパートナーエルパ、ショッピングシティベル、パリオ CiTY、西武福井店への設置

福井市街地内で均衡のとれた配置になるよう、選挙管理委員会において商業施設3箇所（アピタ福井店、ラブリーパートナーエルパ、ショッピングシティベル）を選出した。平成27年7月頃に商業施設3箇所に打診し、3箇所とも了解が得られた。最終的に同年9月に設置が決定し、その後設置場所や設置時間等の具体的な調整を開始、12月の福井市長選挙にて初めて設置した。

その後、新たに商業施設2箇所（パリオ CiTY、西武福井店）から設置の要望を受け、平成28年7月の参議院選挙では合わせて5箇所の商業施設に期日前投票所を設置した。

商業施設としては集客効果が見込まれること、選挙管理委員会としては平成27年の商業施設への期日前投票所の設置が「買い物ついでに気軽に投票できた」「明るい雰囲気投票しやすかった」と利用者から好評だったことが増設につながった。

②福井大学、福井工業大学への設置

平成27年7月から平成28年3月にかけて福井市内の大学4校に打診し、構内が工事中であった2大学を除いて了解が得られた。最終的に平成28年5月に福井大学、福井工業大学への設置が決定し、その後設置場所や設置時間等の具体的な調整を開始、7月の参院選にて初めて設置した。

取組内容

①アピタ福井店、ラブリーパートナーエルパ、ショッピングシティベル、パリオCiTY、西武福井店への設置

今回の参院選における商業施設への期日前投票所の設置状況は、以下のとおりである。

投票所	設置期間	投票時間	備考
アピタ福井店 (2階まなびサイト前)	6月23日(木) ~7月9日(土)	午前9時~ 午後8時	平成27年12月 福井市長選挙 より設置
ラブリーパートナーエルパ (2階エルパホール)		午前10時~ 午後8時	
ショッピングシティベル (1階特設会場)			平成28年7月 参議院選挙 より設置
パリオCiTY (2階専門店街)			
西武福井店 (8階特設会場)		午前10時~ 午後7時30分	

(設置場所及び期間)

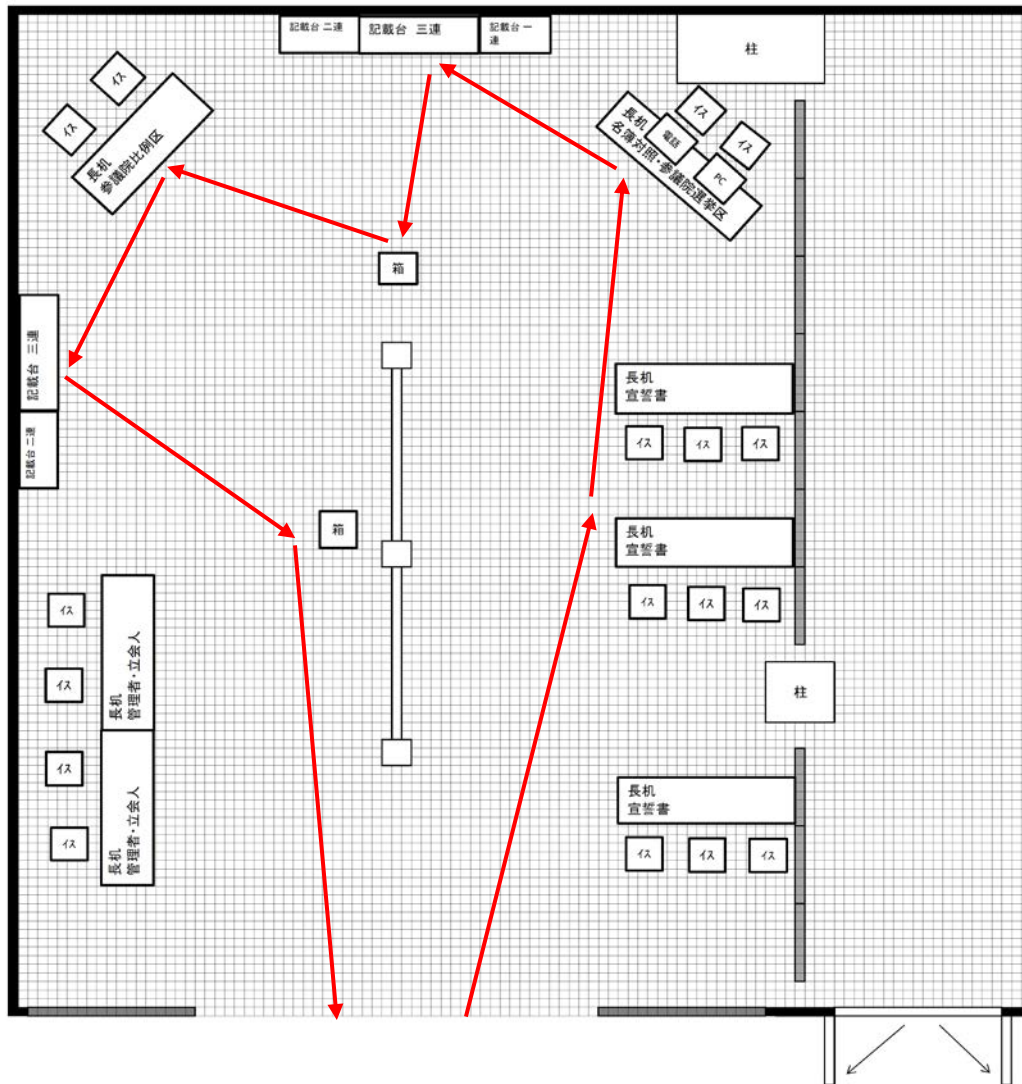
設置場所は商業施設から提案を受け、①人が集まりやすい場所か、②システムを使用するための電源があるか、③広さは十分か、④わかりやすい場所か、⑤駐車場から近いかな等の点を踏まえて決定した。設置期間は、期日前投票期間の全期間、投票時間は各店舗の営業開始時間から午後8時(西武福井店のみ営業終了時間である午後7時30分)までとした。

5箇所のうち、例としてラブリーパートナーエルパの設置場所及びレイアウト図を以下に示す。

【設置場所(ラブリーパートナーエルパ)】 ※HPフロアガイドより作成



【投票所のレイアウト図（ラブリーパートナーエルパ）】



（人員体制）

当日の体制は、投票管理者（1名）、投票立会人（2名）、事務従事者（職員2～3名、民間人2～3名）である。民間人はこれまでの選挙と同様、ファミリーサービスという人材登録所で募集をかけた。

（周知方法）

投票所の周知は、一部商業施設のチラシへの掲載や館内放送での案内、ショッピングシティベルにて福井市明るい選挙推進協議会による啓発物資（冷却シート）を配布しながらの街頭啓発を行った。



啓発物資（冷却シート）

(所要経費)

今回の参院選における商業施設5箇所を合わせた経費は 13,100 千円 (うち人件費 6,851 千円、物件費 6,249 千円) だった。期日前投票所を増設してもシステムの改修を要しなかったため、システム改修等の費用は発生していない。

(単位：千円)

科目	執行額	内容
人件費	6,851	投票管理者等への報酬、職員手当、賃金等
物件費	6,249	設置委託料、施設使用料、需用費、役務費、備品購入費 等
合計	13,100	

②福井大学、福井工業大学への設置

今回の参院選における大学への期日前投票所の設置状況は、以下のとおりである。

投票所	設置期間	投票時間	備考
福井大学文京キャンパス (大学会館共同談話室)	7月6日(水) ~7月8日(金)	午前10時~ 午後6時	平成28年7月 参議院選挙 より設置
福井工業大学福井キャンパス (大学2号館1階学生ロビー)			

(設置場所及び期間)

設置場所は大学から提案を受け、商業施設への設置と同様の条件で選定した。

設置期間は、投票日直前の平日3日間、投票時間は学生が多く集まる午前10時から午後6時までとした。

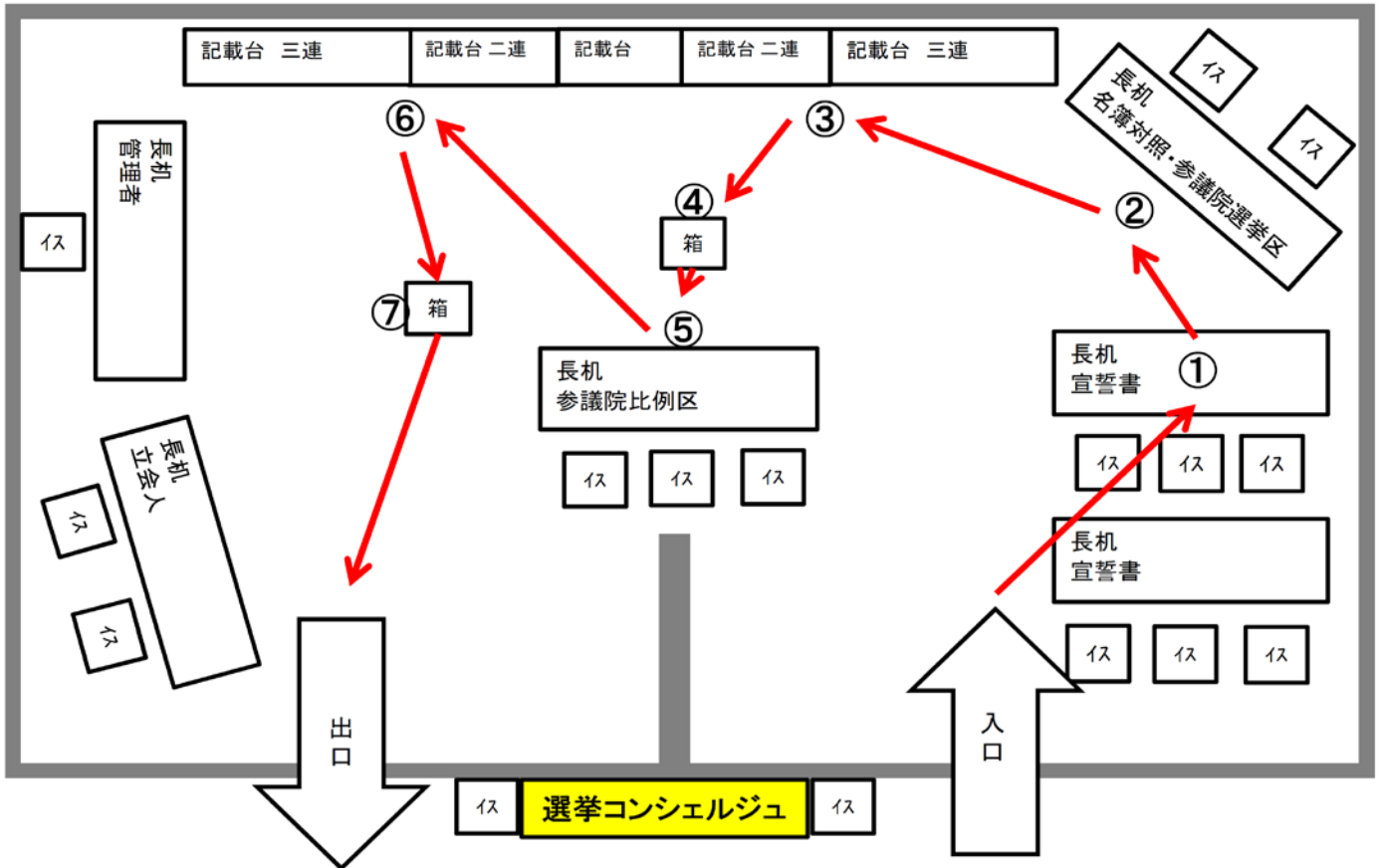
2箇所のうち、例として福井大学の設置場所及びレイアウト図を以下に示す。

【設置場所 (福井大学)】



※福井大学 HP キャンパスマップより作成

【レイアウト図（福井大学）】



（人員体制・周知）

当日の体制は、商業施設と同様である。投票所の周知は、福井大学では、全学生が登録している学内専用のポータルサイトを活用して全学生へ案内メールを送信した。

（所要経費）

今回の参院選における大学2箇所を合わせた経費は 2,472 千円（うち人件費 277 千円、物件費 2,195 千円）だった。期日前投票所を増設してもシステムの改修を要しなかったため、システム改修等の費用は発生していない。

（単位：千円）

科目	執行額	内容
人件費	277	報酬、職員手当等、賃金
物件費	2,195	設置委託料、施設使用料、需用費、役務費、備品購入費 等
合計	2,472	

取組の実績・効果

投票率は、平成25年の参院選より 3.85 ポイント上昇した。また、期日前投票者数も前回に比べ 19,353 人増加しており、商業施設及び大学に期日前投票所を設置した効果があったと考えている。

なお、大学における期日前投票所の利用者のうち約半数が 10～20代であり、若年層の利用が多かった。

(平成25年の参院選との比較)

執行年	投票率	期日前投票者数
平成25年	49.33%	22,796人
平成28年	53.18% (前回比+3.85%)	42,149人 (前回比+19,353人)

(各商業施設及び大学における期日前投票者数)

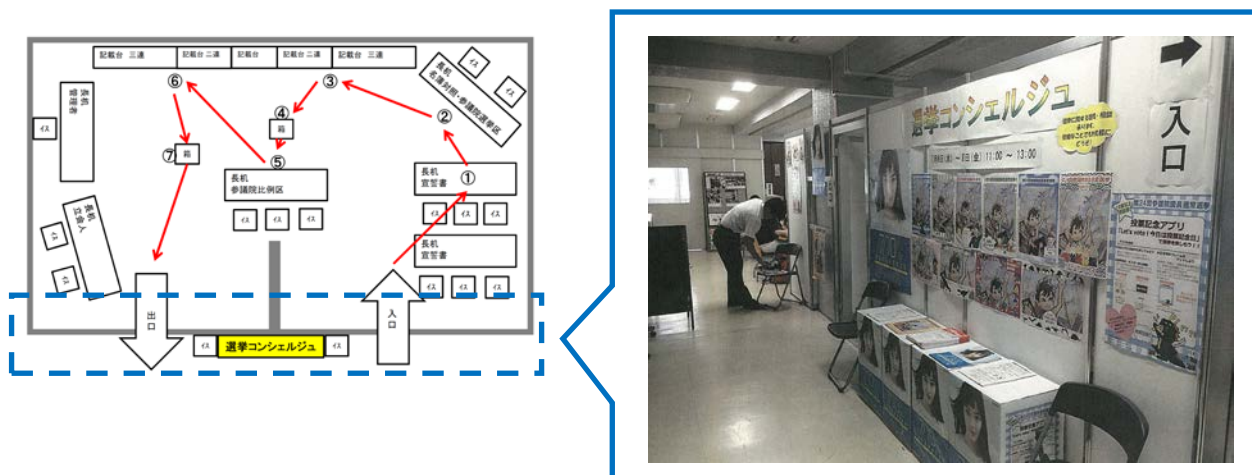
投票所	投票者数	うち10~20代
アピタ福井店	6,153人	517人
ラブリーパートナーエルパ	5,355人	708人
ショッピングシティベル	9,769人	844人
パリオCiTY	3,833人	385人
西武福井店	1,942人	138人
福井大学	245人	123人
福井工業大学	148人	74人

工夫した点

①選挙コンシェルジュの配置

大学への期日前投票所の設置にあたり、初めて投票する18歳・19歳の学生の質問や不安を解消するため、福井市明るい選挙推進協議会委員を選挙コンシェルジュとして期日前投票所に配置し、学生の疑問に応えた。

配置人数は各大学に2人ずつ、配置時間は昼休みで、学生が多いと思われる午前11時から午後1時である。投票所は投票の秘密を守るためパーテーションで囲っており、選挙コンシェルジュはそのパーテーションのドア付近に配置した。



福井大学における選挙コンシェルジュの配置

選挙コンシェルジュには、想定される質問と回答を示したQ&Aを配布した。また、学生は住民票を移していない人も多いためと予想し、福井市で投票できない学生からの質問に対応するため、不在者投票の方法を記したチラシも配布した。選挙コンシェルジュの対応件数は各校15件程度の計30件程度であった。今後の選挙においても選挙コンシェルジュを配置する予定である。

②大学構内への入構方法について

福井大学では、通常は一般市民の入構には手続きが必要だが、投票に訪れた人は入場券を提示すれば入構できるようにした。福井工業大学は通常時も手続きは必要ないため、対策は不要だった。はじめの期日前投票所設置の打診時に、一般市民の入構を前提としていたため、大学関係者以外が構内へ入ることに対する問題は生じなかった。

③大学へ投票に訪れた人の駐車方法、料金について

福井大学は、通常の駐車場では100円の駐車料金がかかるため、投票所前のスペースを投票に訪れた人専用の駐車スペースとし、無料にした。福井工業大学は、通常であれば駐車の際に台帳への記入が必要だが、投票に訪れた人は入場券を提示すれば記入不要とした。駐車料金は通常時も無料である。

今後の課題

①準備期間が短い選挙における設置場所の確保

今後の選挙においても、各商業施設及び大学からの協力は得られる予定だが、解散等で急な選挙があった場合は設置場所が確保できるか不透明である。特に商業施設では、空きテナントの場所を利用したところもあり、設置場所の確保が課題となる。

②設置場所のわかりやすい案内

商業施設の出入口には投票所の位置を示す看板を設置していたが、大規模な商業施設においては、どこに投票所があるのか分かりにくいとの意見が市民から寄せられた。そのため、よりわかりやすい場所への設置や案内方法の検討が課題となる。

事例 10 奈良県天理市 ～学生の支援を得た期日前投票所の設置～

- 市の面積：86.4 km²
- 市の人口：67,398人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：54,624人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：31箇所
- 期日前投票所数：2箇所（公共施設、大学）
- 直近選挙の投票率：52.02%（H28参）46.71%（H27知事）46.65%（H27県議）
52.07%（H27市議）51.14%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：54.92%、19歳：38.66%（H28参）

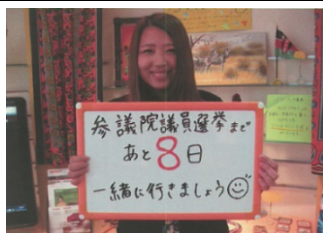
取組に至る経緯

選挙管理委員会では、従前から若者の低投票率に問題意識を持っていた。平成27年度に、選挙権年齢の引き下げが決まり、大学のすべての学年が選挙権の対象となったことを踏まえ、地元の天理大学に対し、期日前投票所の設置の協力依頼を行う良い機会ではないかと考えていた。期日前投票所の設置については、大学だけでなく商業施設や駅前も検討を行ったが、投票スペースの確保等の課題があり、実施は困難な状況であった。

なお、市では、平成26年に天理大学との間で、地域社会の発展を目的とした「包括的連携に関する協定」（巻末の参考資料参照）を締結しており、最終的に、その一環として、市の総合政策課（協定の担当課）とも連携しながら協議を進め、天理大学への期日前投票所の設置を決めた。

期日前投票所の設置に向けた経緯や若年層に対する主な啓発の取組は、次のとおりである。

実施時期	取組内容
平成28年 2月19日	期日前投票所の候補場所の視察と大学側との意見交換を行う
2月下旬	大学生等の若者の利用が見込まれる市内カットハウスに対し、18歳選挙権の啓発ポスター掲示依頼
3月2日	選挙管理委員会において若者の投票率の向上を目的に、天理大学に期日前投票所の設置を検討する方針を決める
3月15日	再度、設置候補場所、開催時間、啓発活動等について打ち合わせを行う
4月26日	天理大学において実際に市内で取組みが行われている活性化プロジェクトを題材に模擬投票を実施
5月6日	天理高校第2部への出前事業を実施（奈良県・天理市）
5月25日	天理大学の学生自治総会にて期日前投票制度などについて説明し、学生の投票意識や住民票の異動に関するアンケートを実施
6月13日	天理高校に対し、生徒の期日前投票の依頼を行う
6月23日 ～7月10日	天理大学生による「カウントダウン18フォト」を市ホームページで実施。
6月30日～ 7月1日	天理大学での期日前投票を実施。
7月10日	セスナ機を使用し、上空から、若者の投票参加の呼びかけを実施



「カウントダウン18フォト」



カットハウスでの啓発ポスター

取組内容

大学側との調整の結果、設置期間と場所については、以下とした。

○期間：6月30日（木）及び7月1日（金）の10:00～17:00

○場所：ふるさと会館（大学構内の本庁舎近く）（図1）

具体的には、①大学生が多く集まりそうな日、②期日前投票期間の早い段階ではあまり選挙に対する理解が深まっていない、③授業時間や投票所として利用する施設の空き状況などの観点での大学側からの助言も踏まえて決定した。

○周知方法

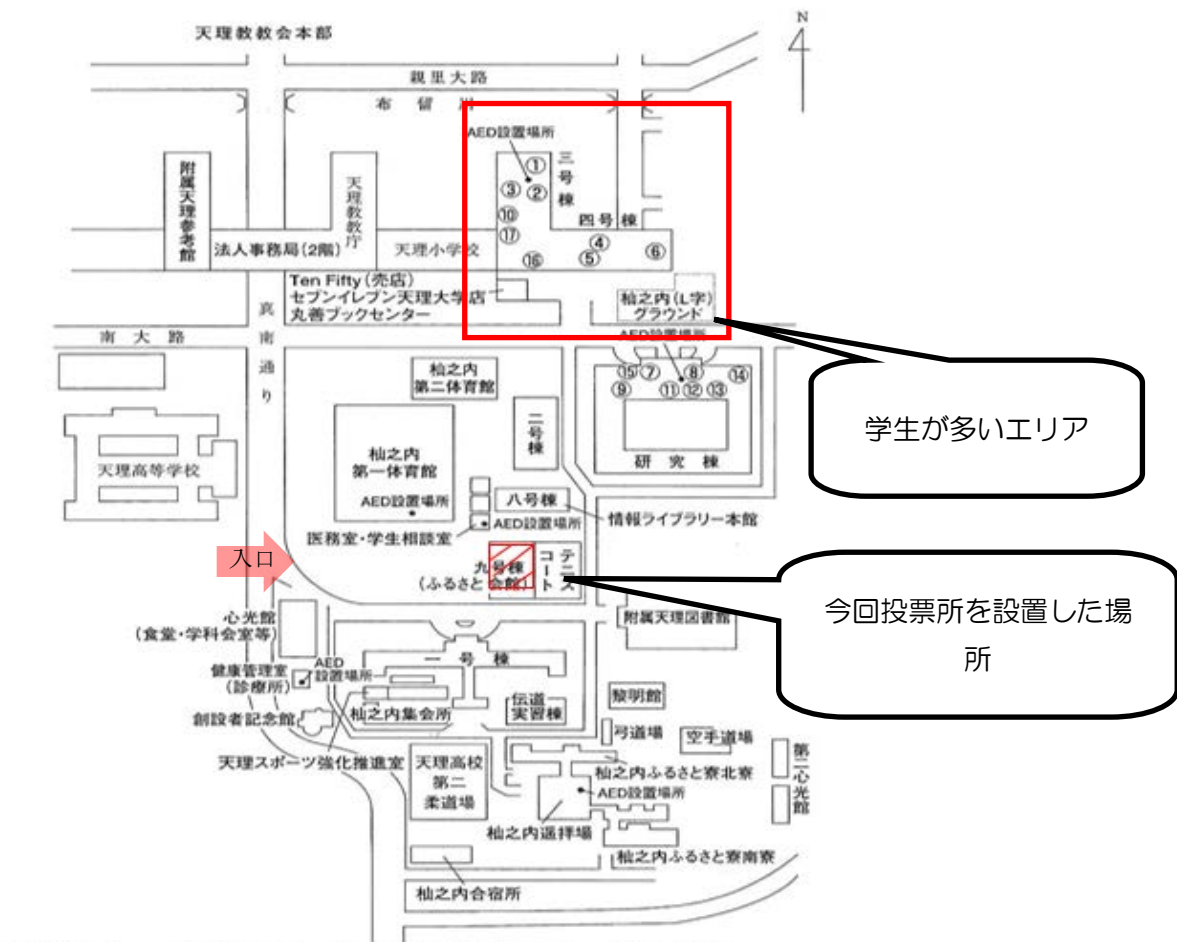
学生への周知は、主にキャンパス内でのポスター掲示とチラシ配布を行った。また、周辺住民にも、選挙通知書に周知文書を同封の上、送付した。

また、天理大学の学生を投票立会人や事務従事者へ起用するため、大学の学生支援課の掲示板等を利用し、アルバイトの募集を行った。実際に、事務従事者7名のうち2名の学生が2日間、投票用紙の交付などの事務に従事した。

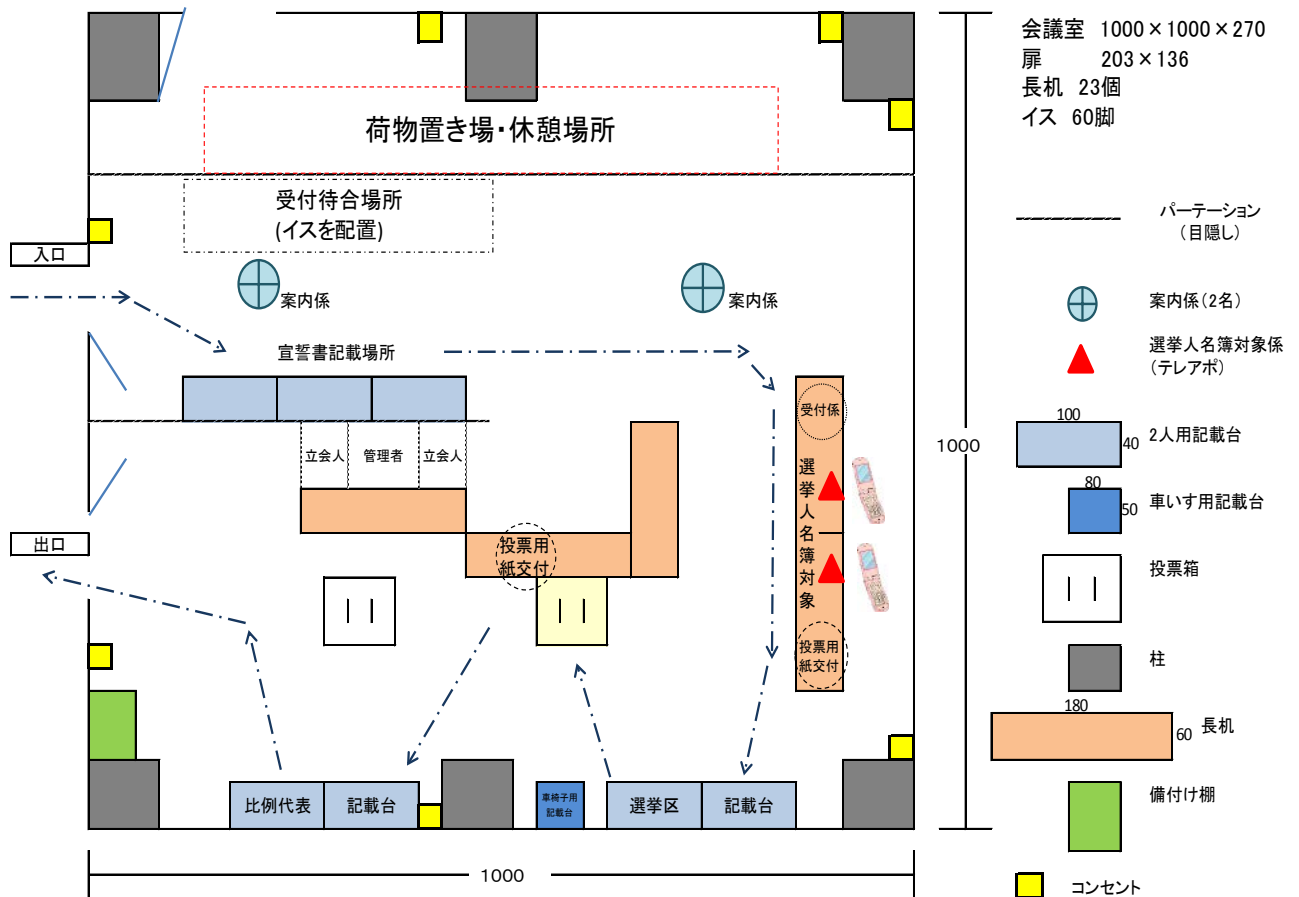
○実施経費：1,051千円（主な内訳は以下のとおり）

- ・人件費（期日前投票管理者及び立会人等の報酬、雇用職員賃金）：102千円
- ・委託料（期日前投票所設置・撤去委託費、警備業務等）：897千円
- ・会場借り上げ料：15千円
- ・通信運搬費（携帯電話使用料）：37千円

【図1：大学構内図】



【図2：期日前投票所のレイアウト】



参考にした団体

すでに先行して大学への期日前投票所を設置していた松山市、豊中市、山口市、鹿児島市、青森市、広島市、大府市と多くの団体を参考にした。その中でも、選挙人名簿のオンライン対照システムが整備されていない中でいかに二重投票の防止を図るかといった点については、松山市作成の事務マニュアル等を参考に、天理市版のマニュアルを作成した。

また、周知啓発の面では、大学での期日前投票を実施している団体をインターネット等で調べている中で、青森中央学院に設置された期日前投票所で使用されている啓発ポスターのデザインが、選挙の投票所であることを分かりやすく表現したデザインであったため、青森市選挙管理委員会に確認し、ポスターのデザインは学生団体「CreateFuture 山梨」が作成したことがさらに確認できたため、代表者にコンタクトを取り、使用の許可を得た。

(天理市版のマニュアルについては、巻末の参考資料参照)

考慮した点・気を付けている点

期日前投票期間中は、excel により作成したバーコード読取式の簡易の名簿受付システムを準備したが、1日目の午前中は、万一システムの不備が発生した際に迅速に対応できるよう情報担当職員を配置するとともに、両日とも事務執行上の問題に対応するため選管職員を配置した。特にオンライン化された照会システムがなく、期日前投票所の名簿受付係と選管本部の登録係との連絡は電話となったため、会話の内容を必要最小限のものとし、バーコードの利用などコード化した情報でしかやりとりしないとといった対応をとるなど個人情報の漏えいに配慮した。

また、期日前投票所の運営に関しては、初めて投票所に来る学生を想定し「こんにちは」、「こちらです」といった案内もこやかに明るく対応し、学生が緊張せず投票できる環境づくりに努めた。

取組の実績・効果

○投票率

市全体：52.01%（H25 参院選に比べ 3.51 ポイント上昇）

18歳：54.92%、19歳：38.66%

○大学での投票者数：158人

内訳は、大学生が44人で高校生が42人（大学での投票者数の54.43%）

当初の予想より大学生の利用が少ない印象であるが、逆に近隣住民や大学関係者の利用が予想よりも多い結果となった。

また、2日目の7月1日には、大学にメール登録をしている学生に対し、期日前投票を実施している旨の案内を送付したところ、当日の投票者数が前日よりも増加したこともあり、今後はもう少し早い段階でメールによる周知を行うことが効果的ではないかと考えている。

（大学生44名の内訳：6月30日：12人、7月1日：32人）

工夫した点

期日前投票所の設置・運営にあたっては、特に、マスコミに取り上げてもらい周知効果を上げられるよう工夫した。例えば、学内投票所への案内看板や啓発ポスターのデザインには学生団体「CreateFuture 山梨」が作成したものを使用することで、全体的に統一感を出し、インパクトを与えるようにした。実際に、取材に来た記者の多くがこの看板や啓発ポスターを写真撮影し、記事と併せて掲載するなど、住民への啓発にもつながったものと考えている。



統一したデザインの看板

そして、今回は、天理大学の近隣にある天理高校の学生に対しても、期日前投票の呼びかけを行った。高校側で、選挙権の対象となる生徒に対し、期日前投票の希望者を募ってもらい、放課後に天理大学で期日前投票所を行った。部活単位での集団による投票参加も見受けられ、18歳の投票率にも一定の効果があつたものと考えている。



高校生による期日前投票の様子

今後の課題

①設置場所の検討（図1）

今回の設置場所は、投票所の環境としては静穏保持や一定のスペース確保という点では適していたと考えているが、普段学生が授業等で集まるエリアからは少し離れていたため、学生の利用しやすさといった点では改善の余地があるかもしれない。

一方で、近隣住民の利用を考えると、学生が多い教室棟よりも今回設置したエリアの方がアクセスしやすい環境にあったということも考えられ、今後の設置場所は引き続き検討していきたい。

②名簿対照方法

今回は、個人情報にも配慮しながら電話による名簿対照を行ったが、利用者が増加した場合を想定すると、専用回線を引くなどオンラインによる名簿対照ができないか検討が必要である。

③大学側との調整

参院選に向け、比較的日程に余裕がある中での調整であったが、急な解散時の投票場所の確保や大学での授業と重なった際の投票時間の確保など、今後調整が困難となる場合も想定される。

事例 11 長崎県長崎市

～大学への期日前投票所の設置～

- 市の面積：405.9 km²
- 市の人口：429,508人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：366,534人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：157箇所
- 期日前投票所数：25箇所（公共施設、大学）
- 直近選挙の投票率：53.02%（H28参）45.77%（H27市議）
47.20%（H27県議）49.57%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：44.74%、19歳：36.31%（H28参）

取組に至る経緯

平成26年2月の市議会において、大学への期日前投票所の設置について議論があったことが、まずはじめの検討のきっかけであった。その後、選挙権年齢の引下げを受け、選挙管理委員会では大学への期日前投票所の設置が、新たな投票者の掘り起こしや若者の投票率向上につながると考えた。

そこで、選挙管理委員会では、長崎市内の四年制大学4校に期日前投票所の設置を打診し、3校から了解を得られた。3校のうち長崎大学については、他大学よりも学生数が多いため一定の利用者が見込めること、市街地にあるためアクセスがよいことの2点から、長崎大学への設置を決定した。

当初は、投票所に適した広さを確保できるか、オンライン対照のための回線工事が可能か、一般市民が大学構内に立ち入ることは支障ないかなどの課題があったが、平成27年6月から長崎大学と協議を開始し、最終的に平成28年の参議院選挙で初めて設置した。

（期日前投票所設置の打診に対する回答）

大学	大学からの回答	選挙管理委員会の判断
長崎大学	可	学生数の多さ、立地の良さから設置を決定。長崎大学の中でも特に学生数の多い文教キャンパスを選択。
大学B	可	大学付近に既に投票所があるため、設置は見送ることとした。
大学C	可	山の上でありアクセスが不便なため、設置は見送ることとした。
大学D	不可（一般人の入構不可）	—

（事業スケジュール（平成28年））

実施日	実施内容
4月12日	大学へ期日前投票所開設依頼提出（大学への期日前投票所の設置自体の申請）
6月6日	大学へ期日前投票所開設依頼提出（参院選にて期日前投票所を設置するための申請）
6月14日	大学から開設許可の回答
6月24日	会場使用申請書提出
7月5日	会場設営、従事者研修

取組内容

平成28年7月の参議院選挙における大学への期日前投票所の設置状況は以下のとおりである。

投票所	設置期間	投票時間
長崎大学文教キャンパス 学生プラザ1階	7月6日(水)～7日(木)	午前10時～午後5時

(設置場所及び時間)

設置場所は、当初大学から提案のあった場所が2階であったことや建物の奥まった場所にあったことから、他の場所を再度提案いただき、場所が分かりやすい「学生プラザ1階」に決定した。

設置期間は、先進事例である山口市、松山市を参考に2日間とし、投票時間は学生が多く集まる午前10時から午後5時までとした。

設置場所及びレイアウト図は以下のとおりである。

なお、大学周辺は、市内でも人口が多い地域であり、近隣には高等学校もあるため、投票所の利用は大学生に限定せず、すべての選挙人が利用できることとした。一方で、住民票が長崎市にない学生や一般の方の来場が他の期日前投票所に比べて多くなることも予想されたため、事務従事者が混乱しないよう、事前の研修時にもその場合の対応を指導した。

(当日の体制)

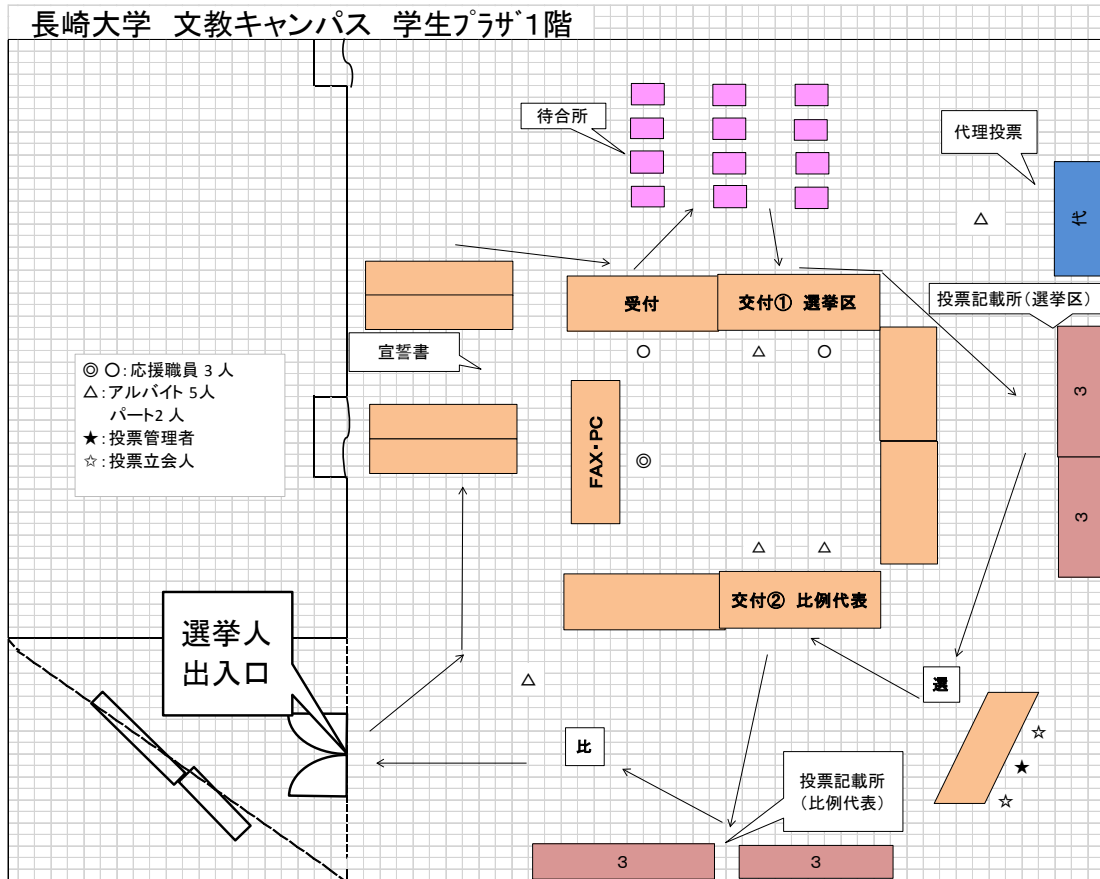
当日の体制は、投票管理者、投票立会人のほか、事務従事者(応援職員3名、民間人5名)である。民間人5名はアルバイトであり、午前10時から午後5時までの勤務だが、アルバイトの休憩時間を埋める形でパート2名が正午～午後3時に勤務した。

【設置場所】



※長崎大学HPキャンパスマップより作成

【期日前投票所内レイアウト図】



(周知方法)

市民及び近隣高校への周知としては、期日前投票所について記載した文書及びポスターを大学周辺の自治会や近隣高校あてに送付し、文書の回覧や啓発ポスターの掲示板への掲示を行った。また、大学生への周知として、同様の文書及びポスターを大学構内に掲示したほか、大学のメールマガジンを利用し登録者へ周知を行った。さらに7月6日には選挙管理委員会、学生、明るい選挙推進協議会の計21人が一体となり、昼休みの時間に、学生が集まりやすい生協食堂や学生プラザ周辺において、啓発物資（投票日記載のシールを貼ったお菓子、選挙パンフレットを1,200セット）の配布や期日前投票所利用の呼びかけを行った。啓発物資をただ配るだけでなく、「投票に行ったことはありますか？」「住民票はうつしていますか？」など、積極的に学生と会話をするよう心がけ、選挙への関心を高めるよう工夫した。



啓発物資



啓発活動の様子

(実施経費)

平成28年参議院選挙における当該期日前投票所の設置・運営に係る経費は約83万円だった。

(単位：千円)

費目	金額	備考
人件費	138	投票管理者報酬、投票立会人報酬、管理者・立会人謝礼、事務従事者賃金
啓発費	16	看板等設置・撤去委託費
諸経費	678	投票所借上料、ネットワーク構築・運用費、回線使用料、器材運搬・撤去委託費、駐車場警備委託費、宣誓書印刷費、ドアシリンダー交換委託費、求人情報掲載費、備品購入費
合計	832	

取組の実績・効果

今回の参院選における投票者数は482人だった。投票者のうち、10～20代が約53%を占めており、若年層の投票機会の確保に寄与したと考えている。

また、学生から「学校に投票所ができたので投票に来た」という意見や、大学周辺に住む高齢者から「近くに投票所ができてうれしい」という意見が寄せられている。

今後の選挙に向けては、引き続き、住民票を長崎市内に移していない大学生に対する周知を実施することで、長崎大学の期日前投票所がより利用しやすいものとなれば投票者数の増加にもつながるものと考えており、これらの視点での学生への周知や、周辺住民に対するより効果的な啓発方法についても検討していきたい。また、近隣の高等学校の学生の利用が少なく、その一因として、期日前投票所の閉鎖時刻が午後5時とやや早かったことが挙げられる。今後の選挙では、部活動後に帰宅する生徒も投票できるよう、投票終了時刻を伸ばすことも検討したい。

1. 3 「期日前投票の投票時間の弾力化」に関する事例

期日前投票の 投票時間の弾力化

事例 12：埼玉県鴻巣市

事例 13：大阪市生野区

事例 14：大阪府箕面市

事例 12 埼玉県鴻巣市

～期日前投票の投票時間の弾力化～

- 市の面積：67.4km²
- 市の人口：118,072人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：100,700人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：33箇所
- 期日前投票所数：4箇所（公共施設）
- 直近選挙の投票率：53.79%（H28参）47.90%（H27市議）56.45%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：57.85%、19歳：47.49%（H28参）

取組に至る経緯

鴻巣市では、平成28年の参議院議員通常選挙時に投票区の統廃合を実施し、これによって従来の35投票区あった投票区が33投票区へと減少した。その背景として投票区ごとの選挙人数がアンバランスであったことがあげられる。投票区が減少した結果、従前よりも投票区までの距離が遠くなってしまいう選挙人が生じることとなった。

このような背景から、住民サービスの低下を招かないよう対策をとる必要がでてきた。期日前投票所はすでに本市に4カ所設置されており、近隣の団体をみても概ね適正数と考えていたため、期日前投票時間の弾力的な設定、特に終了時刻の繰り下げに取り組むこととした。投票終了時刻の繰り下げについては、今般試験的な取組として、30分延長することを決めた。

投票区の統合にあたっては、1年ほど前から検討を重ねてきたが、平成28年4月に開催した選挙管理委員会では投票区の統廃合を決定し、同時に4月から公職選挙法改正により、期日前投票所の投票時間の設定が弾力化されたことから、投票時間を延長することを決めた。

取組内容

【実施概要】

今回の参院選においては、期日前投票所として「鴻巣市役所」「吹上生涯学習センター」「川里生涯学習センター」「市民活動センター」の4投票所を設置した。実施概要は、次表のとおり。なお、市民活動センターのみが、9時から開始となっている理由は、当センターが9時からオープンするためである。

期日前投票(投票時間の弾力的な設定)と実施概要

期日前投票所	期間	投票時間	20時から20時30分までの利用者数
鴻巣市役所	6月23日(木)～ 7月9日(土)	8時30分～ 20時30分	49人
吹上生涯学習センター	7月2日(土)～		48人
川里生涯学習センター	7月9日(土)		10人
市民活動センター	6月23日(木)～ 7月9日(土)	9時～ 20時30分	101人

【事業費】

事業費は、約12万円程度であり、市職員人件費と人材派遣費用のみである。

人員配置数は以下のとおり。

期日前投票所の配置人員数

期日前投票所	市職員	人材派遣
鴻巣市役所	2人	5人
吹上生涯学習センター	2人	5人
川里生涯学習センター	2人	4人
市民活動センター	2人	5人

【市民への周知方法】

市ホームページ及び本市が発行をしている「選管だより」を公示の2日前に新聞折込により市民に配布し、周知を図った。「選管だより」は、タブロイド版4ページにわたるもので、内容は、投票日時・場所等の概要、時間延長を行った旨、手続き、投票区一覧などが記載されている。「選管だより」は後出のとおり。なお、投票区の統廃合の対象となった選挙人に対しては、通知書の配布や、ポスター掲示板を活用して周知を図った。

【職員への説明会】

期日前投票時間の延長にあたって、職員に対して事前に事務説明会を実施し、趣旨の説明を行った。従事時間が増えることに対しては、特にクレームもなく理解してもらった。

期日前投票所の場所



取組の実績・効果

4か所の期日前投票所のうち、川里生涯学習センターでは、20時以降の投票者数が7日間で10人であった。投票機会の創出や有権者の利便性の向上に努める必要はあると思われるが、費用対効果の面からも今後検証していく必要がある。一方で、鴻巣駅周辺に位置する「市民活動センター」では、20時以降の投票者数が17日間で100人を超えたことから、ある程度の効果はあったと考えられる。

なお、期日前投票者数全体に対する20時以降の利用者数の割合は1.4%程度である。

今後の課題、取組の考え方

今回の期日前投票時間の延長の導入は、試行的な位置づけで実施したものであり、またすでに述べたように期日前投票所によって利用者数に差がみられることから、全ての期日前投票所で時間延長を行うかどうか、延長時間をどのくらいに設定すればよいかなどは、引き続き検討していく予定である。

しかし、時間延長に取り組んで、市民への周知が不十分であればあまり効果がないため、時間延長に取り組んだ場合にはホームページや広報紙などを利用し、市民に対して事前の周知をしっかりと行っていきたい。

鴻巣市選管だより

平成 28 年 6 月 20 日発行
 鴻巣市選挙管理委員会
 鴻巣市中央1-1(鴻巣市役所内) TEL 541-1321
 ホームページ <http://www.city.kounosu.saitama.jp>
 Eメール senkan@city.kounosu.saitama.jp

7月10日(日) 参議院埼玉県選出議員選挙 投票日 参議院比例代表選出議員選挙 投票日

- ◇投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- ◇期日前投票の投票所と投票時間は、次のとおりです。
 投票できる期間・時間が期日前投票所ごとに異なりますので、ご注意ください。

期 日 前 投 票 所	期 間	時 間	※期日前投票の終了時間を午後8時30分に繰り下げました。 ※期間中は左記4か所のどこでも期日前投票ができます。
鴻巣市役所会議室棟1001会議室	6月23日(木)～7月9日(土)	午前8時30分～午後8時30分	
吹上生涯学習センター会議室1・2	7月2日(土)～7月9日(土)		
川里生涯学習センター研修・講座室(川里支所に併設)		6月23日(木)～7月9日(土)	
市民活動センター会議室D(エルミここのすアネックス3階)	午前9時～午後8時30分		

選挙日程

★公示日 6月22日(水)
 ★投票日 7月10日(日)
 ○開票 午後9時開始 ※鴻巣市立総合体育館内



投票できる方

- 選挙人名簿に登録されている方で市内に住所がある満18歳以上の方
 - 今回の選挙人名簿に登録される方(次の項目に該当する方)
 - 年齢…平成10年7月11日までに生まれた方
 - 住所…市内に住所があり、平成28年3月21日までに住民登録し、投票日まで引き続き登録をされている方
- ※平成28年3月22日以降に他市町村から本市へ転入された方は、前住地での投票となります。また、平成28年3月10日以降に他市町村へ転出し、平成28年3月21日までに新住所地へ転入届出をしなかった方は、本市での投票となります。

選挙権年齢の引き下げについて

平成28年6月19日に公職選挙法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、今回の選挙から、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」へと引き下げられました。

入場券はすぐ確認を

投票所入場券は公示日(6月22日)以降に4名連記のはがきで郵送しますので、届きましたら有権者である家族全員の入場券を確認してください。入場券が届かなかったり他の世帯の入場券が間違っていた場合などは、市選挙管理委員会(内線4002)へご連絡ください。

また、投票所入場券を紛失された方は、投票日当日、投票所でその旨を申し出れば投票できます。なお、投票所に行く際には、本人分だけ切り離してお持ちください。

選挙公報は新聞折り込みで

候補者を有権者の皆さんに知っていただくために、候補者の氏名・写真・政策などを記載した選挙公報を、6月下旬の朝刊に折り込み配布します。折り込みを予定している新聞は、読売、朝日、毎日、日本経済、産経、埼玉、東京新聞の各朝刊です。また、下記の施設にも選挙公報を備え置く予定ですので、ご利用ください。

● 選挙公報補完場所

【鴻巣地域】市役所新館、市役所第2庁舎、鴻巣中央図書館、各公民館(中央・箕田・あたご・笠原・常光)、田間宮生涯学習センター、本町コミュニティセンター、市民センター、ふれあいセンター、クリアここのす、総合体育館、高齢者福祉センター白雲荘、郵便局(鴻巣・笠原・大岡・神明・人形町・本町・箕田・北鴻巣)、さいたま農業協同組合(鴻巣支店・箕田支店・常光支店・鴻巣営農経済センター)等。

【吹上地域】吹上支所、吹上生涯学習センター、高齢者福祉センターコスモスの家、コスモスアリーナふきあげ、郵便局(吹上・吹上富士見・吹上本町)、さいたま農業協同組合吹上支店等。

【川里地域】川里支所、川里図書館、川里農業研修センター、高齢者福祉センターひまわり荘、花久の里、はくさい農業協同組合川里中央支店、川里広田郵便局。

事例 13 大阪府大阪市生野区 ～期日前投票の投票時間の弾力化～

- 区 の 面 積 : 8.4km²
- 区 の 人 口 : 130,194 人 (H27 年国勢調査)
- 選挙人名簿登録者数 : 86,914 人 (H28 参 (選挙時登録))
- 投 票 所 数 : 19 箇所
- 期 日 前 投 票 所 数 : 1 箇所 (公共施設)
- 直近選挙の投票率 : 51.14% (H28 参) 48.82% (H26 衆)
- 18、19 歳の投票率 : 18 歳 : 47.02%、19 歳 : 40.12% (H28 参)

取組に至る経緯

大阪市内の選挙の管理執行は、24 ある行政区の選挙管理委員会が担っている。

今回の取組は、市の選挙管理委員会が、直近の参院選から、「期日前投票時間の弾力的な設定（時間延長）」が可能になることを受け、通勤者等のうち従来の時間帯では来所できなかった方について、出勤前又は帰宅途中に投票を行える機会を創出することを目的に、時間延長を実施する方針を決めた。

その上で、市民の投票機会の公平性等の観点から、24 区共通の実施が不可欠との判断から、24 区の各選挙管理委員会に対し、市選挙管理委員会からガイドラインが示され、生野区選挙管理委員会をはじめとしたすべての行政区が同意し、時間延長が実施されることとなった。

このガイドラインには、実施の背景、実施期間、延長時間などの具体的な内容が記載されている。（図1参照）

取組内容

- 実施期間 : 7月4日（月）から9日（土）までの6日間
直近の選挙結果等から、最終週の月曜日以降、午後7時～8時の時間帯に投票者が多くなることを勘案し実施期間を設定。
- 延長時間 : 朝は、従前の午前8時30分 → 午前8時への30分繰上げ
夜は、従前の午後8時 → 午後9時までの1時間繰下げ
過去の選挙結果等から、午前8時30分からでは、投票後に会社等に間に合わないが、30分繰り上げられれば間に合う場合もあると判断し、開始時刻を繰り上げた。夜も同様に、有権者が会社等からの帰りに投票しやすくなるものと考え、午後8時から午後9時まで閉鎖時刻を1時間繰り下げた。
- 実施体制 : 休日対応は、利用者が多いことを考慮し、事務従事のローテーションを3班体制から4班体制とした。（1班あたり3～4名程度）
実施にあたっては、各課の管理職を集めた説明会を実施したが、本区では、選挙での区職員間の協力体制が確立されており、スムーズに事務を進めることができた。
- 周知方法 : 投票案内状、ポスター掲示場、区ホームページ（以上市選挙管理委員会と同じ）、区広報紙、区ツイッター、区内の商店街での街頭啓発を行った。

- ・費用：事業費は市選挙管理委員会が一括管理したが、概ね人件費のみであり、その内訳は以下の人員の時間延長分の報酬・超過勤務手当などである。
投票管理者（交代なし）、立会人（午前2人、午後2人）、従事職員（ローテーション、案内・名簿対照など）、民間従事者（用紙交付、1人×2箇所）

取組の実績・効果

利用者数は、開始時刻を30分繰り上げた時間帯には43人が利用し、終了時刻を1時間繰り下げた時間帯には174人の利用があり、特に夜の繰り下げは効果があったものと考えている。

なお、利用者に対して実施したアンケート調査結果からも、朝の繰上げよりも夜の繰下げの方が効果があったと判断できる。（平成28年12月公表の試行実施の検証結果

<http://www.city.osaka.lg.jp/senkyo/page/0000385239.html> 参考資料に掲載）

実施にあたっての留意点

投票管理者をはじめ、事務従事者の健康管理に留意した。具体的には、投票管理者の方については、従事日が連続しないようにするとともに、小まめに声掛けなどを行い健康管理に努めた。また、従事者については、なるべく多くの方に事務従事にあたってもらうよう協力を求め、一部の事務従事者に事務が集中しないよう通常の期日前投票所の従事体制よりも、従事者を多く配置し、一人当たりの負担の軽減に努めた。

なお、市選挙管理委員会では、今回の実施結果を検証し、今後の方向性を決定するという方針であったことから、各区選管においては、その検証方法についての意見交換を行うとともに、検証を行う際の共通様式等を作成するなどの取組を行った。

今後の課題、取組の考え方

投票管理者の負担が大きくなることが課題の一つである。時間延長により、特に交替ができない投票管理者は13時間もの長丁場になり体力的な負担が懸念される。投票管理者を担う方については、比較的高齢者が多くなる傾向にあり、交替制の検討を要望する区もいくつかみられた。

今後の方向としては、今回の結果も踏まえ、市選挙管理委員会が、「投票日前6日間につき、夜を1時間繰り下げる」方針としているが、生野区としてもこの方針に沿った対応をしていく予定である。

(図1：期日前投票の投票時間の弾力的な設定に関するガイドライン（大阪市作成）)

平成 28 年 4 月 18 日
大阪市選挙管理委員会 決定

公職選挙法改正（期日前投票の投票時間の弾力的な設定）への対応について ガイドライン

《ガイドライン策定の趣旨》

今回の法改正の趣旨を踏まえ、市内各区選挙管理委員会において、通勤者等のうち従来の時間帯では来所できなかった方が出勤前または帰宅途中に投票を行える機会を創出していただきたい。

大阪市選挙管理委員会としてお示しするガイドラインをもとに、各区選挙管理委員会において協議いただき、各区の対応を決定いただきたい。

《ガイドライン》

- 1 全期日前投票日程のうち、一定の期間において投票開始時刻の繰り上げ・終了時刻の繰り下げを行う

○期間：投票日前 6 日（月曜日）から投票日前日（土曜日）までの 6 日間

○時間：投票の開始時刻を 30 分繰り上げ、終了時刻を 1 時間繰り下げる。

（投票時間：午前 8 時～午後 9 時）

- 2 その他

・事後、時間ごとの投票者数データやアンケート等により検証を行う。

《考え方》

○期間

・直近の選挙のデータ等から、最終週の月曜から晩 7 時～8 時の投票者が多くなることを勘案して拡張期間を設定。

○時間

（開始時間の 30 分繰り上げについて）

・過去のデータからは、現行の 8：30～9：00 の投票者は少ないが、8 時 30 分からでは会社等に間に合わないが繰り上げられれば間に合うなど出勤前の投票機会は拡充すること、一方で地域住民等に担っていただいている投票管理者等の従事者の負担等も考慮し設定。

（終了時間の 1 時間繰り下げについて）

・（法改正により最大 2 時間の繰り下げが可能ではあるものの）、投票管理者等の従事者の負担や終了後の日々の事務作業等も考慮し設定。

事例 14 大阪府箕面市

～期日前投票の投票時間の弾力化～

- 市の面積 : 47.9 km²
- 市の人口 : 133,411 人 (H27 年国勢調査)
- 選挙人名簿登録者数 : 109,583 (H28 参 (選挙時登録))
- 投票所数 : 38 箇所
- 期日前投票所数 : 5 箇所 (公共施設、駅前、商業施設、大学 (臨時設置))
- 直近選挙の投票率 : 56.82% (H28 参) 54.96% (H26 衆)
- 18、19 歳の投票率 : 18 歳 : 55.33%、19 歳 : 49.74% (H28 参)

取組に至る経緯

1. 平成24年衆議院選挙において期日前投票所を2箇所増設

箕面市では、投票環境の向上に向けた取組として、平成24年の衆議院選挙において、元々設置されていた市役所の期日前投票所に加え、2箇所 (豊川支所、平尾会館 (阪急電鉄箕面駅前)) に期日前投票所を増設した。

この2箇所のうち、豊川支所は市内の東部地区の有権者を主なターゲットとしたもので、平尾会館は箕面市では大阪のベッドタウンとして都市圏への通勤者や通学者が多いことから、阪急電鉄箕面駅を通勤・通学に利用する有権者を主なターゲットとして、駅前にある同施設に設置した。なお、平尾会館への期日前投票所の設置にあたっては、その増設方針決定後に、通勤・通学者の投票の利便性をより高めることをねらい、通勤・通学の時間帯に合わせ「投票開始時刻の繰上げ及び投票終了時刻の繰下げ」が可能となるよう、構造改革特区提案を提出したが、不採択となった経緯がある (第22次構造改革特区提案 (平成24年10月))。

2. 平成28年参議院選挙において期日前投票所を1箇所増設、1箇所臨時設置し、1箇所の投票時間を延長

上記の取組の結果、期日前投票者数の割合が年々増加してきたことなどを踏まえ、さらなる投票環境の向上をめざし、平成28年参議院選挙において、多数の人が集まる市内の大型商業施設 (みのおキューズモール) 内の公共施設 (市民活動センター) に期日前投票所を増設するとともに、選挙権年齢の引き下げを考慮し、選挙期間中に市内の大学 (大阪大学箕面キャンパス) で開催された、地域の方も多数参加する「大学夏祭り」の日にあわせ、1日のみ臨時設置した。

また、平成28年4月の「期日前投票の投票時間の弾力設定」を可能とする公職選挙法改正を踏まえ、通勤・通学者の投票の利便性をより高めるため、阪急箕面駅前の平尾会館の投票時間を、法で定められた最大の4時間 (それぞれ2時間の開始時刻の繰上げと閉鎖時刻の繰下げ⇒投票時間は6:30~22:00) 延長した。

期日前投票所の配置



<配置の考え方>

- 地域割り～距離等を考慮
- *市役所⇒中・西部
- *豊川支所⇒東部
- 駅前～通勤・通学者の利便性向上
- *平尾会館
- 大型ショッピングセンター内～買い物ついでに気軽に投票
- *市民活動センター

取組内容

期日前投票の投票時間の弾力設定に係る取組内容等は、以下のとおりである。

- 投票期間：6月23日～7月9日
- 場 所：平尾会館（阪急電鉄箕面駅前）
- 投票時間：6:30～22:00 まで
- 実施にあたっての主な準備

①投票管理者等との調整

期日前投票所の投票管理者と投票立会人の選任方法については、従事者の推薦を依頼している市OB会に投票時間の延長を打診したところ、「現状においても長時間出務のため、OB会会員の了解を得ることが困難な中、さらに4時間延長となると、途中交代が認められていない投票管理者のなり手がいない」との意見があったため、見直しを行った。

【投票管理者、立会人の選任方法】

	従前	時間延長後
市役所	市選挙管理委員・補充員等に依頼	公募
平尾会館	公募、市OB会からの推薦	公募、市選挙管理委員・補充員等に依頼
その他	公募、市OB会からの推薦	公募、市OB会の推薦

②電算システムの調整

期日前投票システムが市の住民基本台帳システムに組み込まれており、システム使用時間外となる夜間・早朝に各部局業務にかかるバッチ処理をしていることから、期日前投票の時間延長に伴い全庁的にバッチ処理業務等の一時停止も含めた大幅な運用変更を行った。

○実施に伴う増加経費

人件費（投票管理者及び投票立会人の報酬等）、タクシー代

※来所・帰宅が早朝、深夜となるため安全面を考慮し、一部投票管理者等はタクシーで送迎した。

○選挙人への周知

①事前周知

*市広報紙もみじだより（7月号）選挙特集ページによる周知（全戸配布）

*選挙特集号（選挙の都度作成し全戸配布）による周知

*市ホームページによる周知

*みのおエフエムによる周知

*SNS を活用した周知

*投票所入場案内券による周知

※特定地域に限った周知は行っていない。

②期日前期間中

*ノボリ、懸垂幕による周知（特に箕面駅前、商業施設（キューズモール）内には大量に設置）

*選挙啓発担当（若手職員中心）による街頭啓発

*コンビニ等でのポスレジ（市長・市議選挙のみ）、店内放送による周知

取組の実績・効果

○期日前等投票者数（平尾会館）：3,190 人

前回の平成25年の参議院選挙 1,694 人と比べ 1,496 人（88.3%）増加

○延長した時間帯の投票者数：472 人（平尾会館全体の投票者数に占める割合：14.8%）

・6:30～8:30：174 人（同 5.5%）

・20:00～22:00：298 人（同 9.3%）

なお、1時間当たりの投票者数で見ると、延長時間帯（早朝・夜間の4時間）は平均約 6.9 人であり、法定時間帯（8:30～20:00 の 11.5 時間）の約 13.9 人に比べ、約 5～6 割の投票者数があったことから時間延長について一定の効果があったものと考えており、「通学や通勤前に投票ができて便利だ」といった住民の意見も多く寄せられた。

今後の課題

期日前投票時間の延長により、投票管理者の従事時間が最大で 15 時間 30 分となるが、交代が認められていないことから、健康上の問題を考慮する必要がある。この点は、市議会での上記取組に係る補正予算審議においても指摘があった。

今後は、期日前投票者数が非常に少ない時間帯も一部あることから、期日前投票所全体の投票者数の動向等も検証しながら、必要な見直しを図っていきたい。

1. 4 「投票所等への移動支援等」に関する事例

投票所等への 移動支援等

事例 15：青森県田子町

事例 16：岩手県宮古市

事例 17：栃木県下野市

事例 18：長野県中野市

事例 19：兵庫県神河町

事例 20：兵庫県香美町

事例 21：島根県浜田市

事例 15 青森県田子町

～事前登録に基づく移動支援～

- 町の面積 : 244.6 km²
- 町の人口 : 5,554 人 (H27 年国勢調査)
- 選挙人名簿登録者数 : 5,249 人 (H28 参 (選挙時登録))
- 投票所数 : 12 箇所
- 期日前投票所数 : 2 箇所 (公共施設)
- 直近選挙の投票率 : 59.63% (H28 参) 54.76% (H27 県議) 72.46% (H27 町議)
50.61% (H27 知事) 73.72% (H27 町長)
73.71% (H27 町議補欠) 52.55% (H26 衆)
- 18、19 歳の投票率 : 18 歳 : 49.12%、19 歳 : 29.41% (H28 参)

取組に至る経緯

田子町では、平成 27 年 4 月から 12 月にかけて、統一地方選 (県議選・町議選)、知事選、町長選と連続して選挙が執行された。この期間中、体が不自由な方など、自力では投票所までの移動が困難な選挙人から、役場で移動の支援をしてもらえないかとの問い合わせが数件寄せられた。

一方、候補者やその周囲からも、投票所に行きたくても行けない選挙人 (支援者) を、候補者本人やその関係者が送迎すると問題があるかとの問い合わせが寄せられた。

これらの選挙人や候補者からの問い合わせに加え、町内には不在者投票の指定施設がないため、町内居住の選挙人は、郵便等投票を除いて期日前投票所か当日の投票所に来場する必要があった。

以上の経緯から、公平な立場である選挙管理委員会主導で行われる移動支援に対する潜在的な需要があると考え、直近にあたる今回の参議院選挙から移動支援を実施することとした。

取組内容

1. 取組概要

○実施日時 : 平成 28 年 6 月 23 日～7 月 9 日の期日前投票期間中 (投票日当日は除外)

○支援内容 : 自宅と期日前投票所間の送迎 (車イスも一緒に乗車できるタクシーで送迎)

○対象者 : 「長距離の自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない方」として、

事前に選挙管理委員会に登録された選挙人 ※選挙人のほか移動支援員が同乗

○対象地域 : 町内全域

2. 実施に向けた検討経緯等

①情報収集

移動支援の対象者は、問い合わせなどを踏まえ、体の不自由な方や高齢者などの真に投票所までの移動が困難な方など、福祉目的で利用する方だけの形とし、まずは他団体の取組に関する情報収集からはじめた。ただし、他の自治体で実施されている移動支援は、投票区の統廃合等により投票所までの距離が遠くなってしまった地域の有権者を対象としたものが多く、福祉目的での移動支援の情報は少なかったが、新宿区が行っていた障害福祉制度を活用した移動支援の取組を参考にすることとした。

②送迎方法等

移動支援は、どの程度の利用が見込めるかなど予想が困難なものであったため、まずは費用対効果の面から検討し、自宅と期日前投票所間の直接送迎を事務局で提案し、選挙管理委員会委員の了解を得るところから始めた。

次に、送迎手段は、移動が困難である選挙人からの問い合わせが3～4件程度であったことから、潜在的な需要も含めると15～20人の利用があると想定し、この場合、1日単価となるバスの利用では利用されない時間が多く、費用対効果が得られないと考え、タクシーの利用とした。

この点、福祉・教育目的の事業に対し、町がバスを運行するという事業（運転技能員として臨時職員を任用）の活用も検討したが、運転手の慢性的な人員不足や、時刻表を設定した運行であると一般の方が地元コミュニティバスの時刻表と混乱してしまう懸念があることから、選挙人の要望を受けた上でタクシーの派遣を行う今回の送迎方法に決定した。

また、町内2箇所の期日前投票所は、いずれも大半の選挙人が片道20分以内の距離の範疇にあることから、回送にかかる時間が短く、タクシー送迎に係る費用も抑えられると考えた。

③移動支援の流れ

移動支援の実施にあたっては、私用による濫用を防ぎ、有事の際の責任の所在を明らかにするため、選挙人が直接タクシー会社に連絡するのではなく、選挙管理委員会が選挙人からの要望受付（締め切りは公示日）を取りまとめる形とした。具体的な流れは以下の図のとおりである。

①事前に要望のあった選挙人を移動支援対象者リストに登録・更新する。
（登録は通年受付）※申請書様式は参考資料を参照。

②選挙執行のたびに支援対象者（＝登録者）に、今回の選挙で
移動支援を希望するか連絡する。

③上記の際に、希望者には期日前投票期間の何れの期日・期日前投票所を希望するか
聞き取る。また、前回から（心身状況等に）変化がないか確認する。

④希望に合わせて、タクシー派遣の運行表を作成し、タクシーを予約する。
乗降や移動の際の移動支援員を雇用する。
※移動支援員：介護資格を持った移動困難者の付添人

⑤移動支援 当日

⑥タクシーの請求書・介護員の賃金を支払う。

3. 周知

移動支援の実施要望について、投票日の約1か月前から町内広報で周知を行うとともに、このほか、月2回の行政連絡物、町内ケーブルテレビやチラシを活用した周知を行った。

4. 実施経費

【予算額】

約10万円を計上（1週間の稼働を想定）

（内訳） 移動経費：7万円（1時間単価5千円として約1週間）

人件費：3万5千円（移動支援員として介護員資格者の雇用）

【実績】

総額12千円（移動支援員賃金（半日雇用）：3,400円、タクシー車両派遣：7,650円）

取組の実績・効果

- ・市全体の投票率：59.63%（H25参の47.73%に比べ11.9ポイント上昇）
- ・移動支援の利用者：4名（一般から1名、老健から3名）

移動支援の利用者は想定よりも少なかったが、一方で、テレビ取材や他市町村からの問い合わせなど、社会的な注目は大きく、選挙の広報活動につながったと考えている。

今後、このような福祉目的の移動支援は、高齢化に伴い、選挙人の身体状況や投票環境の多様化が進むことを考慮すると、注目度や需要が高まってくると考えている。

また、タクシー利用希望者を選挙管理委員会が取りまとめてタクシーを派遣するという形を取ったため、事務員を1人配置すれば主な作業は執り行えること、日程を定めての常時派遣ではないため、需要に応じた分だけの経費で行うことができ効率的に実施できたものと考えている。

考慮した点

【対象の範囲】

より多くの選挙人に利用してもらうため、移動対象者の範囲には留意した。例えば、年齢や要介護度等の条件で限定してしまうと気軽に利用してもらえないため、周知文書には対象者を「長距離の自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない選挙人」として記載し、若年層のけが人等も含む移動困難者にも気軽に利用してもらえるようにした。

【選挙人の安全性】

選挙管理委員会は総務課兼任の職員であり、要介護度認定を受ける選挙人の身体状況について知見が浅いため、要介護度認定を受けている方の利用に当たっては、老健施設や福祉部局の職員から意見を集め、以下の3段階に分けて利用者の対応を行うこととした。

例えば、タクシーの調達にあたっては、要支援レベルが「低」、「中」であれば町内のタクシー、「高」は隣町の福祉専用タクシーを調達するなどの工夫を行った。

要支援・低	移動困難者だが、付添や介護員が居れば、タクシーから期日前投票所まで自力で歩ける（戸口から投票所は10m程度）。
要支援・中	移動困難者だが、自宅から車の乗降には問題ない。長時間の歩行は難しいので投票所内は、車いすを使用する（期日前投票所備え付けの車いす）。

要支援・高	自宅から車いすを使用する。乗降が発生しないよう、送迎には隣町の介護タクシー（車いすのまま乗車可能）を利用する。 ※選挙人によっては、更に期日前投票の宣誓（身分証明）、自筆による記載、意思の確認が難しい場合も考えられる。
-------	--

今後の課題

【周知方法】

移動支援の取組を、必要な方に広く知ってもらい利用していただくことが肝要だが、私用による濫用を防ぐため、チラシ等に支援の対象外となる事項を詳細に記載したため、その内容が煩雑となった印象がある。移動支援の対象者は高齢者等が中心となることを考えると、今後もっと内容をシンプルで見やすいものにすべきと考えている。

【本人の意思確認】

本人の意思による投票であったかどうかの確認が非常に難しい。町営の老健施設を利用する方の投票について、今回の移動支援により協力したが、①期日前投票宣誓書の記入並びに身分証明、②投票の意思の確認方法（紙片等を持参させる方法など）など、本人とのやりとりが口頭又は筆記のいずれの場合も難しく、老健職員とのやりとりに終始しかねない場面があった。家族等が同伴した場合も、家族等の同伴者とは隔離した場所での職員による本人確認が必要であるが意思確認が難しかった。

【移動支援員との意思の疎通】

今回の移動支援の実施を通じて、選挙人の心身状況の態様が様々であることを改めて感じたところであり、このため、例えば、以下のようなことを事前に利用者に確認し、確実に移動支援員に情報提供しておくことが、スムーズな移動支援の実施にもつながるものと考えている。

- ①利用者があらかじめ約束した時刻を覚えていられるか
- ②覚えていない場合は、利用者の日常の生活状態を把握している家族やケアマネジャー等はいるか
- ③いる場合、連絡先は控えているか
- ④着替えや出発の準備を時間通りに行えるか

今後の展開

今後、国政選挙のみならず、県政選挙や町政選挙の際にも実施予定である。今回は期日前投票期間が18日間（公示日の繰上）であったため、公示日以降の移動支援の日程作成にも余裕があった。しかし、町政選挙は期日前投票期間が4日間となり、この間に多くの希望者が集中すると考えられるため、対象が高齢者中心であることにも配慮し、分かりやすいチラシ等による周知や、自治会の総会等での口頭による周知などのより綿密な周知を行うとともに、登録者への移動支援希望の有無や、希望日の確認、タクシーの手配に早めに取り組み、支援対象者・タクシー事業者・移動支援員との調整を速やかに行う必要がある。

事例 16 岩手県宮古市

～無料送迎バスによる移動支援～

- 市の面積：1259.2 km²
- 市の人口：56,676人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：48,127人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：53箇所
- 期日前投票所数：4箇所（公共施設）
- 直近選挙の投票率：56.55%（H28参）51.75%（H27県議）56.88%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：35.16%、19歳：27.63%（H28参）

取組に至る経緯

宮古市は、平成17年に宮古市、田老町、新里村が新設合併し、平成22年に川井村を編入合併した経緯がある。合併後には投票区の均衡を図るため、平成19年、平成24年にそれぞれ投票区の再編を行っているが、平成24年に投票区の廃止に関し、住民や地域協議会等へ説明会を行った際、出席者から「投票所が遠くなると投票率の低下が懸念されるため対策をとってほしい」という意見が寄せられた。

そこで、平成19年以降の投票区再編により投票所が廃止され、新旧投票所間の距離が4km以上離れることになった投票所について、投票日当日に無料送迎バスを運行することとした。不動産関係の広告で表示される徒歩所要時間「分速80m（時速4.8km）」などを参考に、人の歩行速度は一般的に時速4kmと考え、徒歩で1時間以上かかるほど新旧の投票所間の距離が遠くなった区域を対象とした。

該当する投票所は旧川井村を中心に14箇所（移動支援実施区域の選挙人名簿登録者数約800人）あるが、車両台数を最小限に抑えるため効率的な経路を検討し、9つの路線を定めた。また、より多くの選挙人が乗車可能なバスを交通手段とした。

運行を開始したのは平成25年の参議院議員選挙であるが、平成27年の県議選から、過去の選挙において利用実績のなかった2路線については、利用の必要性を知るため、また、車両及び費用の効率化を図るため電話による事前予約制とし、予約が入らなければ運行しないこととした。



合併前の宮古市

取組内容

平成28年7月の参議院選挙における実施状況は以下のとおりである。

○実施時期：7月10日（日）

○対象地域：新旧投票所間の距離（約4km以上）が遠くなった地域の選挙人

○運行形態：無料送迎バス（市所有バス：4台、民間バス5台）による移動支援

午前と午後各1便とし、帰りの便は、新投票所到着の約30分後に旧投票所へ向けて発車する。

市所有バスは市職員（運転技士）、民間バスは事業委託先の運転士による運転である。

○運行路線：旧投票所から新投票所までの間（途中で旧投票所を経由する路線あり）

運行行計画の策定、委託業者の決定は投票日の2ヶ月～1ヶ月前に行っている。

○実施経費：約 240 千円（民間バスの借上料）

○周知方法：対象区域の住民にチラシを配布。宮古市では選挙公報の配布を行政連絡員に依頼しており、選挙公報と併せてチラシの配布を行っている。投票日の1ヶ月～2週間前に行政連絡員にチラシの配布を依頼し、公示日（告示日）の数日前に配布を行っている。

なお、当日の運行状況は以下のとおりであり、事前予約が必要な1号車、6号車の路線については、予約がなかったため運行していない。

（平成28年7月の参議院選挙における運行状況）

地区	支援対象区域	号車	バス停（旧投票所）	バス停（新投票所）	利用者数
宮古	長沢七	1	旧花輪中学校神倉分校	長沢農村センター	事前予約なし
	長沢八				
	佐羽根	2	佐羽根集会所	田代林業者センター	0
	落合		落合地区会館		1
川代	3	旧川代バス停	千鶏コミュニティ消防センター	2	
田老	青倉	4	青倉地区集会施設	末前神楽伝承館	0
	小田代		小田代公民館	宮古北高等学校	2
	重津部	5	青野滝地区集会施設	グリーンピア三陸みやこ	2
	青野滝				
	畑		畑地区集会施設		
新里	和井内7、8地割	6	五番地区総合センター	和井内ふるさと会館	事前予約なし
川井	古田	7	106バス古田バス停	川井地域振興センター	5
	横沢		横沢集会所	箱石地域振興センター	4
	平津戸	8	平津戸駅	門馬小学校	7
	門馬		106門馬バス停		0
	夏屋		夏屋集会所	川内地域振興センター	4
	大仁田	9	大仁田コミュニティ消防センター	小国地域振興センター	1
	尻石		尻石集会所	江繋地域振興センター	6
	繋		川井地域バス繋バス停	川井地域振興センター	0

取組の実績・効果

利用者数は35人（全路線合計）であった（運転士の報告）。

過去4回の選挙においてもいずれも30人程度の利用があることから、選挙人の投票の機会の確保につながっていると考えている。

（利用実績）

（単位：人）

H25 参院選			H26 衆院選			H27 県議選			H28 参院選		
午前	午後	計	午前	午後	計	午前	午後	計	午前	午後	計
32	2	34	30	3	33	32	2	34	34	1	35

今後の課題

支援対象区域全体としては一定の利用者がいるものの、バス1台あたりの利用者が少ないことから、マイクロバスではなく普通自動車での対応にするなど、今後の利用状況を踏まえて車両及び費用の効率化を検討していく必要がある。

事例 17 栃木県下野市

～無料送迎バスによる移動支援～

- 市の面積：74.6 km²
- 市の人口：59,431人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：49,708人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：22箇所
- 期日前投票所数：2箇所（公共施設、大学）
- 直近選挙の投票率：53.76%（H28参）50.16%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：53.06%、19歳：43.63%（H28参）

取組に至る経緯

下野市では、平成28年5月の新庁舎開庁にあたり、市役所業務が分庁方式から新庁舎1箇所での業務に統合された。これに伴い、各庁舎付近にあった3箇所の期日前投票所（国分寺公民館、石橋庁舎プレハブ室、南河内公民館）を新庁舎1箇所に統合した。そのため選挙管理委員会では、旧期日前投票所まで徒歩や自転車等で移動していた高齢者等の交通弱者の利便性や投票機会の確保のため、新庁舎期日前投票所への巡回型の無料バスを運行することとした。

当初は、市が運行しているデマンド（注文対応型）バスの利用も検討していたが、利用者の事前登録が必要となること、1時間に1便の運行であるため帰りの便までの待ち時間が長くなることから、巡回型のバスの運行とした。

運行開始は平成28年の参院選からであり、同年11月の県知事選挙でも運行している。

取組内容

平成28年の参院選、県知事選の運行状況は以下のとおりである。

（平成28年の参院選、県知事選の運行状況）

	平成28年7月参議院選挙	平成28年11月県知事選挙
投票日	7月10日（日）	11月20日（日）
運行日	6月30日（木）、7月1日（金）	11月16日（水）、17日（木）
運行ルート	9ルート	5ルート
便数	すべて1日1便	5ルート中、3ルートは1日2便（午前・午後）、2ルートは1日1便
台数	3台（民間のバス2台、市有バス1台）	2台（どちらも民間のバス）
事業費	352千円 ・すべて業務委託料 ・市有バスの利用に係る経費は無料	281千円 ・すべて業務委託料

帰りの便は投票所到着の約30分後に発車することとしている。また、運用にあたっては、投票以外の目的による来庁者の乗車も認めたが、途中下車は認めないこととした。

参院選では、市で実施している敬老会の送迎ルートを参考にしつつ、最初の駐車場の発車から30分程度で投票所に到着できるよう、9つの運行ルートを設定した。しかし、利用者数が少なかったことから、県知事選挙ではルートを見直し、5ルートに統合した。

参院選では、民間バスのほかに市有バスも利用していたが、利用希望日が市役所内の他部署と重なる可能性があること、バスの利用には早い段階で予約が必要なことから、知事選ではすべて委託とした。

利用者は高齢者が多いと見込み、2回とも1台につきガイド1人を配置し、利用者の乗り降りのサポートを行った。また、利用者が帰りの便にも乗車する予定の場合は、乗り遅れていないかを確認した。民間のバスのガイドも市有バスのガイドも委託業務に含んでいる。

移動支援の周知は、参院選では新聞折り込みチラシの配布、県知事選では市の広報紙と屋外拡声器放送による利用の呼びかけを行った。

参議院議員通常選挙のお知らせ

期日前投票所をご利用ください

投票日に予定がある方は、期日前投票をご利用ください。

【投票期間】 6月23日(木)～7月9日(土)
 【投票時間】 午前8時30分～午後8時
 【投票場所】 下野市役所(新庁舎)1階ロビー

※駐車場をご利用の方は、入場時に発着機から駐車券を受け取り、投票所の係員に駐車券を提示してください。
 (駐車料金無料時間は、平日の8時30分～17時30分の間の30分間のみです。それ以外の時間等及び土日・祝日は割引処理をしない有料となりますので、ご注意ください。)

期日前投票所(新庁舎)への無料送迎/バス運行! 6月30日(木)・7月1日(金)限定

コースの自由会名はおまかなうので、どの停車場からでもご利用いただけます。ぜひご利用ください!
 曜日は、期日前投票所(新庁舎)にて投票が終る時間(約30分後)に、各コースとも行きと返の順番で運行します。
 バスは、各停車場から期日前投票所(新庁舎)への往復便となりますので、途中下車はご遠慮ください。

★国分寺地区方面コース
 (川島、川島、駅前、東町、鈴森町、川北、下町、(榮南、日ノ出町、旭ヶ丘、駅前、丸野町、榮北) (国分、栄、川西、箕輪、登原、岡根井)

停車場	時刻	停車場	時刻	停車場	時刻
1 川中子公園 北	8:30 発	1 榮東部公民館	10:45 発	1 丸塚古墳 東入口	14:00 発
2 川中子公園 西口	8:36 発	2 榮西部公民館	10:49 発	2 登原寺 東	14:05 発
3 国分寺公民館 東	8:39 発	3 国分寺公民館 北	10:54 発	3 国分寺公民館 西門前	14:09 発
4 川北東部公民館センター	8:43 発	4 友家館	10:58 発	4 箕輪橋 東	14:15 発
5 国分寺中 西門前	8:45 発	5 宮原神社 東	11:01 発	5 榮東部公民館	14:19 発
6 国分寺中 東	8:48 発	6 国分寺東部	11:05 発	6 期日前投票所(新庁舎)	14:20 発
7 期日前投票所(新庁舎)	8:54 発	7 期日前投票所(新庁舎)	11:10 発		

★石橋地区方面コース
 (石上、上吉田、若林、幸町、上大須、中大須、大入谷、下石橋、日守団地) (下吉田、下長田、上台、藤谷、橋本、下大須) (遠吉田、下吉田、石橋上町、幸町、幸町、石町、旭町、本町、宮土堤町、下石橋)

停車場	時刻	停車場	時刻	停車場	時刻
1 石上コミュニティセンター駐車場	8:30 発	1 石上橋	10:45 発	1 西石小 丸塚橋前	14:00 発
2 上石公民館	8:33 発	2 石橋村公民館センター	10:49 発	2 石上東部 東	14:04 発
3 石橋小 東門前	8:38 発	3 上石公民館	10:53 発	3 石上東部 西入口	14:07 発
4 石橋公民館	8:42 発	4 石橋小 東門前	10:58 発	4 下石橋公民館 西口	14:10 発
5 石橋公民館	8:49 発	5 登原神社 東	11:04 発	5 石橋小 北門前	14:13 発
6 日守団地公園 北(大光寺二丁目)	8:52 発	6 下大須公民館生活センター	11:09 発	6 石橋公民館 西橋前	14:17 発
7 石橋地区公民館総合活動本部	8:59 発	7 東部公民館	11:11 発	7 下石橋公民館 南東	14:22 発
8 期日前投票所(新庁舎)	9:04 発	8 期日前投票所(新庁舎)	11:18 発	8 期日前投票所(新庁舎)	14:30 発

★南河内地区方面コース
 (緑、烏ヶ森、筑前、匠大前、筑前町、西区) (塚尾、磯部、本吉田、川島、上吉田、藤原、三王山、谷池貫、町田、成田、榮保寺) (磯部、磯部、西野山、合野山、東野、上野山、島山、下野、上野山、丸山、西野中、下野、丸山、東野中、東野)

停車場	時刻	停車場	時刻	停車場	時刻
1 アイランド公園 西	8:30 発	1 南河内農業物産加工組合	10:45 発	1 磯部公民館	14:00 発
2 アイランド公園 東	8:34 発	2 磯部公民館	10:49 発	2 磯部公民館	14:04 発
3 緑小 北門前	8:37 発	3 吉田東小 丸塚橋前	10:52 発	3 西野山公民館	14:07 発
4 南河内農業センター 五楽前	8:40 発	4 藤原公民館	10:57 発	4 西野山小 東橋前	14:10 発
5 南河内農業センター 北門前	8:43 発	5 丸山公民館 五楽前	11:01 発	5 上野山公民館(旧法蓮寺)	14:13 発
6 匠大前コミュニティセンター(旧公民館門)	8:47 発	6 新田公民館	11:06 発	6 仁徳山コミュニティセンター	14:16 発
7 築前小 東門前	8:51 発	7 成田公民館	11:13 発	7 南河内公民館	14:21 発
8 南河内公民館 管理棟前	8:54 発	8 六丁公民館	11:18 発	8 下野山コミュニティセンター	14:22 発
9 期日前投票所(新庁舎)	9:00 発	9 期日前投票所(新庁舎)	11:25 発	9 南河内コミュニティセンター 西	14:26 発
				10 築前寺地域交流センター	14:30 発
				11 期日前投票所(新庁舎)	14:43 発

18歳選挙権施行に伴い、自治医科大学構内に期日前投票所を設置します。
 【投票期間】 6月30日(木)～7月1日(金)の2日間限定
 【投票時間】 午前10時～午後6時 【投票場所】 医学部教育・研究棟1階会議室
 ※車で越しの方は、東1北口警備員詰所で駐車場の案内を受けてください。(投票所付近に駐車場があります)

下野市選挙管理委員会 ☎0285-32-8916
 市ホームページ: <http://www.city.shimotsuke.lg.jp/>

参議院選挙時の新聞折り込みチラシ

取組の実績・効果

利用実績は、参院選が9人、県知事選挙が12人だった。利用者数はバスに同乗しているガイドの報告により記録している。

今後の課題

利用者数が少ないため、移動支援の周知を徹底し、利用率の向上を図りたい。また、運行ルートについても、定着をねらって現状のルートで続けるか、見直すかどうかも含めて検討する必要がある。

- 市の面積：112.2 km²
- 市の人口：43,909人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：37,957人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：23箇所
- 期日前投票所数：12箇所（公共施設、商業施設）
- 直近選挙の投票率：59.34%（H28参）43.91%（H27県議）50.74%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：50.11%、19歳：32.29%（H28参）

取組に至る経緯

中野市では平成24年3月に投票所の見直し（統廃合）を行い、それまで35箇所あった投票所が23箇所に減ることとなった。中でも、中小屋地区及び牧ノ入地区（同一投票区）は、従来の投票所から統廃合後の投票所までの距離が全区の中で最も遠い約5.4kmとなったため、統廃合の際に行った説明会では、自治会長より移動支援の強い要望が寄せられた。そこで、両地区にて、当日に送迎による移動支援を実施することとした。

移動支援に用いる車両は、費用面を考慮して公用車とし、実施回数や時間については自治会長と協議の上、平成24年の市長選から実施した。

以降、運行回数の見直しを行いながら、平成28年の参院選を含めたすべての選挙において実施している。

取組内容

今回の参院選における取組状況は、以下のとおりである。

- 実施時期：7月10日（日）
- 対象地域：中小屋地区及び牧ノ入地区
（旧投票所と新投票所までの距離（約5.4km）が遠くなった地域）
- 運行形態：公用車（10人乗り）
- 運行路線：両地区からアクセスしやすい旧牧ノ入公会堂前から新投票所（倭小学校）
- 周知方法：対象地域への周知文の配布

なお、中野市では、平成26年の県知事選及び衆院選では、統廃合区を中心に旧牧ノ入公会堂を含む6箇所に出張期日前投票所を2日間で2時間ずつ開設した経緯がある。しかし、旧牧ノ入公会堂が他の出張期日前投票所開設地域と離れており、出張期日前投票所がすべての地区を巡回するのに2日以上かかってしまうことや、旧牧ノ入公会堂の出張期日前投票所の利用者が少なかったことから、平成27年の県議選からは旧牧ノ入公会堂には出張期日前投票所を開設せず、中小屋地区及び牧ノ入地区に対する支援は、当日の移動支援のみとするよう見直しを行い、今回の参院選も同様の実施とした。

事業費については、公用車を職員が運転している（選挙管理委員会から他部署へ出役依頼をした市職員が運転手兼案内人を兼ねる）ため、ほとんどかからず、利用者も無料としている。

(過去の選挙における運行状況と利用者数)

選挙名	運行回数	利用者数	備考
H24 市長選	3回 (午前 10 時、午後 1 時、3 時)	4 人	
H24 衆院選		不明	
H25 参院選		不明	
H26 市議選		不明	
H26 知事選	1 回 (午後 1 時)	0 人	※ 出張期日前実施
H26 衆院選	1 回 (午前 10 時)	不明	※ 出張期日前実施
H27 県議選	2 回 (午前 10 時、午後 1 時)	3 人 (午前 3 人、午後 0 人)	有権者数 38 人 (直近の定時登録)
H28 参院選		5 人 (午前 4 人、午後 1 人)	有権者数 28 人 (直近の定時登録)

平成 28 年 7 月 10 日 (日) 執行
参議院議員通常選挙

投票所への送迎のお知らせ

平成 28 年 7 月 10 日は参議院議員通常選挙が予定されています。市選挙管理委員会では、投票日の当日、第 20 投票所 (倭小学校) までの送迎を行いますのでご利用ください。

なお、期日前投票所の出張開設は行いませんのでご承知おきください。

記

投票日 平成 28 年 7 月 10 日 (日)

発着場所 旧牧ノ入公会堂前

出発時刻 ①午前 10 時
②午後 1 時

対象者 牧ノ入区、中小屋区にお住まいの方

お問い合わせ先
中野市選挙管理委員会事務局 ☎0269 (22) 2111 内線 324

平成 28 年参院選時の周知文

取組の実績・効果

利用者数は 5 名 (対象区域の有権者数: 28 人) であり、運転士の記録により管理している。移動支援に従事する人員や事務量に対して利用者数が少ないため、今後は、効率的な実施が課題となっている。

事例 19 兵庫県神河町 ～選挙人に応じた移動支援～

- 町の面積：202.2km²
- 町の人口：11,462人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：10,219人（H28年参（選挙時登録））
- 投票所数：11箇所
- 期日前投票所数：3箇所（公共施設）
- 直近選挙の投票率：71.69%（H28参）73.22%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：54.26%、19歳：47.65%（H28参）

取組に至る経緯

投票所の削減（投票区を25区から11区へ）に係る選挙人の投票環境への配慮という点から送迎措置を実施することとなった。

協議のプロセスの詳細は、後出「投票所を減らす措置にかかる協議プロセス（抜粋）」参照。

取組内容

投票所等への移動支援は、平成21年11月から実施しており、今回の参院選においても同様に、コミュニティバスの無料化（無料乗車券の配布）、町社会福祉協議会による送迎、町選挙管理委員会による送迎の3種類の方式によるサービスを行っている。

コミュニティバスについては、以前から町が運営していたため、その無料乗車券を配布して対応することとした。さらに歩行困難者等への投票環境整備のため、社会福祉協議会及び町選挙管理委員会による送迎を実施することとした。

なお、住民への周知は、町広報紙、投票所入場券同封チラシ、町CATVにより実施した。

（1）コミュニティバスの無料化（無料乗車券の配布）

- 概要：コミュニティバスの無料乗車券の配布
- 対象者：投票目的で投票所へ移動する町民
- 実施日：6月23日（木）～7月10日（日）
- 実施時間：コミュニティバス運行時間内（既存の運行時刻表のままであり、選挙用に特別に運行方法を変更していない。）
- 手続：投票所入場券の送付時に、町内巡回バスの1日無料乗車券引換券を同封。
コミュニティバスの運行については、民間バス会社が実施。
- 負担：利用者の個人負担なし。町は、1件につき400円をバス会社へ支払う。

(2) 町社会福祉協議会による送迎

- ・概 要：社会福祉協議会による送迎
(利用者の乗降等を補助するため、社会福祉協議会職員 1 人が同乗)
- ・対 象 者：公共交通機関の利用が困難な町民（車椅子若しくはストレッチャーを利用されている方で、どの候補者に投票するか意思表示できる町民）
- ・実 施 日：6月23日（木）～7月8日（金）の平日のみ
- ・実施時間：8時30分～17時までの間
- ・手 続：希望者は、社会福祉協議会へ申請。
- ・負 担：利用者の個人負担なし。町が 1 件につき 500 円を社会福祉協議会へ支払う。

(3) 町選挙管理委員会による送迎

- ・概 要：公用車による送迎
(利用者の乗降車を補助するため、町保健師も当日同乗)
- ・対 象 者：歩行に支障のある独居高齢者、及び高齢者夫婦世帯（同一世帯内の方の送迎が不可能で、自宅から最寄りのバス停まで自力歩行が困難、かつどの候補者に投票するか意思表示できる町民）
- ・実 施 日：7月10日（日）のみ
- ・実施時間：8時30分～17時までの間
- ・手 続：希望者は地区民生委員に相談。
- ・負 担：利用者の個人負担なし。

※なお、(2) 及び (3) における対象者の確認は、いずれも対面により実施。

効果・実績及び今後について

利用者数は、

- ・コミュニティバス：15 名程度
- ・町社会福祉協議会による送迎：1 名
- ・町選挙管理委員会による送迎：1 名

課題は、コミュニティバスの本数が少ないこと、ほとんどの選挙人の自宅には車があり、基本的な移動手段は車のため、いずれの移動支援措置についても利用者が少ないことである。

現在実施している3つの方式を今後も続けることとし、拡充等は検討していない。

投票所数を減ずる措置にかかる協議プロセス(抜粋)

時期	内容	協議結果
平成19年6月2日	神河町行財政改革大綱(選挙関係分)について、「基本的な考え方」「改革推進の主要事項」「集中改革プラン」の概要を説明。今後前向きに検討していくこととした。	
平成19年8月17日	投票所設置の現状を説明し、今後の方向性を協議。	投票所の統合を視野にいれ、早急に検討に入る。
平成19年12月2日	投票区別人口階層表、投票所経費調書により現状を報告。	統合できるとおもわれる投票所については、統合を推進していく。(全委員)
平成20年2月8日	加東市の改革推進の例を説明。投票所の設置基準を説明。町内で最も広範囲をカバーする第25投票区をモデルとした検討資料を提示。	投票所設置の見直しにあたり、適切な基準設定が必要。次回執行の町選挙までに一定の結論を出すこととした。
平成20年3月6日	前回協議を受け、事務局から3パターンの検討材料(たたき台)を提示。	13投票区設置を軸に検討を重ねるとの方向性を確認。
平成20年6月2日	5月17日開催の「委員修正案」の提出を受け、「事務局修正案」を作成。本会議は、「委員修正案」及び「事務局修正案」をベースに、協議を行った。	神崎支庁舎に投票所を設置することとし、若干遠距離区域が発生するが止むなしとし、他の投票区においても同様の取り扱いとすることを確認した。
平成20年6月17日	今日までの選挙管理委員会協議結果を報告し、理解を求めた。 投票所: 25箇所→11箇所	一部異論あり。
平成20年7月29日	本会議は、H20.6.17区長会議において出された意見の調整を目的として開催	投票環境を向上させるため、<u>ゴミバスの無料化と、弱者を選管(事務従事者)が送迎することについて、前向きに協議することとした。</u>
平成20年8月20日	7月29日開催の選挙管理委員会協議結果を報告し、理解を求めた。	特に異論なし。
平成20年9月2日	本件にかかる、最終決定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・投票区を25から11に減ずることとした。 ・平成21年11月執行予定の町長選挙から、投票区を11に変更し、以降執行される全ての選挙に適用する。 ・投票環境を向上させるため、<u>ゴミバスの無料化と、弱者を選管(事務従事者)が送迎することについて、検討を重ねていくこととした。</u> ・越知谷地区のみ、投票所閉鎖時刻を1時間繰上げるについて、平成21年11月執行予定の町長選挙までに検討することとした。

※平成20年6月17日、8月20日は、町区長会議による会議、他は選挙管理委員会による会議。

第24回参議院議員通常選挙 及び 送迎措置のお知らせ

***投票日** 平成28年7月10日(日)
***投票時間** 午前7時～午後8時

投票場所	期間	開設時間
本庁舎	6/23(木)～7/9(土) 17日間	午前8時30分～午後8時
神崎支庁舎	7/2(土)～7/9(土) 8日間	
センター長谷	7/6(水)～7/9(土) 4日間	午前8時30分～午後5時

期日前投票をされる際に、投票所入場券の裏面に印刷しております『期日前投票宣誓書』欄にあらかじめご記入いただければ、受付が早く済みます。

記入の方法については、右側の例を参考にしてください。

※投票日当日に投票される際は、記入の必要はありません。

このスペースには
期日前投票宣誓書
記入例を貼り付けて
しています

■ コミバス1日バスポート引換券を交付します ■

投票目的で神河町コミュニティバスを利用される場合に使用できる、「1日バスポート引換券(裏面に印刷)」を交付します。1日乗り放題となりますので、どうぞ有効にご利用ください。

* 6月23日(木)～7月10日(日)の間に、町内区間で使用できます。

* 投票(期日前投票含む)目的が、使用の必須条件です。

* 一人につき複数枚の使用はできません。

* 引換券の使用方法

- ① 裏面に3枚印刷していますので、1枚ずつ切り離して利用します。
- ② 引換券に、乗車日、使用者氏名を記入して乗車します。
- ③ 乗り継ぎや途中下車時に、バス乗務員に引換券を提示して「1日バスポート」と引換えて下車します。
- ④ その日の最終下車時にバス乗務員に提出します。

参議選 コミバス1日バスポート引換券

乗車日 平成28年 月 日

使用者氏名

*乗車当日に限り、有効です。
*乗継ぎ・途中下車時に、乗務員に提出下さい。

(発行者)神河町長

【有効期間】
6月23日(木)～7月10日(日)

参議選 コミバス1日バスポート引換券

乗車日 平成28年 月 日

使用者氏名

*乗車当日に限り、有効です。
*乗継ぎ・途中下車時に、乗務員に提出下さい。

(発行者)神河町長

【有効期間】
6月23日(木)～7月10日(日)

参議選 コミバス1日バスポート引換券

乗車日 平成28年 月 日

使用者氏名

*乗車当日に限り、有効です。
*乗継ぎ・途中下車時に、乗務員に提出下さい。

(発行者)神河町長

【有効期間】
6月23日(木)～7月10日(日)

■ 交通手段の全くない方に限り、投票所へ送迎します ■

* 対象者・送迎の方法・申し込み方法について

	歩行に支障のある独居高齢者、及び高齢者夫婦世帯	公共交通機関の利用が困難な方
対象者	① 同一世帯内の方(同居含む)の送迎が不可能である方 ② 自宅から最寄のバス停まで自力歩行が困難な方 ③ どの候補者に投票するか意思表示できる方 * 全ての要件に該当すること	① 車椅子若しくはストレッチャーを利用されている方 ② どの候補者に投票するか意思表示できる方 * 全ての要件に該当すること
送迎	期間：7月10日(日)のみ 時間：8:30～17:00 送迎：投票所へ	期間：6月23日(木)～7月8日(金)平日のみ 時間：8:30～17:00 送迎：期日前投票所へ
申込方法	希望される方は、地区民生委員さんにご相談下さい。地区民生委員さんから町選挙管理委員会へ報告いただきます。(町選管 34-0001)	希望される方は、直接、町社会福祉協議会へ連絡して下さい。(町社協 32-2303)

* 送迎日時、時間等の調整について

送迎の申し込みを受けた後、町選挙管理委員会・町社会福祉協議会で時間等を調整し、申込者に時間等を連絡します。

* 事故が発生した場合の対応について

送迎は慎重を期して行いますが、万一不測の事故が発生した場合は、町及び町社会福祉協議会が加入する保険の範囲内で対応させていただくことをご了承下さい。

【お問い合わせ先】

神河町選挙管理委員会(役場総務課内)
TEL 34-0001 FAX 34-0691

きりこり(左記の引換券を使用するにだけ、表面に記載のとおり一定の条件があります。)

事例 20 兵庫県香美町 ～巡回バス（1日3便）による移動支援～

- 町の面積：368.8km²
- 町の人口：18,070人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：16,170人（H28参（選挙時登録））
- 投票所数：34箇所
- 期日前投票所数：3箇所（公共施設）
- 直近選挙の投票率：67.53%（H28参）66.97%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：42.57%、19歳：23.27%（H28参）

取組に至る経緯

1つの投票区が1つの自治会単位となっている旧第7投票区（有権者数14名）及び旧第8投票区（有権者数24名）に関し、今回の参院選前に、自治会長から投票区の見直しに関する要望があった。背景には、有権者の高齢化と減少に伴い、投票立会人の選任が困難となっているためである。

この要望を受け、選挙管理委員会では有権者の意見を聴取し、結果として、当該2投票区をそれぞれに隣接している他の投票区と統合した。

統合に伴い、投票所までの距離が約5km離れる世帯が多くなったこと、また、当該投票区は高齢者が多く、車の運転ができない有権者も多くみられることから、投票の機会を確保することが喫緊の課題となった。

この課題を解消するため、選挙管理委員会では、以下の2案が検討された。

- ①当該投票区に、期日前投票所を投票日の前日（半日間）に設置する
- ②移動支援を実施

最終的に、投票は原則として、投票日当日に行うものであること、他の投票区とのバランスへの考慮などが検討され、②案が採択されることとなった。

事前に当該自治会長との間で、投票区の統合についての意見交換及び統合に伴う移動支援のあり方について協議を重ねて理解を得、有権者に対しては自治会長から説明してもらった。

取組内容

- 実施時期：7月10日（日）
- 対象：今回の投票区の見直しにより、投票所が遠方となった2地区（有権者37名）を対象
- 運行形態：中型バスの運行により、1日3便（朝・昼・夕）
公用車での運行も検討したが、公用車の運転は職員に限られることや車内での会話が選挙の内容に及ぶことへの懸念から、借上バスでの運行とした。
運行経路については、1台のバスで2箇所の投票所（2地区の有権者の投票区）を巡回できるよう時間設定した。また、今回の見直しの対象外である1地域（自治会区域）について、送迎経路の途中に位置するため、結果として送迎バスの利用を可能とした。なお、利用しやすい発車時刻と乗車場所を設定するため、当該自治会長と協議の上決定した。

- ・経 費：98 千円（借上バス代（運転手賃金含む））
- ・周知方法：町広報紙による周知と併せ、関係自治会へは個別にチラシを全戸配布した。また、投票日当日に送迎バスの発着場所に運行表（A1 サイズ）を掲示した（図1）。

効果・実績及び今後について

利用者数は3名であった。初めての実施であったことや、投票区の統合に伴い特に期日前投票所を利用する有権者が多かったことも利用者が少なかった要因の一つと考えている。今後は、経費の面から送迎バスの車種を現在の中型バスのままでよいかといった点について検討したい。

（図1：投票所行き運行表）

【三川発→第6投票所（畑公民館）行き】

（旧第7投票区の地域から第6投票区の投票所へ移動するもの）

停車場	発車時刻		
三川バス停	7:30	11:00	16:30
旧三川分校	7:32	11:02	16:32
大梶バス停	7:35	11:05	16:35
投票所	7:45	11:15	16:45

【土生発→第5投票所（奥佐津地区公民館）行き】

（旧第8投票区の地域から第5投票区の投票所へと移動するもの）

停車場	発車時刻		
旧土生バス停	9:00	12:30	18:00
投票所	9:10	12:40	18:10

事例 21 島根県浜田市 ～移動期日前投票所（車）の導入～

- 市の面積：690.7km²
- 市の人口：58,105人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：48,030人（H28年参（選挙時登録））
- 投票所数：70箇所
- 期日前投票所数：17箇所（公共施設、大学、移動投票所）
- 直近選挙の投票率：61.35%（H28参）45.67%（H27知事）59.80%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：41.33%、19歳：30.33%（H28参）

取組に至る経緯

浜田市は、平成17年10月1日に、旧浜田市、旧金城町、旧旭町、旧弥栄村、旧三隅町の5市町村が合併して現在の市勢となった。中国山地と日本海に囲まれた東西46.4km、南北28.1kmの広い市域に、交通の利便性が低く、高齢化の進む集落も点在している。

投票所数は、合併当初は105ヶ所あったが、平成22年には投票事務の見直しを行い、78ヶ所に統廃合した。平成28年の第24回参議院選挙から、さらに8ヶ所を廃止して70ヶ所となった。

統合に当たり、これまでも投票率の低下や高齢者などの交通弱者対策が課題とされていたことや、平成28年4月の公職選挙法の一部改正により「期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。（公職選挙法第48条の2第7項）」との条項が加えられたことも踏まえ、有権者の投票機会の確保や投票環境向上のための方策を検討しなければならないと考え、移動期日前投票所（車）を立案し実施することとなった。

【投票所の統廃合による代替案】

今回統廃合した8ヶ所の投票所は、選挙人名簿登録者数が極めて少ない上、期日前投票の普及などにより投票日当日の投票者が少なくなっていることや、高齢化により該当投票区の名簿登録者からの投票立会人の選任が難しいことなどの理由により統合することとした箇所である。

統合した投票所

投票区	投票所	対象地区	H28.3.2 登録者数	H27 衆議選 投票率%	H26 衆議選 投票率%	統合先 投票所
55	小角集会所	小角	28	89.29	78.57	弥栄会館
56	横谷集会所	横谷	27	92.59	89.66	
57	程原下集会所	程原	10	81.82	58.33	
59	畑集会所	畑	16	87.50	93.75	日高集会所
60	山賀集会所	山賀	12	83.33	75.00	
62	田野原地区公民館	熊の山 田野原	16	81.25	82.35	老人憩の家
71	的野集会所	黒沢1区	22	72.73	72.73	黒沢公民館
72	黒沢集会所	黒沢2区	22	82.61	86.96	

投票所の統廃合を地元住民と協議する中で、交通手段がない高齢者への対応や最寄りの投票所が無くなることによる投票率の低下などの懸念から、代替案を要望する声が示され、選挙管理委員会事務局において様々な対策案を検討した。

検討の結果、投票所までの送迎・巡回・臨時バスや乗車券の発行といった移動支援の手法は、山間地で道が狭隘な上、人口の少ない投票所には適さないと判断した。一方、近隣の自治体で導入している巡回式の期日前投票所であれば大型車両を利用する必要がなく、導入が可能ではないかと考えた。

近隣の自治体で導入している巡回式の期日前投票所は、車に投票所設営用の機材一式を積み込んで各期日前投票所に出向き、巡回先の施設に投票所を設営して、期日前投票所を2時間ずつ開設して投票してもらった方式であった。

統廃合する投票所の状況を鑑みると、施設の設営をしては効率が悪いので、設営をせずに「その移動に使う車自体で直接投票が出来ないか？」という発想が生まれ、移動期日前投票所（車）の実現化を検討することとした。



移動期日前投票所（車）

【法律上の実施可否の確認】

実際に移動期日前投票所（車）を設置するために、第一に法的根拠について整理しておく必要があった。そこで大まかな実施案を作成し、島根県選挙管理委員会を通じて総務省に問い合わせを行った。

その結果、期日前投票所の設備に不備がなく、投票の秘密保持が保たれるのであれば、期日前投票所の場所及び設置期間を告示した上で、車を投票所として設置することは可能である、という回答を得たため、具体的な実現化方策を探ることとした。

【車の設備等の検討】

公職選挙法施行令第32条に規定する「投票記載の場所の設備」に不備がないように、車の設備について検討を行った。車自体は特別なものではなく10人乗りの公用ワゴン車を利用するため、記載台・スロープ・受付机・いすなどの設備を用意する必要があった。

記載台以外はすでに所有している設備を活用することとしたが、記載台については、通常の投票所で使用するものは形状的に利用できず、古い公用車でもあり車専用のテーブルも既製品が無かったため、市内業者へ発注して作り付けにより対応した。高齢者が多い投票区であることを考慮し、記載台に寄りかかるなどしても壊れないよう、十分な強度を保った仕様で作成してもらった。また、投票の秘密保持に万全を期すため、記載台の上に置くプライバシー保護パネルも用意した。

今回の参院選は夏場の梅雨の季節であったため、雪の心配は無かったが、強い日差しや風雨に対処するため、車の昇降口付近に簡易テントを設置するとともに、施設の入口からすぐに乗車することができるように対応することとした。

【二重投票の防止対策】

投票受付の際に必要な名簿照合の方法として、期日前投票の場合、浜田市ではシステムにより名簿照合を行っている。しかし、移動投票所の開設場所においては、山間地域であるため通信インフラが整備されておらず、システムで名簿照合を行うことが出来ない。そのため、携帯電話を使用し、選挙管理事務局に連絡を取り、システムによる名簿照合及び投票の入力を行う方法を検討した。

【運用の確認と準備】

実際の運用に向け、ルート及び開設時間の調整を行った。実際に想定したルートを試走して移動時間などを計測し、現地施設の状態や投票車（所）を駐車する場所なども確認した。開設時間は、名簿登録者数及び1日最大5ヶ所に開設することを考慮して、1ヶ所につき1時間から1時間30分で運用することで地元との調整を行った。

投票録については、公職選挙法施行令第49条の10に規定されているとおり、期日前投票所の投票管理者が投票録を作成する必要があるため、それぞれ巡回した投票所ごとに投票録を用意することとした。

また、投票立会人などへの配慮として、水分補給のための用意やトイレの問題なども確認した。

取組内容

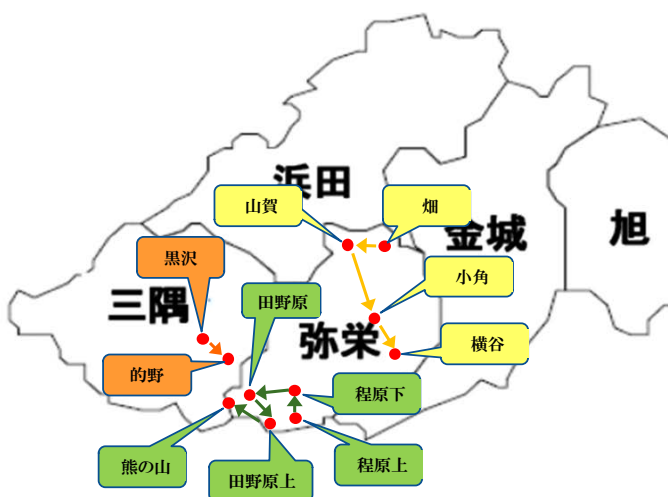
【開設場所とスケジュール】

今回統合した投票所は8ヶ所であったが、山間部で地理的に道路事情が悪く、なるべく集落の近くで投票したいとの地元住民の要望もあり、3ヶ所増設して11ヶ所開設することとした。増設した投票所は統合した旧投票区の地域内であり、それ以外の投票区においては設置していない。

設置時間は、準備の段階で調整したとおり、登録者数が15人以下の投票所では1時間、16人以上の投票所では1時間30分の開設時間とした。

設置期間は3日間とし、弥栄地区を4ヶ所及び5ヶ所の2日間に分け、三隅地区は2ヶ所を1日で巡回した。

期日前投票所の告示では、投票車（所）を駐車する施設の場所を告示した。また、期日前投票所の設置日時を案内するため、日程表を入場券とあわせて封書で郵送した。

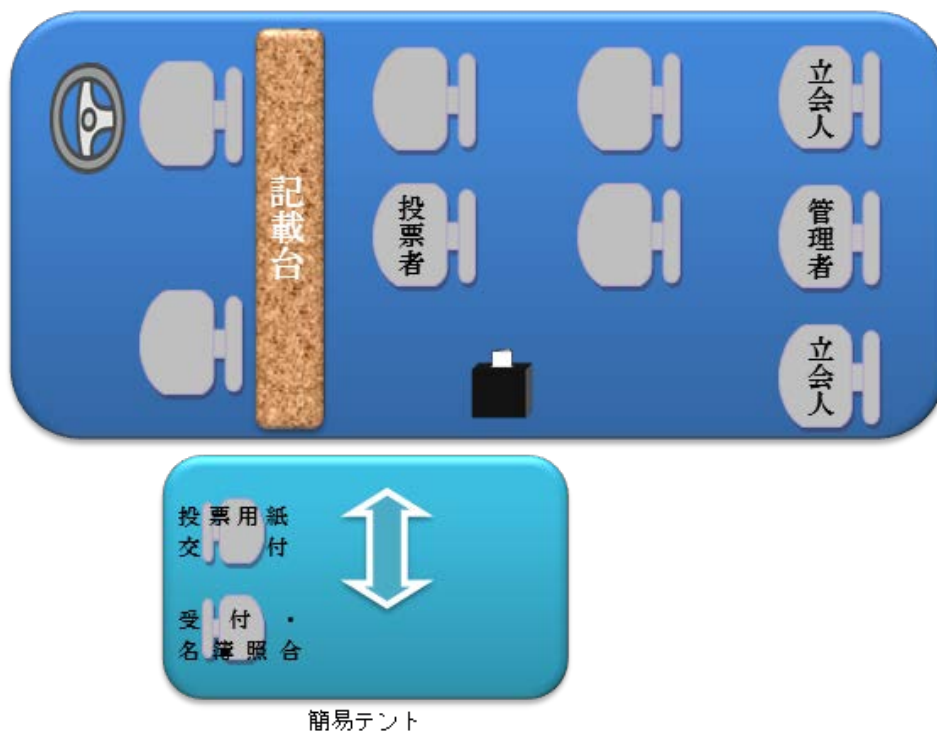


期日前投票所名	設置日	設置時間
畑 集 会 所	7月1日	9:30~11:00
山 賀 集 会 所	〃	11:30~12:30
小 角 集 会 所	〃	14:00~15:30
横 谷 集 会 所	〃	16:00~17:30
程 原 上 集 会 所	7月2日	9:30~10:30
程 原 下 集 会 所	〃	11:00~12:00
田 野 原 地 区 公 民 館	〃	13:00~14:00
田 野 原 上 集 会 所	〃	14:30~15:30
熊 の 山 集 会 所	〃	16:00~17:00
黒 沢 集 会 所	7月3日	9:30~11:00
的 野 集 会 所	〃	12:30~14:00

【投票所（車内）のレイアウト】

10人乗り4列の公用車を活用しており、事務局2名、立会人2名、管理者1名、計5名が同乗して巡回した。

1・2列目シートの間には作り付けの記載台を設置し、投票者は2列目シートへ座って投票用紙に記載を行う。投票箱は乗降口付近に配置した。4列目シートに投票管理者及び投票立会人を配し、投票の公平・公正及び秩序の維持に努めた。



【移動期日前投票所（車）の経費】

燃料費が約 5 千円、車両の選挙啓発用マグネット板などが約 85 千円、記載台作成費が約 97 千円、人件費が投票管理者及び投票立会人合わせて約 30 千円×3 日、通信費が約 33 千円、電話レンタル料が約 15 千円、雑費が約 2 千円の合計約 327 千円程度となった。

【職員の体制】

平成 28 年 7 月の参議院選挙では、事務局職員 2 名に加え、他課から応援職員 2 名（通常は 1 名）、臨時職員 8 名（本部での主に期日前対応）を確保し、そのうち移動期日前投票所には事務局職員 1 名、応援職員 1 名 が車に同乗し巡回するとともに、現地投票所では、各支所職員 2 名（2 支所で各 2 名、計 4 名）も対応に当たった。

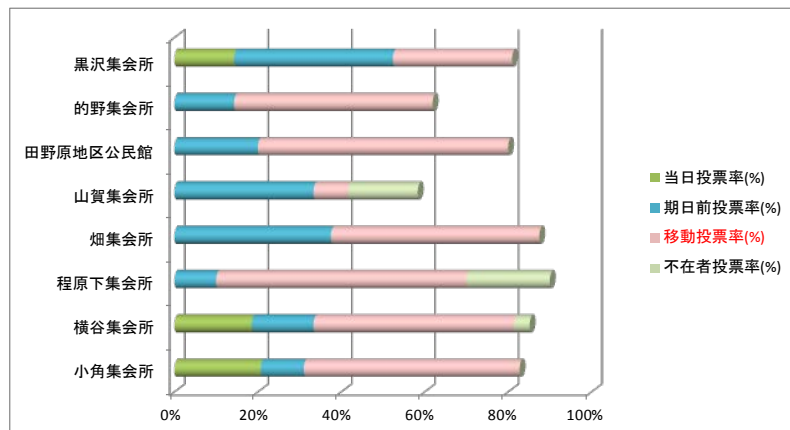
移動期日前投票所へ人員を割いていることにより、事務局側が手薄な状態になっていたため、名簿照合への対応に苦慮した。移動期日前投票所の開設期間中は、システム照合者を専任で事務局に配置しておく必要があったと考えている。

取組の実績・効果

投票率の顕著な上昇はなかったが、移動期日前投票所（車）の投票割合が約 6 割と当日投票や不在者投票などに比べて非常に高くなっている。統合前には当日投票所で投票されていた方々が、移動期日前投票所で投票を行ったためと考えられ、山間部における投票機会の確保の一助となった。また、お披露目会には多くのマスコミ関係者が参加し、マスコミでも取り上げられた。

投票結果

投票所名	有権者数	H28.7.10 執行 参議院選挙				投票者計	投票率(%)
		当日	期日前	移動	不在者		
小角集会所	29	6	3	15	0	24	82.76%
横谷集会所	27	5	4	13	1	23	85.19%
程原下集会所	10	0	1	6	2	9	90.00%
畑集会所	16	0	6	8	0	14	87.50%
山賀集会所	12	0	4	1	2	7	58.33%
田野原地区公民館	15	0	3	9	0	12	80.00%
的野集会所	21	0	3	10	0	13	61.90%
黒沢集会所	21	3	8	6	0	17	80.95%
合 計	151	14	32	68	5	119	



今後の課題、取組の考え方

今後冬季の選挙を考えると、雪対策については相当の準備と対策・体制を整えておく必要があり、車内での投票にこだわらず、天候によっては施設を利用しての投票も視野に入れて検討する必要がある。

今後、他の投票区からも移動期日前投票所の開設を希望する声が上がってくることも想定されるが、投票所統合の代替策としての取組であり、安易に拡大していく方針とはしていない。

2. 参考資料

2. 1 「共通投票所の設置」

参考資料 1 : 函館市 (共通投票所マニュアル、共通投票所の年齢別投票率) . . . 97

参考資料 2 : 平川市 (周知用広報・チラシ) 107

参考資料 3 : 高森町 (共通投票所マニュアル、施設との協定書) 114

共通投票所 事務処理要領

●投票所（2箇所）

ホールスターショッピングセンター B棟1階イベントスペース前広場

昭和タウンプラザ内 ベスト電器函館店入口前広場

<通常の投票所との違い>

- 受付に期日前投票システムを使用しており，選挙サーバとオンラインで接続されています。
- 函館市の有権者は投票区に関わらず投票できます。
- i カウンターによる投票者数の報告は不要です。

<名簿対照の手順>

- 1 選挙人が持参した入場券を受け取る。
(持参しない場合は庶務係に連絡して P36 の手続きをとり，再発行入場券を作成し，投票所番号・名簿番号を入力する)
- 2 入場券のバーコードを読み取ると，個人画面が表示されます。
- 3 個人画面の内容と入場券の「住所」「氏名」「名簿番号」各欄の記載事項が合致しているか確認します。
- 4 「請求事由」は「1」を選択します。
- 5 点字投票・代理投票の場合は，該当する「投票区分」を選択すること
※ 既定値は”通常投票”ですので，通常は操作不要です。
- 6 パソコン処理終了後，入場券のバーコード右横に，ナンバリングし，入場券を回収する。
- 7 ひきかえ券の右上余白に，入場券に印字した番号と同じ番号をナンバリングし，ひきかえ券を選挙人に交付する。(ナンバリングは入場券とひきかえ券に計2回印字することになります。)

- 入場券を持たない選挙人（オンライン投票所の選挙人を除く）が来所した場合は、期日前投票システム（外字の場合は PDF）で確認し、その選挙人が属する投票所に対して二重投票の確認が必要です。P. 36を参照してください。

共通投票所の設置について

法改正により、既存の投票所のほかに、投票区に関係なくすべての有権者が投票できる「共通投票所」を設置できることとなったため、「**ポールスターショッピングセンター**」および「**昭和タウンプラザ内ベスト電器**」に設置している期日前投票所を投票日に「共通投票所」として開設（**時間：午前10時～午後8時**）することとしました。

期日前投票所を引き続き投票所とする市役所・湯川支所・イトーヨーカドー・フレスポ函館戸倉では、期日前投票システムを利用し、入場券のバーコードを使って受付します。リアルタイムで投票状況の確認ができますが、その他の投票所については、以下の手順による二重投票防止の確認が必要となります。

なお、共通投票所は10時から開始するので、7時から10時までは名簿対照を行う旨の連絡になります。

<投票所における二重投票の防止>

入場券を持たずに投票所に来場した選挙人については、共通投票所で入場券を使用して投票を済ませてから投票所に来た可能性があるため、選管本部に電話で投票状況の確認をします。さらに選管本部において、期日前投票システムに投票済の入力を行いますので、仮に当該選挙人が投票所で入場券を使わずに投票した後に入場券を持って共通投票所を訪れた場合であっても、期日前投票システムにより二重投票を防ぐことができます。

<共通投票所における二重投票の防止>

入場券を持たずに共通投票所に来場した選挙人については、投票所で入場券を使用して投票を済ませてから共通投票所に来たおそれがあるため、当該選挙人が属する投票所（オンライン投票所を除く）に電話で投票状況の確認をすることになります。さらに投票所において、当該選挙人について共通投票所で投票済みであることを名簿に表示するため、仮に当該選挙人が共通投票所で入場券を使わずに投票した後に入場券を持って投票所を訪れた場合であっても、名簿の表示により二重投票を防ぐことができます。

投票所入場券の再交付

選挙人が入場券を持参しなかった場合は、以下のとおり再交付します。

なお、当日連絡用の携帯電話に選管本部（ ）およびポールスターショッピングセンター（ ）、昭和タウンプラザ（ ）の番号を事前登録しておくこと。

1	<p>選挙人から住所、氏名、生年月日を聴取（選挙人が口頭で述べることを拒んだ場合は、身分証明書等で確認）し、庶務用名簿（共通投票所の場合は期日前投票システム）を使用して選挙人を探す。</p> <p>(1) ㊟のスタンプがあった場合 → 事故入場券を探して交付 → 4へ</p> <p>(2) スタンプがない場合 → 2・3の手順で再交付入場券を作成</p>		
2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>＜通常の投票所の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人に、選管本部に再発行の連絡をするため少し待ってもらい必要がある旨を伝え、選管本部（ ）に電話する。 ・「投票所番号」「選挙人名簿番号（○○ページ○○番）、氏名」を伝え、共通投票所で投票していないことを確認します。 <p>※ 従事者数が少ない投票所を除き、可能な限り、2名体制（1名は入場券の作成、もう1名が電話確認）で処理してください。</p> <p style="text-align: center;">共通投票所に入場券を持たない選挙人が来た場合、右の手順により共通投票所から投票の確認の電話がありますので、対応をお願いします。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>＜共通投票所（開設時間：午前10時～午後8時）の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人に、元の投票所で投票の記録をするため、少し待ってもらい必要がある旨を伝え、選挙人が属する投票所（別紙一覧表参照）に電話する（オンライン投票所の場合は確認不要）。 ・投票所の担当者に「投票所番号」「選挙人名簿番号（○○ページ○○番）、氏名」を伝え、投票所で投票していないことを確認します。 ・投票所の庶務担当者は、選挙人の受付状況に配慮したうえで、名簿対象係に該当の選挙人の投票状況を確認させ、結果をその共通投票所に電話する。 ・さらに投票所の名簿対照係は選挙人名簿の氏名欄の右余白に担当者印を押印します。→投票済の記録となる。 </td> </tr> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black; margin: 10px 0;"/> <p>二重投票の確認において「投票済」であった場合は、二重投票のおそれがある（通常の投票所で投票を終えた後で共通投票所に来た、またはその逆）ので、投票の拒否・仮投票 P. 31の手続きに従ってください。</p> <p>なお、「選挙区」と「比例代表」を別々に「投票所」と「共通投票所」で投票することもありうるので、選挙人から投票状況を聴取し、ひきかえ券の用紙交付欄に押印がされていない（その時点では棄権）場合は、その選挙のみ投票できる。</p>	<p>＜通常の投票所の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人に、選管本部に再発行の連絡をするため少し待ってもらい必要がある旨を伝え、選管本部（ ）に電話する。 ・「投票所番号」「選挙人名簿番号（○○ページ○○番）、氏名」を伝え、共通投票所で投票していないことを確認します。 <p>※ 従事者数が少ない投票所を除き、可能な限り、2名体制（1名は入場券の作成、もう1名が電話確認）で処理してください。</p> <p style="text-align: center;">共通投票所に入場券を持たない選挙人が来た場合、右の手順により共通投票所から投票の確認の電話がありますので、対応をお願いします。</p>	<p>＜共通投票所（開設時間：午前10時～午後8時）の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人に、元の投票所で投票の記録をするため、少し待ってもらい必要がある旨を伝え、選挙人が属する投票所（別紙一覧表参照）に電話する（オンライン投票所の場合は確認不要）。 ・投票所の担当者に「投票所番号」「選挙人名簿番号（○○ページ○○番）、氏名」を伝え、投票所で投票していないことを確認します。 ・投票所の庶務担当者は、選挙人の受付状況に配慮したうえで、名簿対象係に該当の選挙人の投票状況を確認させ、結果をその共通投票所に電話する。 ・さらに投票所の名簿対照係は選挙人名簿の氏名欄の右余白に担当者印を押印します。→投票済の記録となる。
<p>＜通常の投票所の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人に、選管本部に再発行の連絡をするため少し待ってもらい必要がある旨を伝え、選管本部（ ）に電話する。 ・「投票所番号」「選挙人名簿番号（○○ページ○○番）、氏名」を伝え、共通投票所で投票していないことを確認します。 <p>※ 従事者数が少ない投票所を除き、可能な限り、2名体制（1名は入場券の作成、もう1名が電話確認）で処理してください。</p> <p style="text-align: center;">共通投票所に入場券を持たない選挙人が来た場合、右の手順により共通投票所から投票の確認の電話がありますので、対応をお願いします。</p>	<p>＜共通投票所（開設時間：午前10時～午後8時）の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人に、元の投票所で投票の記録をするため、少し待ってもらい必要がある旨を伝え、選挙人が属する投票所（別紙一覧表参照）に電話する（オンライン投票所の場合は確認不要）。 ・投票所の担当者に「投票所番号」「選挙人名簿番号（○○ページ○○番）、氏名」を伝え、投票所で投票していないことを確認します。 ・投票所の庶務担当者は、選挙人の受付状況に配慮したうえで、名簿対象係に該当の選挙人の投票状況を確認させ、結果をその共通投票所に電話する。 ・さらに投票所の名簿対照係は選挙人名簿の氏名欄の右余白に担当者印を押印します。→投票済の記録となる。 		
3	<p>庶務用の選挙人名簿抄本に「再交付」と記載し（共通投票所は不要）、投票所入場券再交付記録簿に記録する。</p>		
4	<p>選挙人を名簿対照係に案内し、通常どおりの手続きで投票させる。</p>		

<選挙人名簿抄本の注意事項>

選挙人名簿にこれらの表示があった場合や、選挙人名簿に登録されていない場合（P27）、代理投票（P28）や点字投票（P29）の申し出があった場合、選挙人が本人だと確認できない場合（P31）は、庶務係に対応させてください。

住所	備考	No.	氏名	期日前投票 (不在者投票)			主	生年月日
				○	△	△		
〇〇町〇番〇号		01	〇〇 〇〇				主	S11. 1. 1
〇〇町〇番〇号	船員証明書必要	02	〇〇 〇〇					
〇〇町〇番〇号	投票不可/転出抹消 平成〇年〇月〇日	03	〇〇 〇〇					
〇〇町〇番〇号	投票不可/二重登録	04	〇〇 〇〇				主	
〇〇町〇番〇号	投票不可/誤載	05	〇〇 〇〇				主	
〇〇町〇番〇号	投票不可/職権消除	06	〇〇 〇〇					
〇〇町〇番〇号		07	〇〇 〇〇					
〇〇町〇番〇号		08	〇〇 〇〇				主	S16. 1. 6
〇〇町〇番〇号	北斗市追分 平成〇年〇月〇日	09	〇〇 〇〇					
〇〇町〇番〇号		23	〇〇 〇〇	○済	△済		主	S
〇〇町〇番〇号		24	〇〇 〇〇	○済				S
〇〇町〇番〇号		25	〇〇 〇〇	○交	△交		主	S

○船員証明書の提示を受けて投票させます。
→P30

●投票不可は以下の理由により投票できません。
→P31

- ▽転出抹消 = 市外に転出後4ヶ月が経過して名簿から抹消済。
- ▽二重登録 = 転出先の市区町村の名簿に登録。
- ▽誤載 = 電算処理後に登録されなくなった。
- ▽職権消除 = 住民票を抹消された。

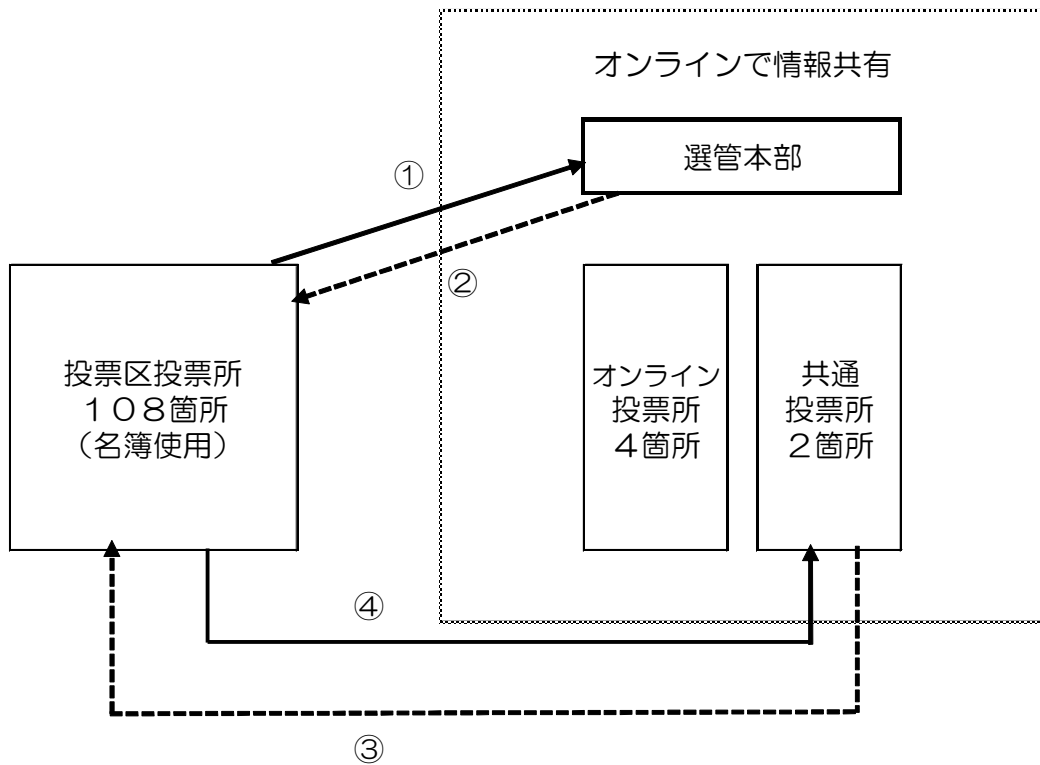
●共通投票所から入場券を持たずに投票する旨の連絡があった場合は、氏名欄の右余白に、担当者印を押印してください。投票所では投票不可)。 →P36

○転出表示のある選挙人は、原則投票できます。

●「済」の表示がされている選挙人は、既に期日前（不在者）投票をしているので、投票できません。 →P31
※表示が無い選挙は投票できます。No. 24の場合は、比例代表のみ投票できます →P19

○「交」の表示がある選挙人は、不在者投票のために受領した投票用紙等を返還すれば投票できます。 →P30

本部と投票所の相関図



- ① 投票区投票所（投票状況照会）
→選管本部（ ）（期日前投票システムにより投票状況確認）
- ② 選管本部（期日前投票システムに入力）→投票区投票所（入場券再発行）
※選管本部は、8台体制で受付します。投票状況照会の処理は迅速に行いますので、電話はつないだままにし、処理および回答を待ってください。
- ③ 共通投票所（投票状況照会）→投票区投票所（投票状況確認）
- ④ 投票区投票所（投票状況回答，抄本に押印）→共通投票所（入場券再発行）
※共通投票所からの投票状況照会の電話についても、待ち時間短縮のため、可能な限り電話はつないだままにし、処理および回答を行ってください。
※万が一、投票所入場券の紙質が違う，裏側の印刷がなく，コピーと疑われるといった場合には，選挙人に投票をさせず，P. 36の投票所入場券再交付と同じ要領で確認し，処理してください。

参考

- 処理予想件数
 - ・平成27年知事道議選挙，および平成27年市長市議選挙における入場券再交付数平均 565件（投票箱への投函による再発行を除く）
 - ・うち期日前投票システム使用投票所（市役所・イトーヨーカドー・湯川支所・フレスポ戸倉）の前回平均 32件（オンライン投票所につき，確認不要）
- 1時間あたりの選管本部電話対応職員1人の処理件数 約6件
 $(565 - 32) \div 13 \text{時間} \div 8 \text{人(電話対応)} = 5.125 \text{件}$

オンライン投票所 事務処理要領

●投票所（4箇所）

函館市役所，湯川支所，イトーヨーカドー，フレスポ函館戸倉

●受付に期日前・不在者投票システムを使用しており，選挙サーバとオンラインで接続されています。

●共通投票所とは異なり，投票区内の有権者しか投票できません。

<通常の投票所との違い>

- 1 選挙人名簿抄本ではなく，期日前・不在者投票システムで受付します。
※ 紙の抄本は庶務用および停電やオンライン障害が起こった時に使用します。
- 2 入場者数はシステムで自動計算されるため，入場者数計算係は不要です。
- 3 選挙サーバとオンラインで繋がっているため，iカウンターによる投票者数の報告は不要です。

<名簿対照の手順>

○2人で担当する。

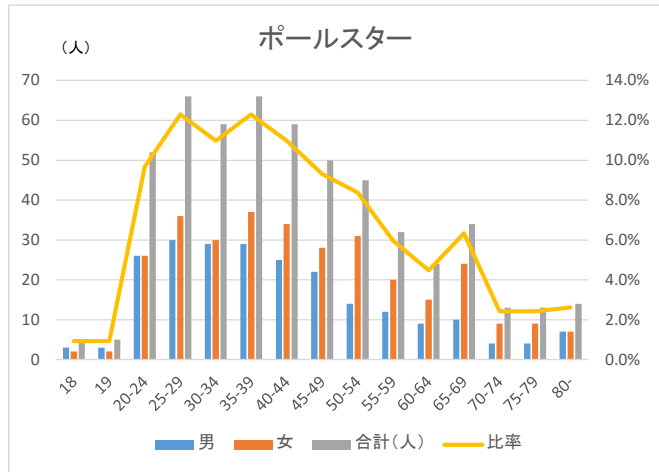
- 1 選挙人が持参した入場券を受け取り，本人に間違いがないか確認を取る。
（持参しない場合は庶務係に連絡して事務処理要領 P36 の手続きをとり，再発行入場券を作成し，投票所番号・名簿番号を入力する）
- 2 入場券のバーコードを読み取ると，個人画面が表示されます。
★パソコンの画面の下に「第○投票区のみ受付可」と付箋で貼り付けておく。
- 3 個人画面の内容と入場券の「住所」「氏名」「名簿番号」各欄の記載事項が合致しているか確認します。
- 4 「請求事由」は「1」を選択します。
- 5 点字投票・代理投票の場合は，該当する「投票区分」を選択すること
※ 既定値は”通常投票”ですので，通常は操作不要です。

- 6 パソコン処理終了後、もう1人の担当者が入場券の投票所番号を○で囲み、確認のうえ、入場券のバーコード右横に、ナンバリングし、入場券を回収する。
 - 7 ひきかえ券の右上余白に、入場券に印字した番号と同じ番号をナンバリングし、ひきかえ券を選挙人に交付する。(ナンバリングは入場券とひきかえ券に計2回 印字することになります。)
- オンライン投票所において、入場券を持たないで来た選挙人に対しては、抄本で選挙人を確認し、再交付する。選管本部への二重投票の確認は不要です（共通投票所もオンライン接続されているため）。

○共通投票所

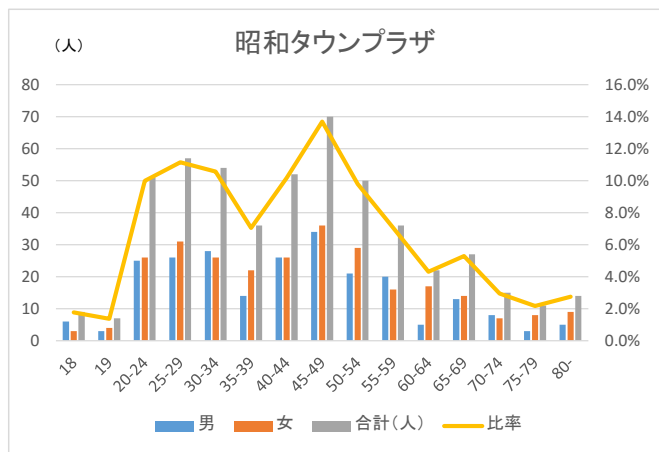
1. ポールスターショッピングセンター

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	3	2	5	0.9%
19	3	2	5	0.9%
20-24	26	26	52	9.7%
25-29	30	36	66	12.3%
30-34	29	30	59	11.0%
35-39	29	37	66	12.3%
40-44	25	34	59	11.0%
45-49	22	28	50	9.3%
50-54	14	31	45	8.4%
55-59	12	20	32	6.0%
60-64	9	15	24	4.5%
65-69	10	24	34	6.3%
70-74	4	9	13	2.4%
75-79	4	9	13	2.4%
80-	7	7	14	2.6%
総計	227	310	537	100.0%
比率	42.3%	57.7%	100.0%	



2. 昭和タウンプラザ内ベスト電器

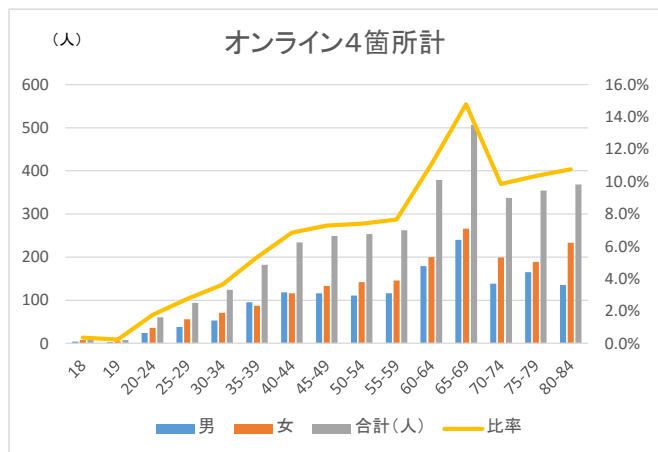
年齢	男	女	合計(人)	比率
18	6	3	9	1.8%
19	3	4	7	1.4%
20-24	25	26	51	10.0%
25-29	26	31	57	11.2%
30-34	28	26	54	10.6%
35-39	14	22	36	7.0%
40-44	26	26	52	10.2%
45-49	34	36	70	13.7%
50-54	21	29	50	9.8%
55-59	20	16	36	7.0%
60-64	5	17	22	4.3%
65-69	13	14	27	5.3%
70-74	8	7	15	2.9%
75-79	3	8	11	2.2%
80-	5	9	14	2.7%
総計	237	274	511	100.0%
比率	46.4%	53.6%	100.0%	



○投票区

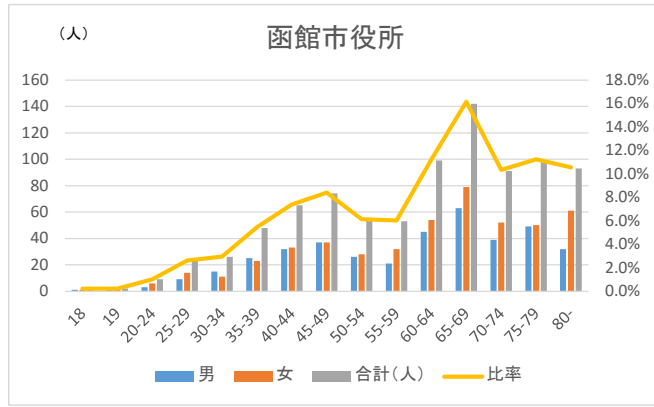
オンライン4箇所合計

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	4	8	12	0.4%
19	3	5	8	0.2%
20-24	24	36	60	1.8%
25-29	38	56	94	2.7%
30-34	53	71	124	3.6%
35-39	95	87	182	5.3%
40-44	118	116	234	6.8%
45-49	116	133	249	7.3%
50-54	111	142	253	7.4%
55-59	116	146	262	7.7%
60-64	179	200	379	11.1%
65-69	240	266	506	14.8%
70-74	138	199	337	9.8%
75-79	165	189	354	10.3%
80-84	135	233	368	10.8%
総計	1,535	1,887	3,422	100.0%
比率	44.9%	55.1%	100.0%	



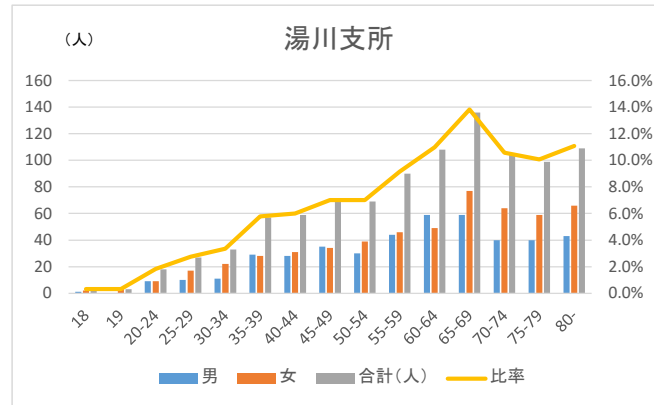
1. 函館市役所

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	1	1	2	0.2%
19	1	1	2	0.2%
20-24	3	6	9	1.0%
25-29	9	14	23	2.6%
30-34	15	11	26	3.0%
35-39	25	23	48	5.5%
40-44	32	33	65	7.4%
45-49	37	37	74	8.4%
50-54	26	28	54	6.1%
55-59	21	32	53	6.0%
60-64	45	54	99	11.3%
65-69	63	79	142	16.1%
70-74	39	52	91	10.3%
75-79	49	50	99	11.3%
80-	32	61	93	10.6%
総計	398	482	880	100.0%
比率	45.2%	54.8%		



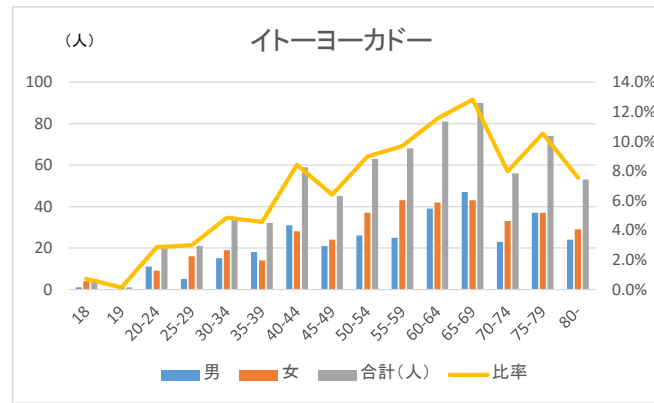
2. 湯川支所

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	1	2	3	0.3%
19		3	3	0.3%
20-24	9	9	18	1.8%
25-29	10	17	27	2.7%
30-34	11	22	33	3.4%
35-39	29	28	57	5.8%
40-44	28	31	59	6.0%
45-49	35	34	69	7.0%
50-54	30	39	69	7.0%
55-59	44	46	90	9.1%
60-64	59	49	108	11.0%
65-69	59	77	136	13.8%
70-74	40	64	104	10.6%
75-79	40	59	99	10.1%
80-	43	66	109	11.1%
総計	438	546	984	100.0%
比率	44.5%	55.5%		



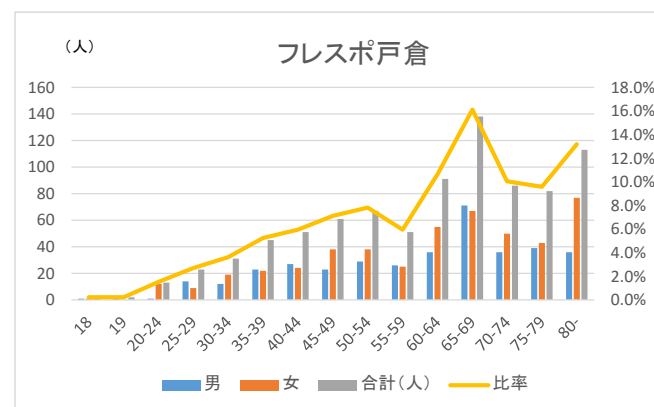
3. イトーヨーカドー

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	1	4	5	0.7%
19		1	1	0.1%
20-24	11	9	20	2.8%
25-29	5	16	21	3.0%
30-34	15	19	34	4.8%
35-39	18	14	32	4.6%
40-44	31	28	59	8.4%
45-49	21	24	45	6.4%
50-54	26	37	63	9.0%
55-59	25	43	68	9.7%
60-64	39	42	81	11.5%
65-69	47	43	90	12.8%
70-74	23	33	56	8.0%
75-79	37	37	74	10.5%
80-	24	29	53	7.5%
総計	323	379	702	100.0%
比率	46.0%	54.0%		



4. フレスポ戸倉

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	1	1	2	0.2%
19	2		2	0.2%
20-24	1	12	13	1.5%
25-29	14	9	23	2.7%
30-34	12	19	31	3.6%
35-39	23	22	45	5.3%
40-44	27	24	51	6.0%
45-49	23	38	61	7.1%
50-54	29	38	67	7.8%
55-59	26	25	51	6.0%
60-64	36	55	91	10.6%
65-69	71	67	138	16.1%
70-74	36	50	86	10.0%
75-79	39	43	82	9.6%
80-	36	77	113	13.2%
総計	376	480	856	100.0%
比率	43.9%	56.1%		



選挙特集号

■発行 平川市選挙管理委員会（〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6）
■編集 平川市選挙管理委員会事務局 ☎ 0172-44-1111（内線1450、1451）

第24回参議院議員通常選挙 投票日は

7月10日（日）

私たちの将来に希望を託す重要な選挙です。貴重な一票を忘れずに。



平成27年度平川市成人式での模擬選挙の様子

選挙権年齢が**18歳以上**に！

18歳・19歳をはじめとする、若者の力を社会・政治が必要としています！！

～ みなさん一緒に 選挙へGO!! ～

詳しくは総務省ホームページ

18歳選挙

検索

イオンタウン平賀に

「共通投票所」新設！

7月10日（日）
午前9時～午後8時

「期日前投票所」増設！

7月1日（金）～9日（土）
午前10時～午後7時

投票できる方

■年齢要件：平成10年7月11日までに生まれた方

(投票できる方の年齢が18歳以上となりました)

■住所要件：平成28年3月21日以前から引き続き平川市内に住んでいる方

※平成28年3月22日以降に転入の届出をした方は、以前住んでいた市区町村での投票となります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票所

■選挙の当日は、指定投票所または共通投票所で投票することができます。

▼指定投票所

指定投票所は、選挙の当日、投票区ごとにあらかじめ指定された投票所です。先般、投票区の見直しを行い、一部の行政区において指定投票所が変更となっています。皆さまが投票できる指定投票所については、投票所入場券封筒の表面及び投票所入場券に記載していますので、ご確認のうえ投票所へお越してください。

指定投票所一覧

投票区	投票所の名称	投票時間	投票区	投票所の名称	投票時間
第1投票区	平成町コミュニティセンター	午前7時 ～ 午後8時	第13投票区	小国コミュニティセンター	午前7時 ～ 午後7時
第2投票区	大光寺コミュニティセンター		第14投票区	平川市葛川支所	
第3投票区	平賀農村婦人の家		第15投票区	金屋地区多目的研修施設	午前7時 ～ 午後8時
第4投票区	館田地区農業推進拠点施設		第16投票区	東公民館	
第5投票区	大坊コミュニティセンター		第17投票区	平川市商工会尾上支所	
第6投票区	平川市立柏木小学校(体育館)		第18投票区	平川市尾上総合支所	
第7投票区	沖館地区産地機能増進人材養成施設(鳥海会館)		第19投票区	八幡崎地区農業研修センター	
第8投票区	唐竹多目的集会所		第20投票区	日沼地区コミュニティ施設	
第9投票区	広船地区構造改善センター		第21投票区	平川市碓ヶ関総合支所	午前7時 ～ 午後7時
第10投票区	平賀地区農村交流活性化施設(飛鳥会館)		第22投票区	平川市古懸地区公民館	
第11投票区	尾崎多目的研修集会施設		第23投票区	平川市久吉地区公民館	
第12投票区	新屋多目的集会所				

▼共通投票所

共通投票所は、選挙の当日、これまでの指定投票所とは別に、平川市の有権者であれば誰でも投票できる投票所です。

有権者の皆さまのご都合に合わせて、指定投票所または共通投票所いずれか1か所で投票することができます。

設置場所	イオンタウン平賀(小和森上松岡193番地1)
設置日	平成28年7月10日(日)
投票時間	午前9時～午後8時

選挙の当日投票に行けない方は・・・期日前投票ができます

- 選挙の当日、仕事や冠婚葬祭、買い物や旅行などで投票所へ来ることができない見込みの場合は、下記の場所で期日前投票ができます。
- 今回の選挙からイオンタウン平賀においても期日前投票ができるようになりました。
- 平川市役所(本庁舎)における期日前投票場所が4階選挙管理委員会事務局から1階へ変更となりました。期間中は看板、のぼり旗を設置しています。
- 期日前投票を行う日に、18歳に達していない場合は「不在者投票」を行うこととなります。

投票場所	期間	投票時間
平川市役所 1階	6月23日(木)	8:30～20:00
尾上総合支所 1階会議室	〃	8:30～18:00
碓ヶ関総合支所 1階ロビー	7月9日(土)	
イオンタウン平賀	7月1日(金)～ 7月9日(土)	10:00～19:00

- 温川地区、大木平地区の方は、次により期日前投票ができます。
投票期間:7月9日(土)(1日間)

	温川地区の方	大木平地区の方
投票場所	温川地区多目的集会所	大木平集会所
投票時間	8時30分～10時30分	11時～15時

不在者投票

■他市町村での投票

仕事などで投票日に他市町村に滞在している方で、期日前投票もできない場合は、滞在する市町村の選挙管理委員会で、不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する方は、選挙管理委員会事務局で請求手続きをしてください。

■病院、施設等での投票

県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院(入所)している方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

■郵便投票

身体に重度の障がいのある方または要介護状態区分が要介護5の方は、郵便による不在者投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票所入場券



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすくん

6月22日(水)以降に入場券を各世帯へ郵送します。
23日以降は期日前投票を行えますが、入場券が届いていなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

投票所入場券の様式を変更しました

今までの入場券＝はがきサイズで、1通につき最大4人分表示

変わります

新しい入場券＝封筒サイズで、1通につき最大4人分表示。
裏面に「期日前投票 宣誓書兼請求書」を印刷しました。

表面

料金後納郵便
036-0104
平川市柏木町藤山〇〇番地〇
平川 太郎 様

見本

この圧着式封筒には最大4人分の入場券が印刷されています。

投票所入場券 封筒の表裏両面の左下(①・②)から開いて中をご覧ください。

1 投票日の当日(7月10日)、次の指定投票所または共通投票所いずれか1か所で投票を行うことができます。

指定投票所 ○〇〇コミュニティセンター
共通投票所 イオンタウン平賀(小和森上松岡193-1)

2 期日前投票のご案内
投票日の当日(7月10日)、仕事や用事などのため投票に行けない見込みの方は、期日前投票を行うことができます。

ご自分の入場券の裏面にある「宣誓書兼請求書」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。

投票場所	期間	投票時間
平川市役所1階	6月23日(木)	8:30~20:00
尾上総合支所1階会議室	7月1日(日)	8:30~18:00
碓ヶ関総合支所1階ロビー	7月9日(土)	8:30~18:00
イオンタウン平賀(看板のほり旗を目印にお越しください)	7月1日(金)~7月9日(土)	10:00~19:00

第24回参議院議員通常選挙 投票日
7月10日(日)
平川市選挙管理委員会
〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6
電話 0172-44-1111(内線1450・1451)

①ここからゆっくり開いて、選挙のお知らせをご覧ください。

第24回参議院議員通常選挙 投票所入場券

◆期日前投票を行う方
期日前投票を行う方は、裏面の「宣誓書兼請求書」に必要事項をご記入のうえ、この入場券を期日前投票所へお持ちください。

◆投票日当日に投票を行う方
投票日当日(7月10日)に下記のいずれかの投票所で投票を行う方は、この入場券を投票所へお持ちください。(裏面のご記入は不要です。)

投票区	10	ページ	28	番号	676
氏名	平川 太郎			性別	1
指定投票所	〇〇〇コミュニティセンター				
投票時間	午前 7:00~午後 8:00				
共通投票所	イオンタウン平賀				
投票時間	午前 9:00~午後 8:00				
投票日	平成28年 7月10日				
到着番号	受付名簿対照	用紙交付	見本		

この線から切り離してください

第24回参議院議員通常選挙 投票所入場券

◆期日前投票を行う方
期日前投票を行う方は、裏面の「宣誓書兼請求書」に必要事項をご記入のうえ、この入場券を期日前投票所へお持ちください。

◆投票日当日に投票を行う方
投票日当日(7月10日)に下記のいずれかの投票所で投票を行う方は、この入場券を投票所へお持ちください。(裏面のご記入は不要です。)

投票区	***	ページ	*****	番号	**
氏名	*****			性別	*
指定投票所	*****				
投票時間	*****				
共通投票所	*****				
投票時間	*****				
投票日	*****				
到着番号	受付名簿対照	用紙交付	見本		

この線から切り離してください

入場券裏面

期日前投票のご案内

投票場所	期間	投票時間
平川市役所1階	6月23日(木)	8:30~20:00
尾上総合支所1階会議室	7月1日(日)	8:30~18:00
碓ヶ関総合支所1階ロビー	7月9日(土)	8:30~18:00
イオンタウン平賀(看板のほり旗を目印にお越しください)	7月1日(金)~7月9日(土)	10:00~19:00

期日前投票 宣誓書兼請求書

平成28年 月 日

氏名 _____ 生年 月 日 _____ 明・大 昭・平 年 月 日 _____

現住所 平川市 _____

選挙人名簿に記載(別冊)と異なる場合、記載してください。
お住まいの住所 平川市 _____

事由	1 仕事・学業など	2 外出・旅行など
	3 病気・けが・出産など	4 交通至難地に居住
	5 住所移転のため、他市町村に居住	

私は、選挙の当日、上記の事由に該当する見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙の交付を請求します。

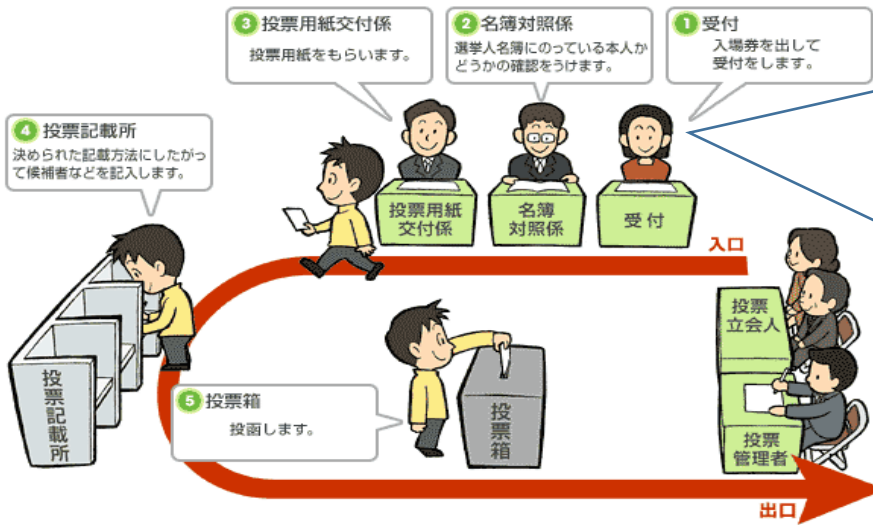
この線から切り離してください

これまで、期日前投票を行う際は、期日前投票所にて、「選挙の当日投票できない理由」の聞き取り及び氏名の記入をお願いしていましたが、事前にご自宅等でご記入いただくことにより、受付がスムーズに行えますので、必要事項を記入し期日前投票所へお持ちください。

※選挙の当日に投票を行う方は、宣誓書兼請求書の記入は不要です。

投票所での流れ

投票の手続きは簡単です。数分で投票できます。



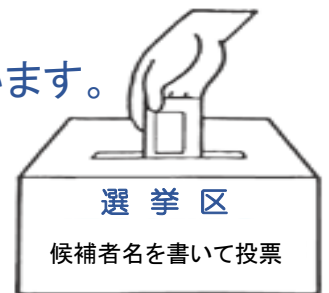
◆入場券をなくしたり、お忘れになった場合でも投票することができますので、受付でお知らせください。

◆入場券を持参した場合でも、ご本人確認のため、身分証明書等の提示を求められる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

投票の方法

今回の選挙では、選挙区と比例代表の2つの投票を行います。

(1)最初に、選挙区の投票を行います。受付で入場券を提出し、選挙人名簿に登録されていることの確認を受けます。投票用紙交付係から薄い黄色の投票用紙が交付されますので、記載所で「候補者氏名」を記入し、投票箱に入れます。
※記載所に候補者の氏名が掲示されています。



薄い黄色の投票用紙

(2)次の比例代表の投票では、白色の投票用紙が交付されますので記載所で、「政党名」または「名簿登載者の氏名」を記入し、投票箱に入れて投票は終了となります。
※記載所に政党名、名簿登載者の氏名等が掲示されています。



白色の投票用紙

選挙公報について

選挙公報は、7月1日頃に県選挙管理委員会から市選挙管理委員会へ送付される予定です。仕分け作業後に各町会へ配送しますので、各世帯へは7月5日頃から配布する予定です。また、市役所本庁舎、尾上・碓ヶ関総合支所にも備えていますのでご利用ください。

イオンタウン平賀で

参議院議員通常選挙の

投票ができます！！



イオンタウン平賀に投票所を設置します

★期日前投票所



選挙の当日、仕事や冠婚葬祭、買い物や旅行などで指定投票所へ行くことができない見込みの場合期日前投票ができます。

投票期間 7月1日(金)～7月9日(土)

投票時間 午前10時～午後7時

★共通投票所

共通投票所は、選挙の当日、これまでの指定投票所とは別に、平川市の有権者であれば誰でも投票できる投票所です。

有権者の皆さまのご都合に合わせ、指定投票所または共通投票所いずれか1か所で投票することができます。

投票日 7月10日(日)

投票時間 午前9時～午後8時



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

※投票期間中は、店内の看板、のぼり旗を目印に投票所へお越しください。

平川市の有権者の皆さまへ

第24回参議院議員通常選挙

本日 7月10日

共通投票所を

開設しています

共通投票所は、選挙の当日、これまでの指定投票所とは別に、平川市の有権者であれば誰でも投票できる投票所です。

有権者の皆さまのご都合に合わせ、指定投票所または共通投票所いずれか1か所で

投票することができます。



明るい選挙キャラクター選挙のめいすい

まだ投票していない方は是非投票してみてください！

平川市選挙管理委員会

〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6 TEL0172-44-1111(内線1450・1451)

共通投票所設置に伴う 投票所運営マニュアル

平成 28 年 7 月 8 日

高森町選挙管理委員会

I 通常時受付処理

1 指定投票所（8か所）

（1）名簿は、指定投票所の抄本のみ配置する。

※入場券を持参しない者は、本人確認のため、入場券のblank用紙に住所・氏名・生年月日を記載をさせ受付。

（2）パソコン受付担当：内容を確認し、PCにより受付処理を行う。

（3）投票用紙交付係：投票用紙を交付。確認により投票させる。

（4）名簿管理主任：入場券により、紙抄本の名簿に済印を押印する。

（5）概ね、2時間ごとに共通投票所の名簿管理主任より、共通投票所の投票状況の電話連絡を受け、共通投票所の名簿との突合を行う。

（6）従来の時間別投票調べなど、従来通りの各種報告書を備え付け記録する。

2 共通投票所

（1）全投票所の名簿の抄本を指定投票所毎に綴り配置する。

※入場券を持参しない者は、本人確認のため、入場券のblank用紙に住所・氏名・生年月日に記載をさせ受付。

（2）パソコン受付担当：内容を確認し、PCにより受付処理を行う。

（3）投票用紙交付係：投票用紙を交付。確認により投票させる。

（4）名簿管理主任：入場券により、紙抄本の名簿に済印を押印する。

（5）概ね、2時間ごとに指定投票所の名簿管理主任へ、共通投票所の投票状況の電話連絡を入れ、指定投票所の名簿との突合を行う。

（6）従来の時間別投票調べなど、従来通りの各種報告書を備え付け記録する。

Ⅱ ネットワーク障害時の対応

1 指定投票所が1箇所でも使用不可となった場合

指定投票所 (第1～8投票区)	共通投票所	本部
<ul style="list-style-type: none"> • システム使用不可の場合 は紙抄本に切替える。 • 選挙管理委員会（本部）に 対象者を受付してよいか 電話等で確認する。 • 受付してよい場合、紙抄本に 受付する。 	/	<p>本部で受付更新する。</p> <p>※指定投票所分を共通投票所 (本部)で受付するため、共 通投票所の投票状況画面の枚 数は実際の入場券枚数と合わ なくなる。</p>

<障害時の動作>

- ① 指定投票所：使用不可 → 本部に指示を仰ぐ（連絡）
- ② 本部：基本的な動作確認（マウスが抜けていないか、LANケーブルが抜けていないか。本部の端末は該当者の検索等ができるか。等）
- ③ 指定投票所：動作しない場合、紙抄本に切り替える。
受付対象者が来たら、本部に受付してよいか電話確認する（二重投票を防止するため。）
- ④ 本部：システム上、対象者を更新する。
- ⑤ 本部：共通投票所に連絡する。
(本部で受付することで、共通投票所で表示している投票状況画面の人数も増えていく旨連絡する。)

2 共通投票所が使用不可となった場合

指定投票所 (第1～8投票区)	共通投票所	本部
/	<ul style="list-style-type: none"> • システム使用不可の場合は紙抄本に切替える。 • 選挙管理委員会（本部）に対象者を受付してよいか電話等で確認する。 • 受付してよい場合、紙抄本に受付する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 左記の場合、本部で受付更新する。 <p>※共通投票所（本部）で受付するため、共通投票所の投票状況画面の枚数は実際の入場券枚数と一致する。</p>

<障害時の動作>

- ① 共通投票所：使用不可 → 本部に指示を仰ぐ（連絡）
- ② 本部：基本的な動作確認（マウスが抜けていないか、LAN ケーブルが抜けていないか。本部の端末は該当者の検索等ができるか。等）
- ③ 共通投票所：代替機含め動作しない場合、紙抄本に切り替える。
受付対象者が来たら、本部に受付してよいか電話確認する（二重投票を防止するため。）
- ④ 本部：システム上、対象者を更新する。
- ⑤ 本部：共通投票所に連絡する。
(本部で受付することで、共通投票所で表示している投票状況画面の人数も増えていく旨連絡する。)

3 指定投票所が1箇所でも使用不可となり、共通投票所も使用不可なった場合

指定投票所 (第1～8投票区)	共通投票所	本部
<ul style="list-style-type: none"> ・システム使用不可の場合 は紙抄本に切替える。 ・選挙管理委員会（本部）に 対象者を受付してよいか 電話等で確認する。 ・受付してよい場合、紙抄本に 受付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム使用不可の場合 紙抄本に切替える。 ・選挙管理委員会（本部）に 対象者を受付してよいか 電話等で確認する。 ・受付してよい場合、紙抄本に 受付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の場合、本部で受付更新 する。

<障害時の動作>

- ① 指定・共通投票所：使用不可 → 本部に指示を仰ぐ（連絡）
- ② 本部：基本的な動作確認（マウスが抜けていないか、LANケーブルが抜けていないか。本部の端末は該当者の検索等ができるか。等）
- ③ 指定・共通投票所：代替機含め動作しない場合、紙抄本に切り替える。
受付対象者が来たら、本部に受付してよいか電話確認する
(二重投票を防止するため。)
- ④ 本部：システム上、対象者を更新する。
- ⑤ 本部：共通投票所に連絡する。
(本部で受付することで、共通投票所で表示している投票状況画面の人数も増えていく旨連絡する。)

4 その他

- (1) 全ての投票所に携帯電話を配置する。また、事務従事者職員の携帯電話番号を事前に確認し、非常時に備える。
- (2) 全ての指定投票所に無停電源装置及び非常用発電機を配置する。非常用発電機は、事前に試運転を実施すること。
- (3) 通信専用パソコンは、バッテリーを搭載し、必要に応じて非常用発電機により対応する。
- (4) 選挙当日は、選挙管理委員会（本部）に（株）電算社員を配置させる。

5 課 題

- (1) 大規模な停電や災害等で、受付した人の把握ができないなど投票所を閉鎖するような事案が発生した場合は、県、国との協議を経て対応する。

以上

共通投票所の使用に関する協定書

高森町（以下、「町」という。）、高森町選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）及びユニー株式会社アピタ高森店（以下、「アピタ高森店」という。）は、公職選挙法の規定による共通投票所の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町の区域で執行する公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用する選挙において、アピタ高森店が管理する施設を、委員会が共通投票所として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用貸借物件）

第2条 アピタ高森店は、次の物件（以下、「使用貸借物件」という。）を町及び委員会に貸し付け、町及び委員会は、これを借り受けるものとする。

場 所 長野県下伊那郡高森町山吹 4515 番地
アピタ高森店内で、アピタ高森店が指定した場所及び調度品。

2 前項の箇所は、町及び委員会、アピタ高森店で協議の上、定めるものとする。

（使用用途）

第3条 町及び委員会は、使用貸借物件を次の用途に使用するものとする。

名 称 アピタ高森店共通投票所
業務内容 各選挙に伴う当日投票事務

2 町及び委員会は、前項の業務内容を変更しようとする場合は、アピタ高森店の承認を受けなければならない。

3 町及び委員会は、使用貸借物件を第三者に転貸してはならない。

4 町及び委員会は、使用に際して、アピタ高森店の営業活動や顧客に支障をきたさないよう最大限留意するものとし、アピタ高森店より指示、申出等がなされた場合は、これに従うものとする。

（使用貸借の期間及び申込み）

第4条 使用貸借の期間は、町の区域で執行する公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用する選挙において、公（告）示の日後の選挙期日とし、事前に協議の上、委員会が申込み、アピタ高森店の承諾を受けるものとする。

(賃料)

第5条 町は、1回の選挙の使用貸借物件の賃料として、1日当たり2,500円をアピタ高森店へ支払う。

(協定期間の更新)

第6条 町及び委員会、アピタ高森店双方異議がない場合は、この協定による使用貸借の期間は、1年間ごと更新されるものとする。

(協定の解除)

第7条 前条の規定に関わらず、解除を希望する日の3か月前までに書面で申し出た場合は、この協定を解除できるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項については、町及び委員会、アピタ高森店が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成しそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2016年(平成28年)6月3日

長野県下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1
高森町
高森町長 熊谷元尋 ⑩

長野県下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1
高森町選挙管理委員会
委員長 原 幸善 ⑩

長野県下伊那郡高森町山吹 4515 番地
ユニー株式会社アピタ高森店
店長 村沢昭彦 ⑩

2. 2 「大学や商業施設等への期日前投票所の設置」

参考資料 4 : 湯沢市 (周知用チラシ、期日前投票所の設置の様子) 123

参考資料 5 : 富里市 (高校生へのアンケート結果) 126

参考資料 6 : 福井市 (期日前投票所の設置図、選挙コンシェルジュ関係) . . . 128

参考資料 7 : 天理市 (期日前投票事務マニュアル、大学との協定書) 144

参考資料 8 : 長崎市 (周知用チラシ、大学生へのメールマガジン) 152

7月10日(日)は『参議院議員通常選挙』の投票日です



「なまはげめいすいくん」

選挙権年齢が18歳以上になって初めての参議院議員通常選挙が、6月22日公示、7月10日投票と決まりました。

貴重な一票を棄権することなく生かし、私たちの願いを国政の場に反映させましょう。

▷ 投票ができる人

- ①平成10年7月11日以前に生まれ、選挙人名簿に登録されている人
- ②選挙権を有する人で平成28年3月21日以前に住民登録し、引き続き3箇月以上湯沢市で暮らしている人

▷ 投票日・投票時間

- 投票日 平成28年7月10日(日)
- 投票時間 午前7時から午後7時まで

▷ 期日前投票

投票日に事情があって、投票所に行くことができない人は、期日前投票をすることができます。
新たな期日前投票所を「雄勝中央病院1階中央待合ホール」に開設しますので、来院した際は御利用ください。

期日前投票所名	開設期間	開設時間
湯沢市役所1階市民ロビー	6月23日(木)から7月9日(土)まで	午前8時30分から午後8時まで
稲川庁舎	6月23日(木)から7月9日(土)まで	午前8時30分から午後8時まで
雄勝文化会館ふるさとホール	6月23日(木)から7月9日(土)まで	午前8時30分から午後8時まで
皆瀬庁舎	6月23日(木)から7月9日(土)まで	午前8時30分から午後8時まで
雄勝中央病院1階中央待合ホール ※平日のみ期日前投票所を開設します。	6月23日(木)から6月24日(金)まで 6月27日(月)から7月1日(金)まで 7月4日(月)から7月8日(金)まで	雄勝中央病院のみ 午前8時30分から午後3時まで ※開設時間に御注意ください。

※入場券をお持ちいただければ、どの場所でも投票できます。

※入場券裏面の「宣誓書兼請求書」に、あらかじめ必要事項を記入しておいていただくと、受付が早く済みます。

▷ 投票区の統合・投票所の変更

今回の選挙から馬場投票区(行政区:下馬場、新馬場)を横堀投票区に統合し、投票所を「雄勝文化会館視聴覚ホール」とします。

御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いします。

【投票区新旧対照表】

旧投票区名	旧投票場所		新投票区名	新投票場所
馬場	下馬場町内会館	→	横堀	雄勝文化会館視聴覚ホール

次のとおり投票所が変更となります。お間違えのないようお願いします。

投票区名	旧投票場所		新投票場所
湯ノ岱	湯沢市指定介護予防拠点施設 福寿荘大広間	→	湯ノ岱会館
小野	小野地区センター	→	小野地区センター(旧小野小学校) ※名称は同じですが、旧小野小学校へ移転したため。

▷ 不在者投票

次の場合は不在者投票をすることができます。

- ①仕事の都合などで市外に滞在し、投票所で投票できない人
入場券裏面の「宣誓書兼請求書」又は「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、湯沢市選挙管理委員会に申請していただくことになります。
- ②病院・施設に入院・入所中の人
病院長又は施設長に申し出てください。

不在者投票ができる市内指定施設

雄勝中央病院、佐藤病院、渡部病院、昭平苑、湯雄医師会病院、ゆーとぴあ神室、愛宕荘、サン・グリーンゆざわ、健寿苑、平成園、シャイントピアみなせ、ケアハウス寿郷、愛光園

▷ 郵便投票

身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことができない人が自宅などで投票用紙に記載し、選挙管理委員会へ郵送することで投票ができる制度です。この制度の対象者は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの人で、障がいの程度の重い人に限ります。〈別表参照〉

この制度を利用するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

また、「郵便等投票証明書」を受けている人についても、選挙のたびに投票用紙の交付請求が必要となります。

■申請期限 7月6日(水) 午後5時まで《投票日の4日前》

※「郵便等投票証明書」の交付申請及び投票用紙の交付請求は、各期日前投票所でもできます。

※請求のあった投票用紙等は、書留郵便でお送りします。



【別表】

①郵便等による不在者投票の対象者

	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳 をお持ちの人	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級
	肝臓、免疫の障がい	1級・2級・3級
戦傷病者手帳を お持ちの人	両下肢、体幹の障がい	特別項症・第1項症・第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症
介護保険法上の 要介護の人	要介護5の人	

②郵便等による不在者投票（代理記載）の対象者

※①に該当する人で

	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳 をお持ちの人	上肢、視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳を お持ちの人	上肢、視覚の障がい	特別項症・第1項症・第2項症

▷ 問い合わせ

入場券が届かなかった場合や各制度の詳しい内容などは、市ホームページを御覧になるか、下記に問い合わせください。また、各種申請書などは、市ホームページからも取得することができます。

湯沢市選挙管理委員会事務局 電話 0183-73-2154 FAX 0183-72-3780

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

期日前投票所の様子



全体の様子



投票箱付近の様子



投票記載台の様子



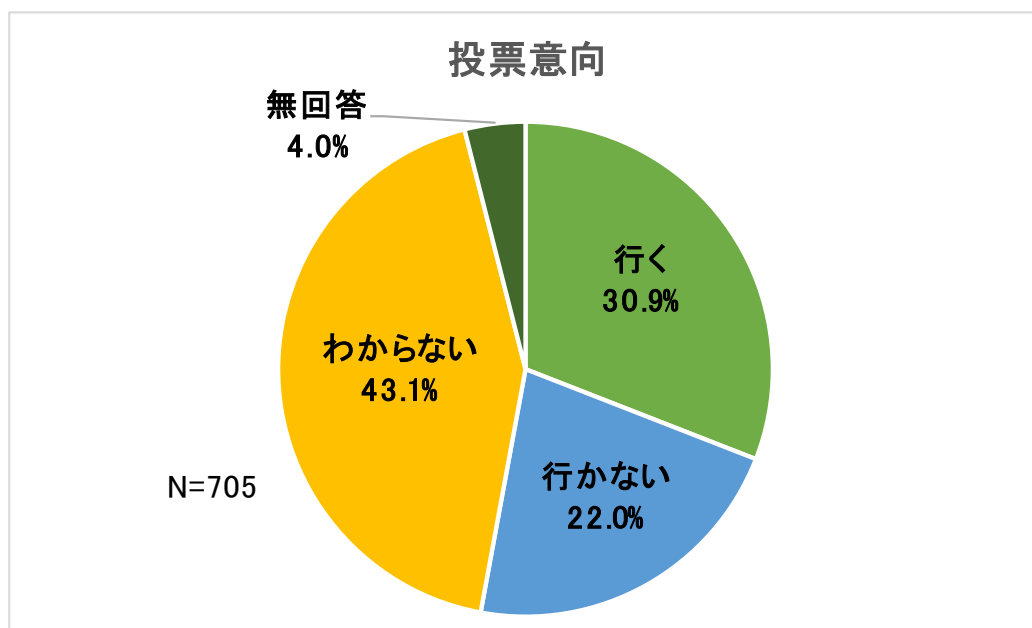
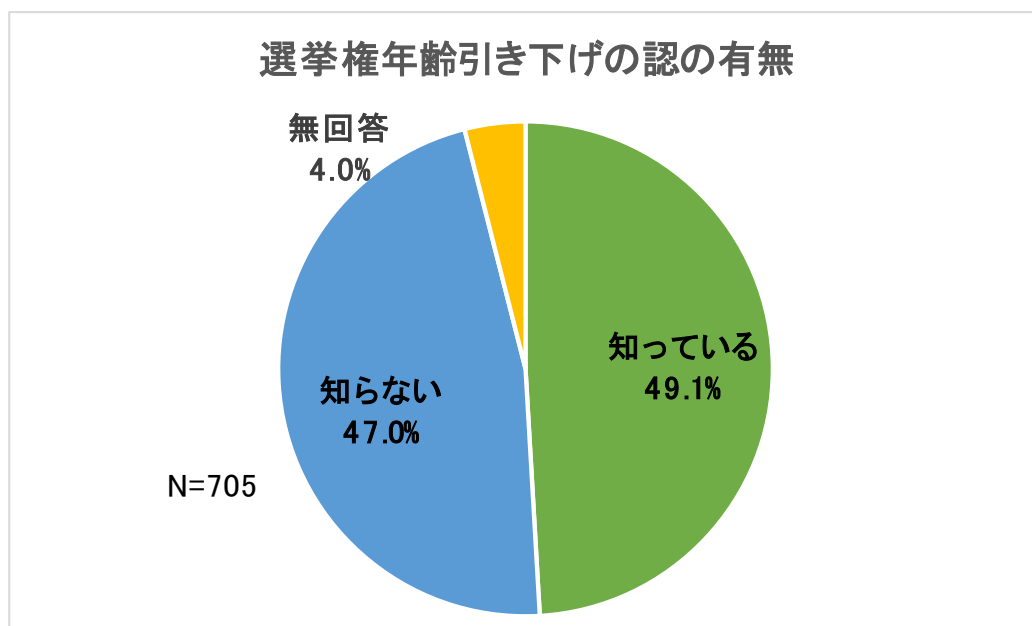
投票の様子

【高校生へのアンケート(平成27年6月実施)結果】

○アンケート概要

- ・対象： 富里高校全生徒
- ・実施時期： 平成27年6月
- ・調査内容：
 - ・選挙権年齢引き下げの認知の有無
 - ・投票の有無及び投票しなかった理由
- ・その他： 市民意識調査とともに実施

○アンケート結果

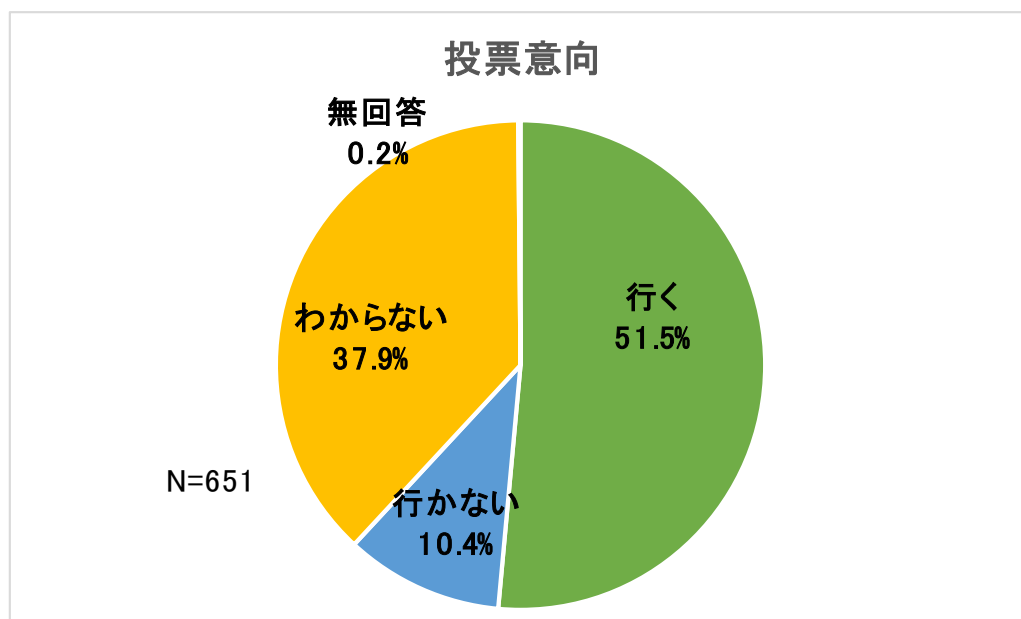
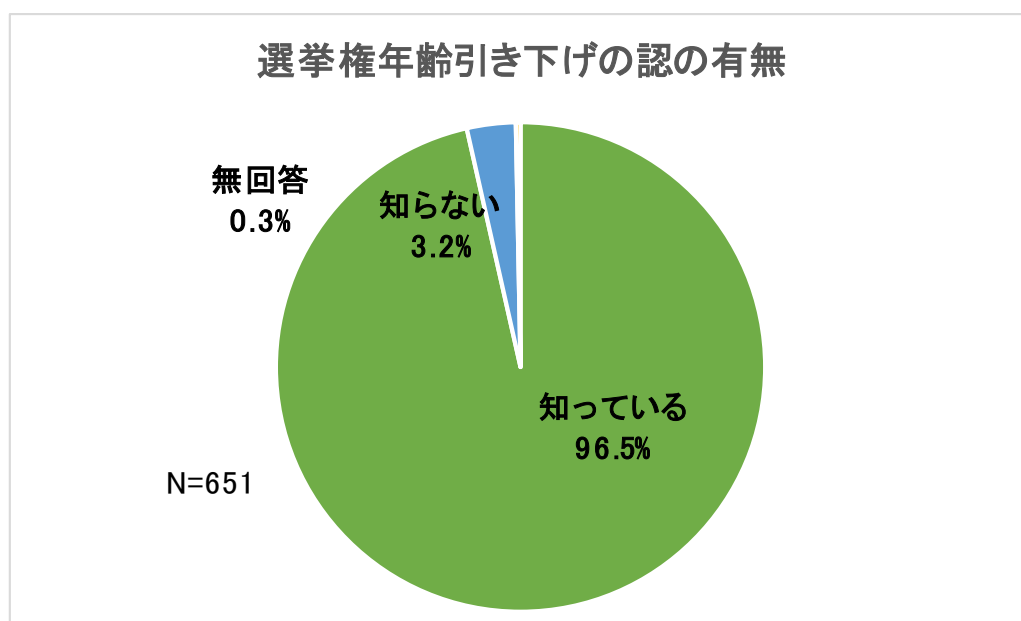


【模擬投票・選挙講座開催後アンケート調査結果(平成28年4月実施)】

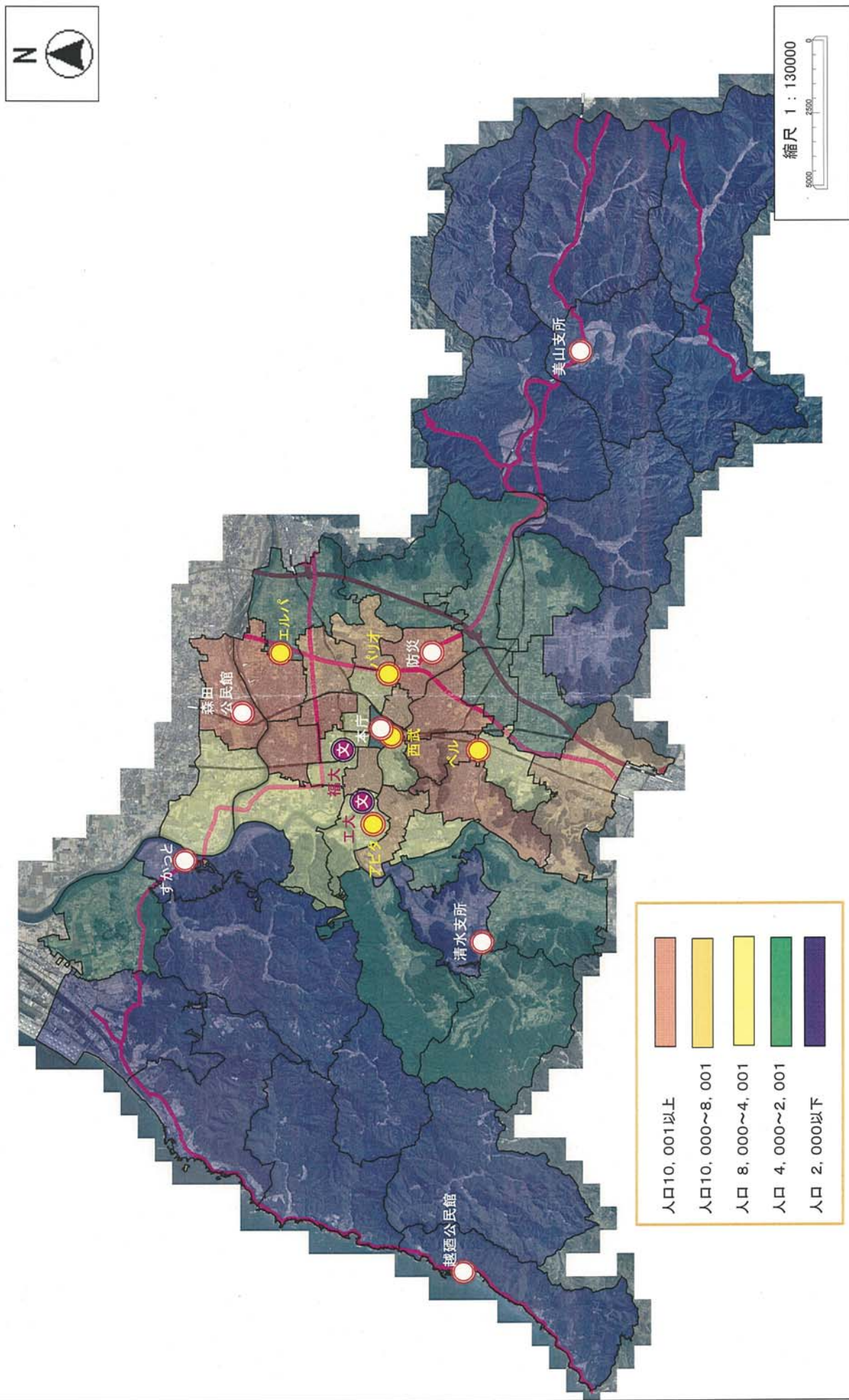
○アンケート概要

- ・対象： 富里高校全生徒
- ・実施時期： 平成28年4月
- ・調査内容： ・選挙権年齢引き下げの認知の有無
・投票意向及び投票しない理由 等
- ・その他： 模擬投票・選挙講座開催後に実施

○アンケート結果

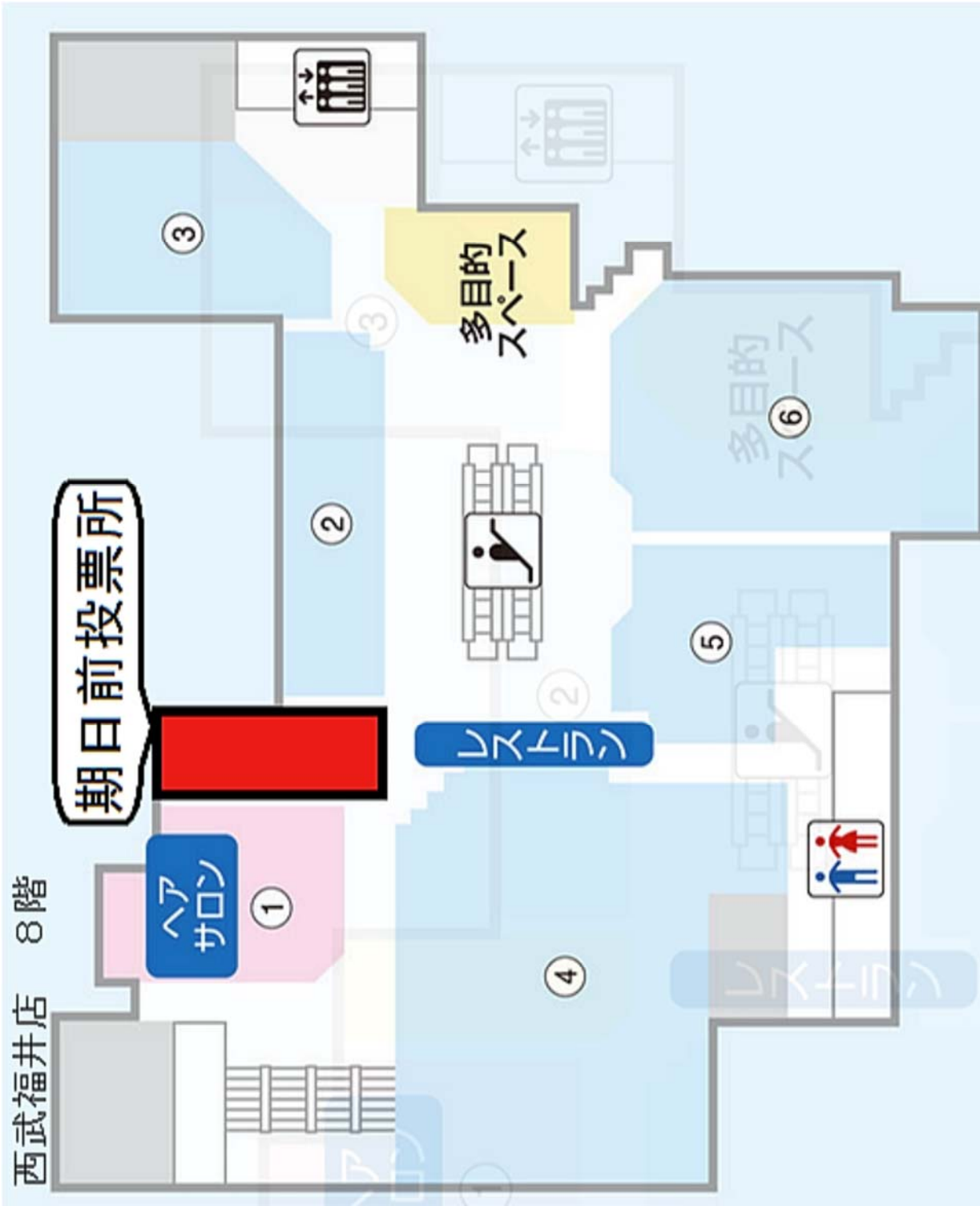


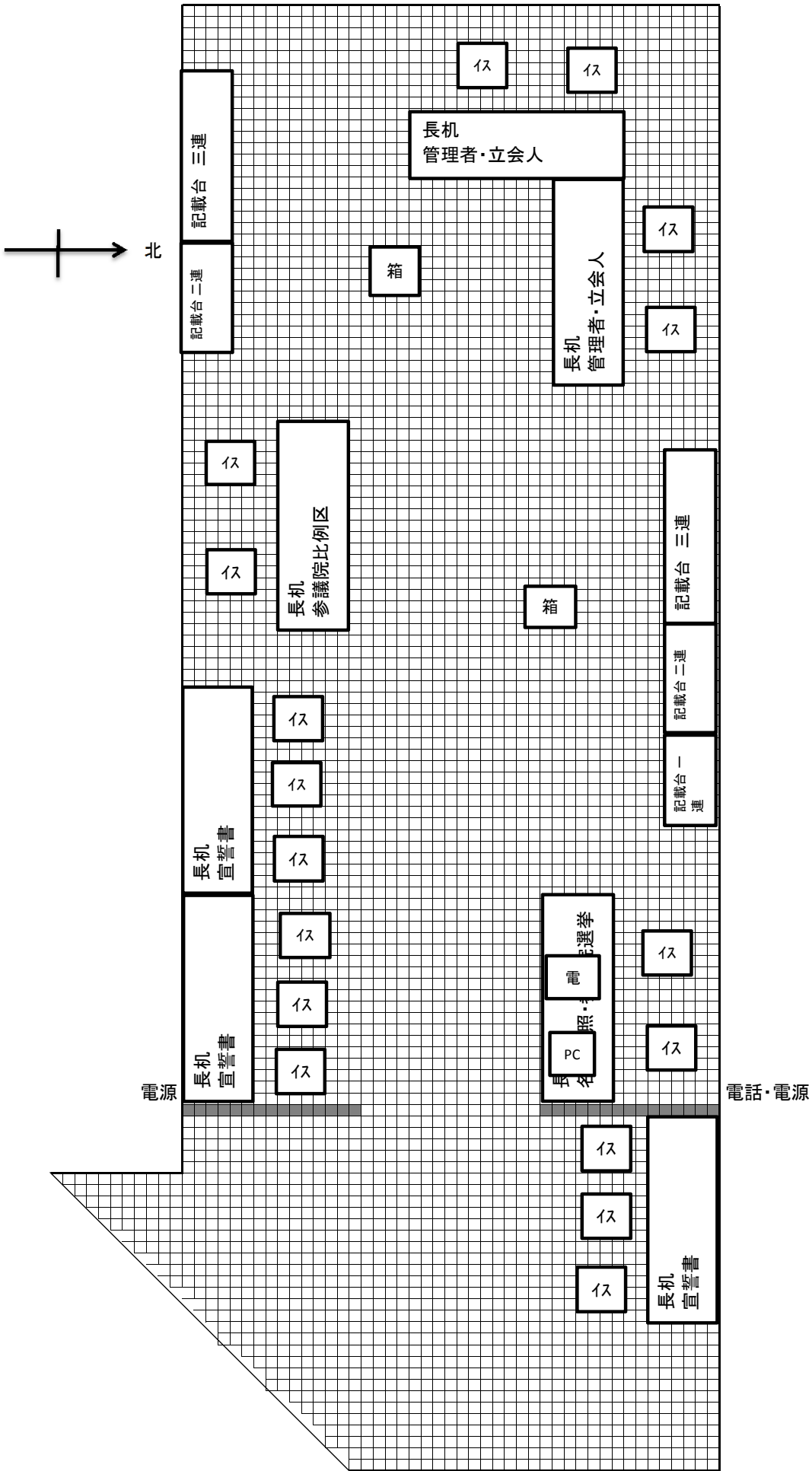
期日前投票所の配置図



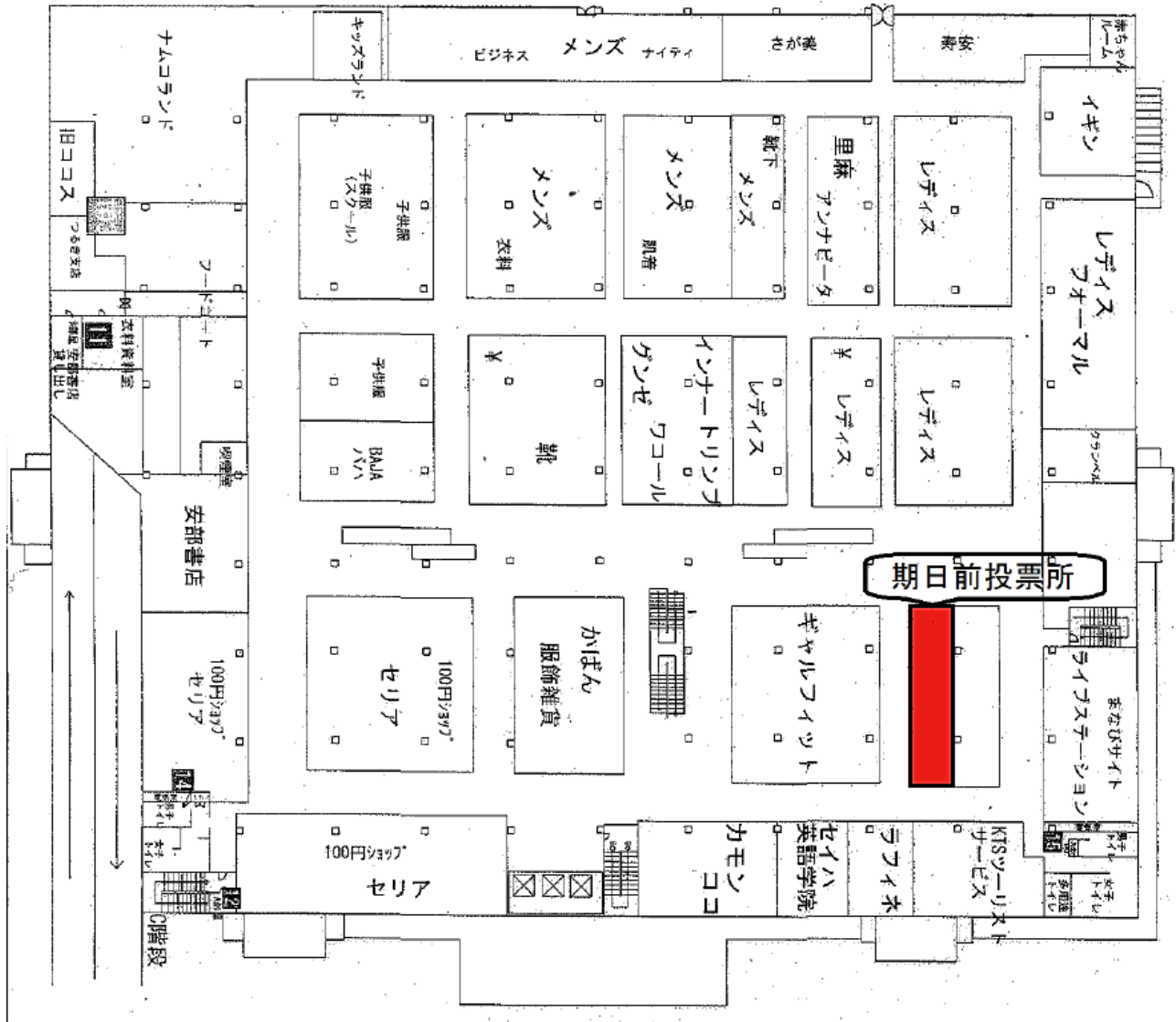
西武福井店 8階

期日前投票所

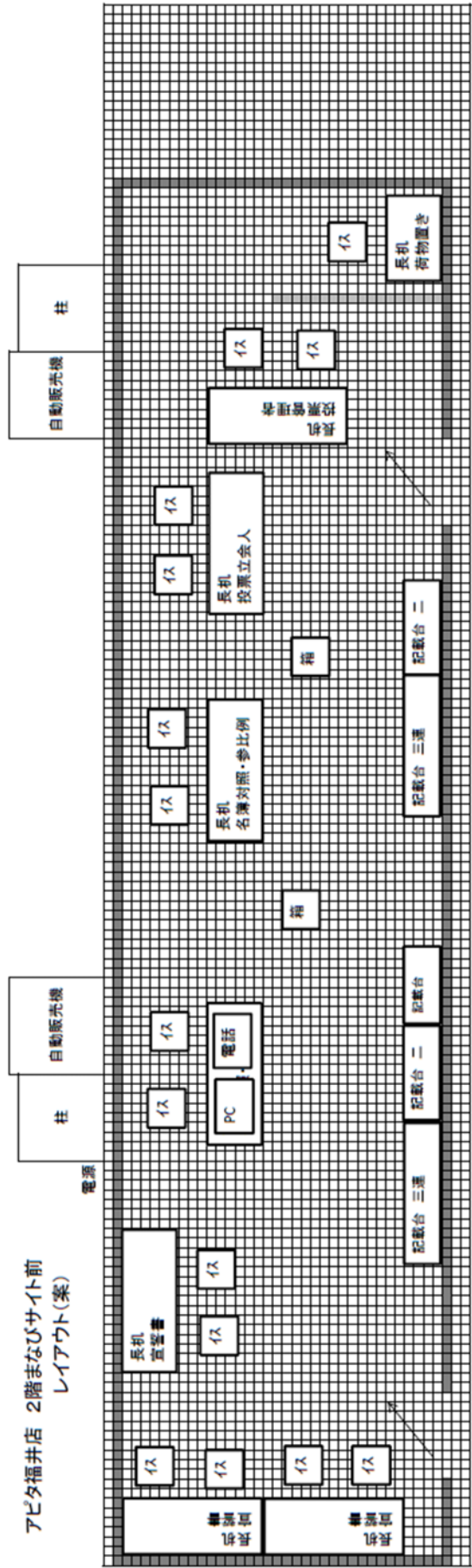


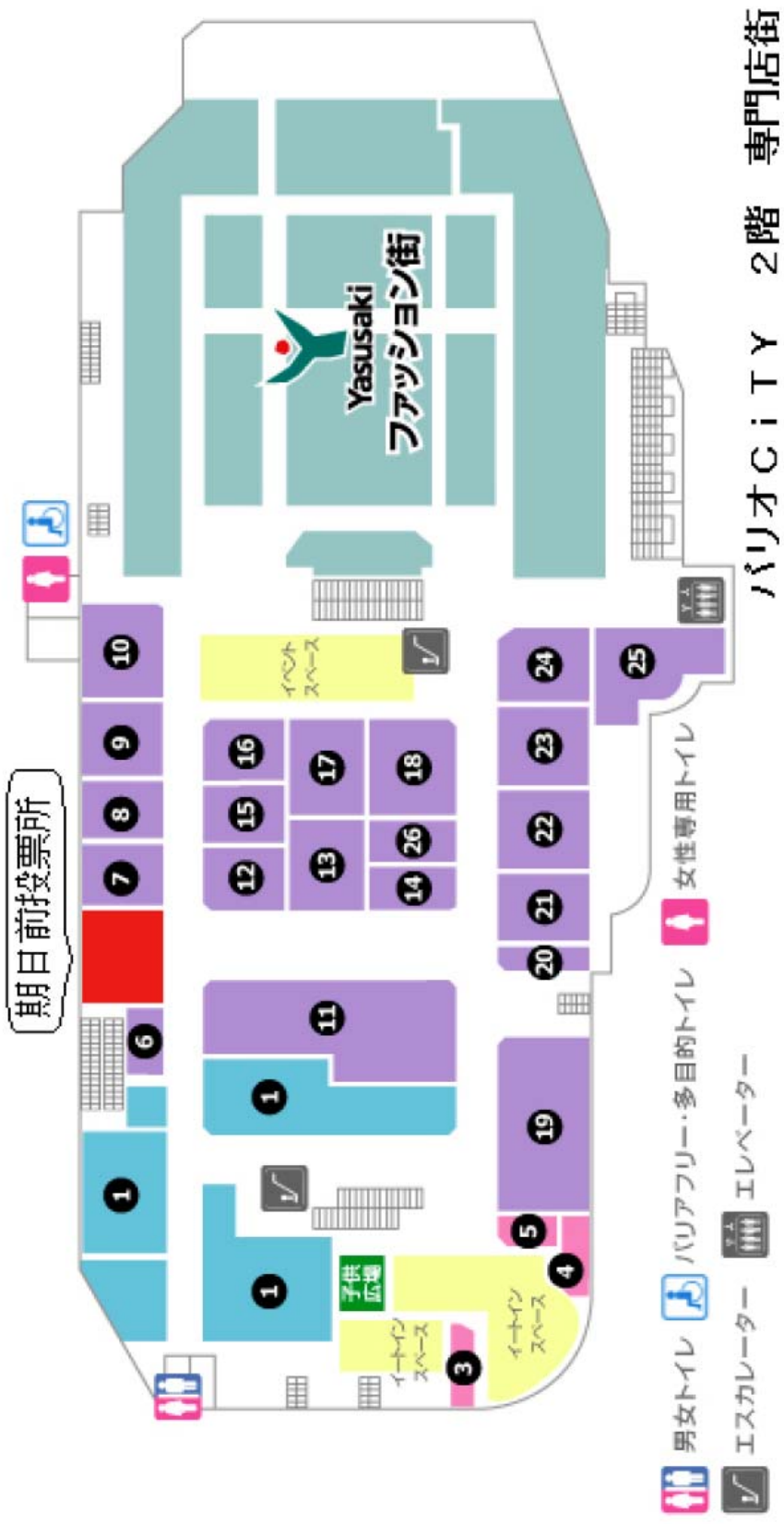


アピタ福井店 2階

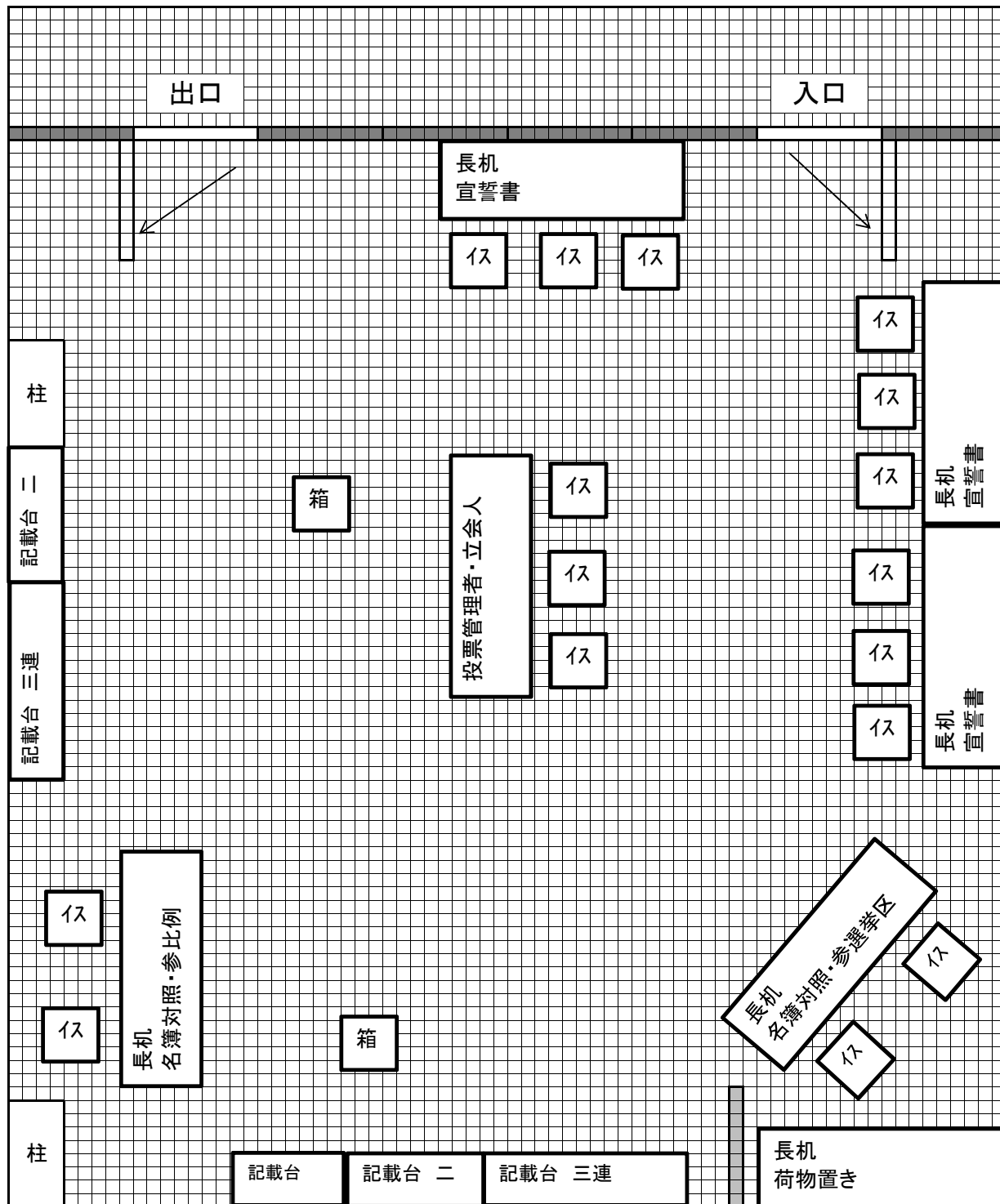


アビタ福井店 2階まなびサイト前
レイアウト(案)





通路側



1マス 10cm



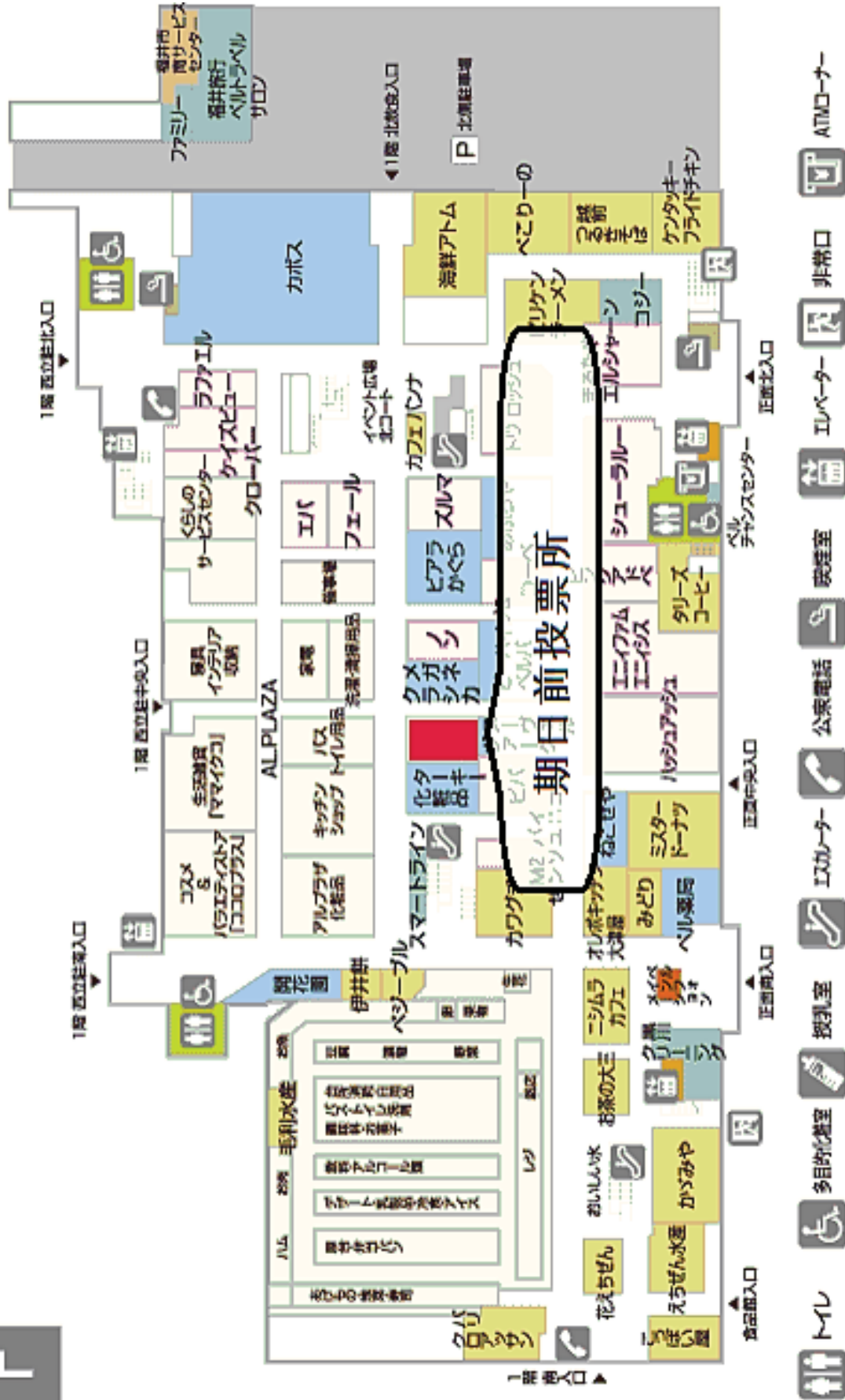
1F

FASHION
衣料

FOOD
食品・飲食

GOODS
雑貨

SERVICE
サービスその他

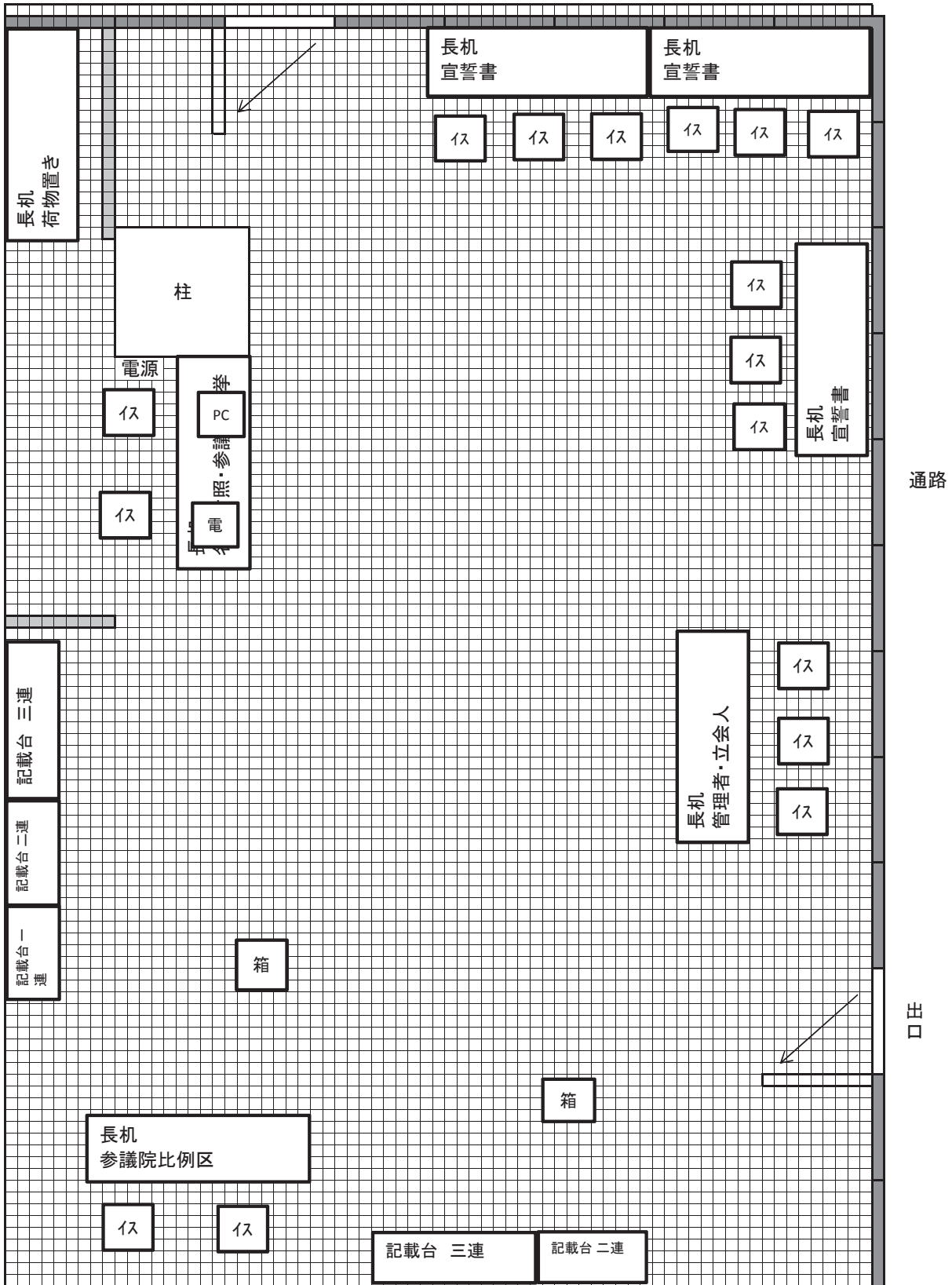


※館内に置かれているフロアガイドをご参照ください。

ショッピングセンター 1階

ショッピングシティベル(1階特設会場) レイアウト

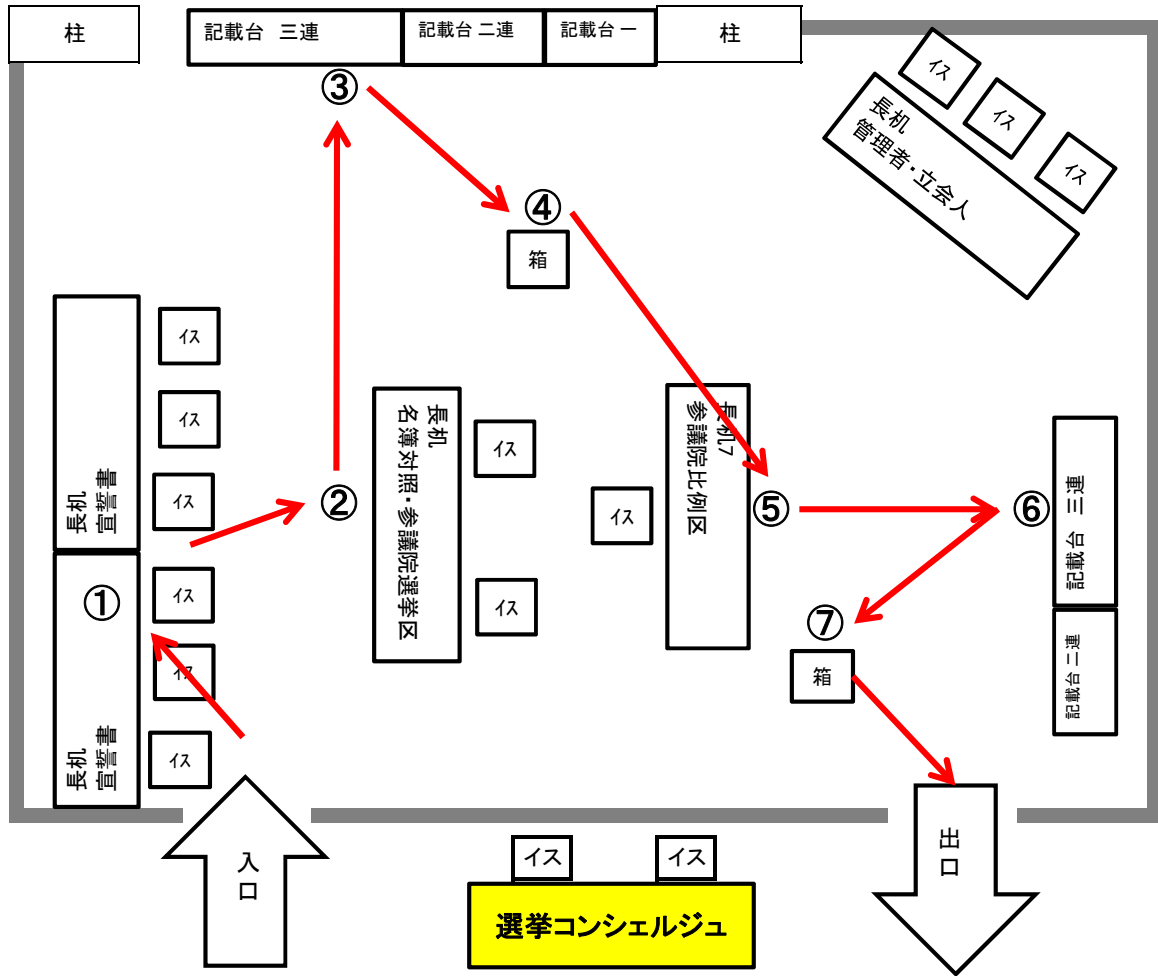
入口 通路





福井工業大学 福井キャンパス

2号館 1階 学生ロビー



選挙コンシェルジュ 想定Q&A

Q 選挙コンシェルジュって？

A 初めての投票に疑問、不安を持つ学生たちの相談にのる相談員。
疑問、不安を解消し、安心して投票してもらうことがねらい。
些細なことでもいいので気軽に相談してみてください。

期日前投票・不在者投票

Q 期日前投票はどうやってすればいいの？

A ①受付で「期日前投票宣誓書兼請求書」を記入する。
②「選挙区」の投票用紙を受取る。
③記載台で候補者の氏名を記入する。
④投票箱に入れる。
⑤「比例代表」の投票用紙を受取る。
⑥記載台で政党・政治団体名か候補者の氏名のいずれかを記入する。
⑦投票箱に投函する。
(詳しくは別紙 期日前投票の流れ参照)

Q 入場券、身分証がなくても投票できる？(何か持っていくものはあるの？)

A 入場券がなくても本人と確認できれば投票できます。
またその際も身分証の提示は不要です。(何も持ってこなくても投票できる。)

Q-1 住民票が福井市にない場合はどうすればいい？

Q-2 転入してきたばかりだけど投票できる？

A 今回福井市で投票ができるのは、平成28年3月21日以前から福井市に住民登録のある人です。福井市に住民登録がない人、3月22日以降に転入届を出した人は、福井市で投票することはできませんが、前の住所地で投票することができます。

前の住所地に帰って投票することもできますが、前の住所地から今住んでいるところに投票用紙を取寄せて、福井市の選挙管理委員会で投票することができます**不在者投票**という制度があります。→別紙不在者投票参照

投票について

Q 候補者の情報はどうやって得ればいい？(何を参考に候補者を選べばいい？)

A 各家庭に配布している「選挙公報」で各候補者の主張をみることができます。（コンシェルジュの会場や学生食堂にも数部備えます。）

また、インターネットで各候補者のページや SNS などを見ることもできます。

選挙期間中、候補者の「個人演説会」や「街頭演説」なども行われるので、演説を聴いて候補者の考えを知ることができます。

Q 参議院の比例代表は、候補者名か政党・政治団体名のどちらかを書くが、それでどうやって当選者を決めるの？

A 参議院の比例代表は「非拘束名簿式」という制度が採用されています。政党の得票と所属する候補者の得票を合わせた数が政党の総得票数になり、これに応じて政党ごとの議席数が決まります。そして、政党の中での当選順は、個人の得票数に応じて決まります。当選させたい候補者がいるならば、候補者名を書いた方が効果的です。

18 歳選挙権について

Q どうして 18 歳選挙権なのか？

A 少子高齢化が進む日本では、若者の有権者数が少なくなっており、若者の意見が政治に反映されにくい状態となっています。

そこで、選挙権年齢を 18 歳に引き下げ、より多くの若い人たちが投票できるようにし、若者の投票者が増えることによって、若者の意見がより政治に反映されるようにしたものです。福井市内でおよそ 5,000 人の新有権者が誕生しました。

Q 投票できるのは？（大学生は全員投票できるため聞かれないかもしれませんが）

A 投票日 7 月 10 日で満 18 歳の人、つまり平成 10 年 7 月 11 日までに生まれた人が対象です。

法律では誕生日の前日で 1 歳年を取るため、平成 10 年 7 月 11 日生まれの人は 7 月 10 日で満 18 歳となります。

その他、回答できない質問等あれば、事務局（20-5545）までお願いします。

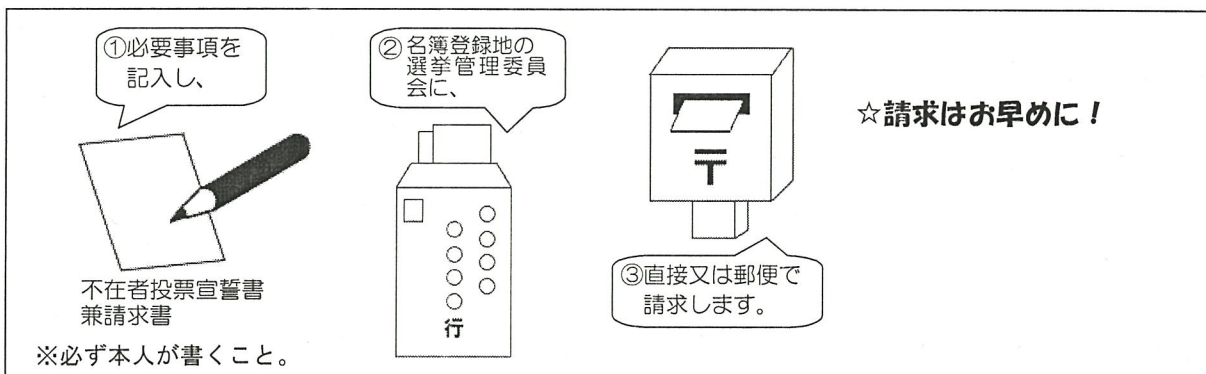
名簿登録地以外の市区町村で投票するには？

投票は、「選挙人名簿」の登録に基づいて行われます。福井市に住民登録のない人や、福井市外から転入してきたばかりの人(平成28年3月22日以降の転入者)は、福井市の選挙人名簿に登録されていないため、選挙人名簿の登録のある前の住所地(名簿登録地)で投票します。

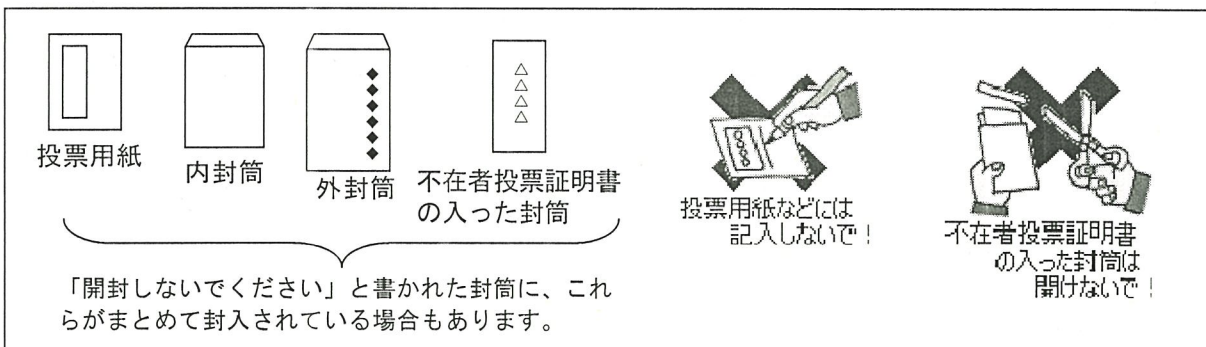
福井市にいながら名簿登録地の選挙の投票をするための制度として、**不在者投票**があります。

不在者投票は、以下の手続きで行います。

1 まず、「不在者投票宣誓書兼請求書」(この用紙の裏面)を記入し、名簿登録地の選挙管理委員会に郵送、投票用紙を請求します。



2 名簿登録地から、投票用紙等が郵便で届きます。(以下のものが入っています)



3 不在者投票期間中(平成28年6月23日～7月9日)に、**2**を福井市役所本館1階 市民ホール 期日前投票所 まで持参して、不在者投票をします。

※受付時間：午前8：30～午後8：00

以上のように、郵便のやり取りによって行われるため時間がかかります。投票用紙は投票日までには名簿登録地に届かないと無効になりますので、十分余裕をもって手続きを取ってください。

※投票ができるのは、名簿登録地の選挙(候補者)ですのでご注意ください。

■ 郵便等の宛先・問い合わせ先 ■
〒910-8511 福井市大手3丁目10-1
福井市選挙管理委員会事務局 TEL 0776-20-5545

第24回参議院議員通常選挙における年代別の投票率について

1 年代別投票率

	H28. 7. 10 執行 第24回参議院選挙 [抽出調査]		H18. 3. 5 執行 福井市長選挙 [全数調査]	
18歳・19歳	984人	39.84%	-	-
	392人		-	
20歳代 (20歳～29歳)	4,704人	35.54%	30,462人	29.45%
	1,672人		8,970人	
30歳代 (30歳～39歳)	5,876人	42.17%	36,527人	44.01%
	2,478人		16,074人	
40歳代 (40歳～49歳)	7,313人	50.84%	32,684人	56.09%
	3,718人		18,334人	
50歳代 (50歳～59歳)	6,130人	60.69%	39,978人	62.14%
	3,720人		24,843人	
60歳代 (60歳～69歳)	7,888人	66.81%	31,440人	70.72%
	5,270人		22,234人	
70歳代 (70歳～79歳)	5,430人	67.72%	26,736人	69.02%
	3,677人		18,454人	
80歳以上 (80歳～)	4,318人	39.83%	15,501人	42.78%
	1,720人		6,631人	
計	42,643人	53.11%	213,328人	54.16%
	22,647人		115,540人	

[年代別投票率の比較]

	平成28年参院選 (抽出調査)	平成18年市長選 (全数調査)	比較
18・19歳	39.84%	—	—
20歳代	35.54%	29.45%	+6.09%
30歳代	42.17%	44.01%	▲1.84%
40歳代	50.84%	56.09%	▲5.25%
50歳代	60.69%	62.14%	▲1.45%
60歳代	66.81%	70.72%	▲3.91%
70歳代	67.72%	69.02%	▲1.30%
80歳代以上	39.83%	42.78%	▲2.95%
合計	53.11%	54.16%	▲1.05%

2 若者世代の投票率

			H28.7.10 執行 第24回参議院選挙		H18.3.5 執行 福井市長選挙	
18歳・19歳	18歳	高校生等	700人	69.71%	誕生日：4/2～7/11	
			488人			
		上記以外	1,824人	35.64%		
		650人				
	計		2,524人	45.09%		
			1,138人			
	19歳		2,511人	32.10%		
			806人			
計		5,035人	38.61%			
		1,944人				
20歳代	20歳～24歳	抽出調査	2,349人	34.01%	14,744人	25.51%
			799人		3,761人	
	25歳～29歳		2,355人	37.07%	15,718人	33.14%
			873人		5,209人	
	計		4,704人	35.54%	30,462人	29.45%
			1,672人		8,970人	
全体			219,072人	53.18%	213,328人	54.16%
			116,498人		115,540人	

3 大学の期日前投票の状況

	投票者数	うち 若者世代の投票者		
		18歳・19歳	20歳代	計
福井大学	245人	35人 (14.3%)	88人 (35.9%)	123人 (50.2%)
福井工業大学	148人	39人 (26.4%)	35人 (23.6%)	74人 (50.0%)
計	393人	74人 (18.8%)	123人 (31.3%)	197人 (50.1%)

[福井大学・福井工業大学の学生数]

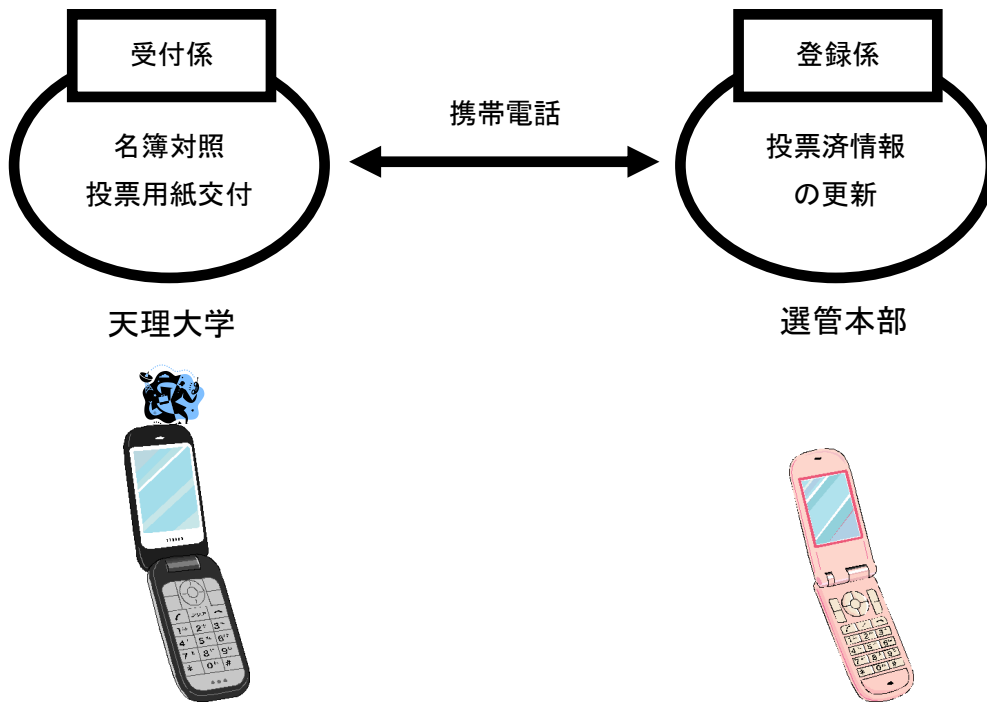
		福井大学 (文京キャンパス)	福井工業大学	計
学 生 数	大学	3,147人	2,274人	5,421人
	大学院	825人	34人	859人
	計	3,972人	2,308人	6,280人

天理大学受付用
期日前投票マニュアル

天理市選挙管理委員会

1. 概要

- ・天理大学の受付担当者からの連絡を受け、PC上で情報を更新します。



- ・
- ◎期日前投票終了後、宣誓書の内容と更新内容の突合作業を行います。

2. 「受付係⇔市役所登録係」とのやりとり例

◎宣誓書記載所に選挙人が来たら通話開始

番号	受付係	登録係
①	記載済の期日前宣誓書受け取り	
②	選挙通知書のバーコードをリーダーで読み取り。名前、住所、生年月日が宣誓書の内容とパソコン画面が一致するか確認 (選挙通知書を忘れた場合は、生年月日等で検索)	
③	【登録係へ伝える】 <u>お願いします。</u> → <u>バーコード5〇〇〇〇〇〇〇〇</u> (ゆっくり区切りながら伝えてください)	伝えられた受付番号を検索 (バーコード=選挙人番号)
	5からはじめます。	↓
④	<u>確認しました!</u> ←	<u>名前〇〇</u> <u>平成〇年〇月〇日</u> <u>住所〇〇</u>
⑤	<u>事由〇です!(1~3、5)</u> ※代理投票、点字投票の場合はその旨も伝わります。	<u>です!</u>
⑥		・ <u>請求事由入力</u>
⑧	了解しました ←	・ <u>「更新」しました。</u>
⑨	選挙通知書又は宣誓書にナンバリング。	

アンダーライン部分がセリフです。

3 操作説明

選挙通知書の裏にある期日前投票宣誓書又は投票所に備え付けの宣誓書を記入してもらおう。

期日前投票

期間 6月23日()～7月9日(土)
 時間 午前8時30分～午後8時
 場所 市役所1階 131会議室

★期日前投票に来られる場合は、右の期日前投票宣誓書に記入の上、この選挙通知書をご持参ください。

(投票についてのご案内)
 1 投票日には、この選挙通知書を必ず本人が投票所へ持参して受付へ提出してください。(本人以外は使用できません。)
 2 この選挙通知書は、月日時点でのデータにより作成しています。投票日に選挙権のない方は、この選挙通知書があっても投票できません。
 3 この選挙通知書を万一紛失されても投票できますので、投票所の受付でその旨を申し出てください。
 4 投票日に、一定の事由により投票所に行くことができない方は、期日前投票をすることができます。

※お問い合わせ 天理市選挙管理委員会 ☎0743-63-1001 内線454

期日前投票宣誓書

氏名 _____ 生年月日 明治 昭和 _____ 年 月 日
 天正 平成 _____ 年 月 日

住所 天理市 _____
※異なる住所と異なる場合のみ、記入してください。

私は平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙の当日、公職選挙法施行令第49条の3の規定により、下記の事由に該当する見込みであることを宣誓します。

平成28年 月 日 天理市選挙管理委員会委員長 様
 ◆選挙当日の事由として該当する番号に○を付してください。

1	仕事など	(仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭・その他に従事)
2	旅行など	(1以外の用事又は事故で投票区域外に外出・滞在)
3	病気・負傷など	(病気・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難、又は視覚聴覚等障害)
5	住所移転	(選挙期日に、天理市以外の市町村に住所移転予定)

選挙通知書裏面

記載例 期日前投票宣誓書

私は、平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

期日前投票を行う理由で、次のAからDのあてはまるものに○を付けてください。

1	仕事など	(仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭・その他に従事)
2	旅行など	(1以外の用事又は事故で投票区域外に外出・滞在)
3	病気・負傷など	(病気・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難、又は視覚聴覚等障害)
5	住所移転	(天理市以外の市町村に居住)

上記は真実であることを誓います。
 平成 28 年 6 月 30 日

選挙人名簿に記載されている住所	天理市 川原城 町 605 番地
現住所	※上記と異なる場合のみ記載してください。
生年月日	明治・大正・昭和 平成 10 年 4 月 8 日
ふりがな	てんり たろう
氏名	天理 太郎

選挙通知書を忘れた人用

市役所登録係に携帯で電話をかける。

電話番号:

電話番号:

パソコンを使って選挙通知書のバーコードをリーダーで読み取る。選挙通知書が無い場合は 生年月日等で検索

該当者を確認したら

バーコード番号(選挙人番号)を市役所の登録係に電話で伝える。(5ではじまる8ケタ)

参議院議員通常選挙 選挙通知書

投票日 _____ 投票時間 午前7時～午後8時

抄本	投票区	ページ	番号	性別
番号	○○	○○○	○○	

期日前投票に来られる場合は、裏面に記入の上、ご持参下さい。

天理市選挙管理委員会

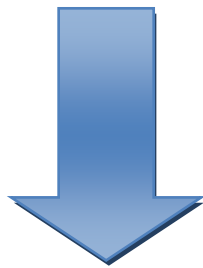
バーコードはココ

市役所登録係

天理大学の受付係から携帯電話に連絡があります。

【バーコード検索の場合】

バーコード入力画面に直接 5 で始まる 8 ケタの数字を入力してください。



該当者一覧画面

生年月日: 33005 除票者判定: 除票者を含む

前へ 次へ データ件数:15件

選択	No	氏名・名称	住所	世帯番号 基本番号	登録状態 区分	生年月日
<input type="checkbox"/>	1	アオモリ カズミ 青森 一美	両備7丁目2089番地	10002897 10008848	登録	S30. 5. 5
<input type="checkbox"/>	2	トウキヨウ シゲミ 東京 茂美	両備7丁目4250番地2	10002815 10008579	登録	S30. 5. 5
<input type="checkbox"/>	3	シズオカ マサコ 静岡 雅子	両備9丁目401番地4	10003397 10011023	登録	S30. 5. 5
<input type="checkbox"/>	4	カコシマ ミチエ 鹿児島 道恵	両備9丁目392番地31	10003385 10014717	登録	S30. 5.11
<input type="checkbox"/>	5	トクシマ ヒデアキ 徳島 敏昭	両備9丁目769番地8	10003551 10011433	登録	S30. 5.13
<input type="checkbox"/>	6	クシロ ケイコ 釧路 桂子	両備8丁目239番地	10002384 10008778	登録	S30. 5.14
<input type="checkbox"/>	7	オタル サナエ 小樽 早苗	両備4丁目3677番地	10001595 10005158	登録	S30. 5.15
<input type="checkbox"/>	8	シズオカ モトコ 静岡 元子	両備4丁目498番地2	10000937 10003074	登録	S30. 5.19
<input type="checkbox"/>	9	オタル ケン 小樽 謙	両備4丁目891番地51	10001198 10003881	登録	S30. 5.20
<input type="checkbox"/>	10	ヨロハマ ミチコ 横浜 美智子	両備7丁目3979番地4	10002378 10008446	登録	S30. 5.20

該当者を選択します。(クリック)

市役所： 名前〇〇、生年月日〇〇、住所〇〇です。

天大： 確認しました。

住所、氏名、生年月日、性別、登録済投票区、選挙人番号、各年月日、投票種類、投票場所が正しく表示されているのを確認後、投票理由を入力します。

(誤りがある場合は、★期日前・不在者投票入力ボタンから再入力してください。)

天大：事由は〇〇です。

市役所：事由番号〇〇入力しました。

市役所：更新しました。

★何かメッセージが出たら原則選管職員へ連絡して下さい。内線 454

投票理由を入力後、更新ボタンを押下します。

更新後、該当者検索画面になりますので、次の該当者を検索して、入力を行ってください。
 尚、バーコードの場合は、バーコードボタンを押下してください。
 バーコード画面になります。

入力が重複していると、上書きを行うかどうかのメッセージボックスが表示されますので、いいえボタンを押下します。(入力間違いかどうかを確認 してください。)

複数選挙（衆議院選挙等）の場合、後から国民審査のみ投票する場合があります。入力が正しい場合は、前回行なった選挙種類に対しては、上書きするかどうかのメッセージが出力されるので、いいえボタンを押下してください。

例) 12月7日に小選挙区、比例代表を投票した方が、12月10日に国民審査を投票した場合、小選挙区、比例代表を上書きするのメッセージが表示されますので、いいえボタンを押下してください。

2回いいえボタンを押下いたしますと、国民審査は特にメッセージの表示はなく12月10日投票日で投票されます。(上書きしないため、小選挙区、比例代表は12月7日投票日のままとまります。)



天理市と天理大学との包括的連携に関する協定書



天理市（以下「甲」という。）と天理大学（以下「乙」という。）は、地域社会の発展に資するため、次のとおり包括的連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。また、相互に連携し、情報発信を行うこととする。

- (1) 地域文化及び地域産業の振興に関すること
- (2) 教育及び人材育成に関すること
- (3) 生涯学習に関すること
- (4) まちづくりに関すること
- (5) 国際交流に関すること
- (6) スポーツ活動の推進及び健康増進に関すること
- (7) 学術研究に関すること
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。
2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、甲または乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとする。

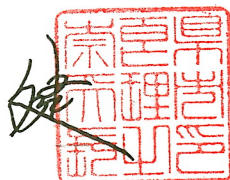
（細則）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

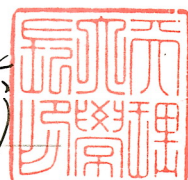
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 26 年 4 月 23 日

天理市長



天理大学長



回覧用

長崎市選挙管理委員会からのお知らせです。

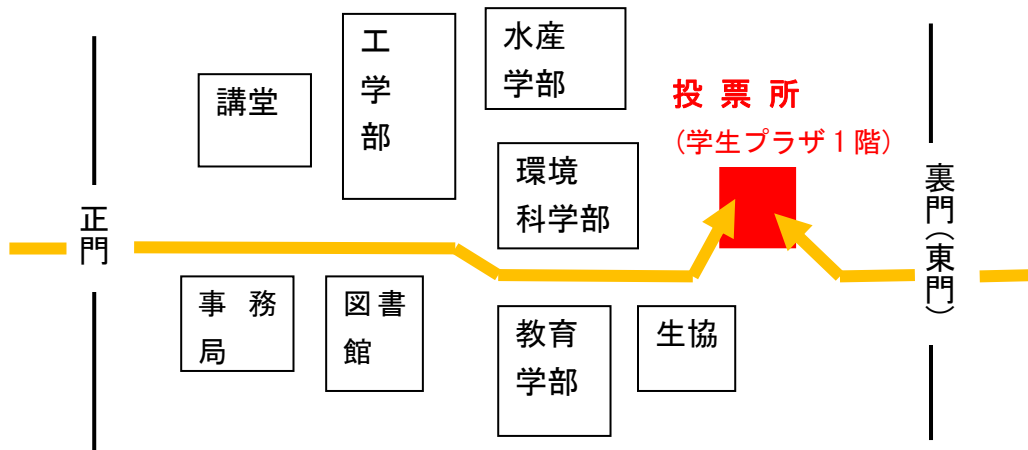
参議院議員通常選挙のお知らせ

長崎大学(文教キャンパス内)に 期日前投票所を設置します！

【期間】平成28年7月6日(水)～7日(木)

【時間】午前10時～午後5時

【場所】長崎大学 文教キャンパス
学生プラザ1階



- ・期日前投票所は、長崎市の有権者ならどなたでもご利用できます。お近くにお住まいの皆さまも、ぜひご利用ください。
- ・長崎大学以外の期日前投票所については、投票所入場券の裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 長崎市選挙管理委員会事務局 (TEL: 821-3520)

参議院議員通常選挙のお知らせ

18 歳になったら投票に行こう！
長崎大学（文教キャンパス内）に
期日前投票所を設置します！



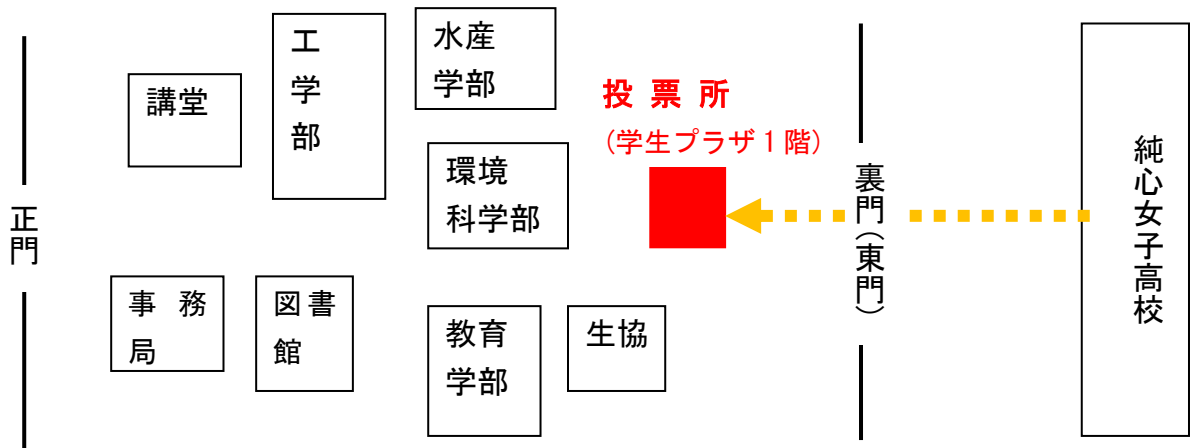
期日前投票とは、投票日当日に仕事や旅行などの用事で投票所へ行けない方が、**投票日より前に投票**することができる制度です。

【期 間】平成**28**年**7**月**6**日（**水**）～**7**日（**木**）

【時 間】午前**10**時 ～ 午後**5**時

【場 所】長崎大学 文教キャンパス

学生プラザ1階



- ・期日前投票所は、長崎市の有権者ならどなたでもご利用できます。純心女子高校の有権者の皆さまも、ぜひご利用ください。
- ・長崎大学以外の期日前投票所については、投票所入場券の裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 長崎市選挙管理委員会事務局（TEL：821-3520）

18歳になったら投票に行こう！ 長崎大学（文教キャンパス内）に 期日前投票所を設置します！



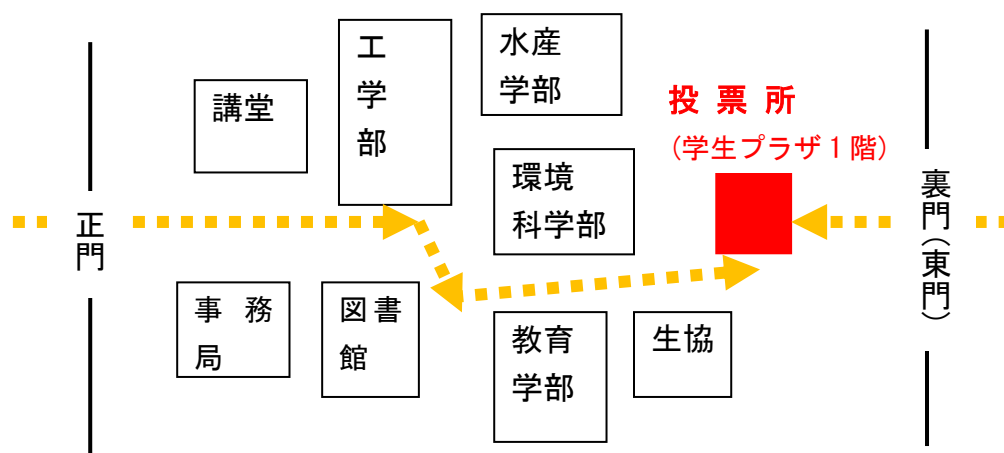
期日前投票とは、投票日当日に仕事や旅行などの用事で投票所へ行けない方が、**投票日より前に投票**することができる制度です。

【期 間】平成**28**年**7**月**6**日（**水**）～**7**日（**木**）

【時 間】午前**10**時 ～ 午後**5**時

【場 所】長崎大学 文教キャンパス

学生プラザ1階



- ・ 期日前投票所は、長崎市の有権者ならどなたでもご利用できます。当日投票にいけない方は、ぜひご利用ください。
- ・ 長崎大学以外の期日前投票所については、投票所入場券の裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 長崎市選挙管理委員会事務局（TEL：821-3520）

長崎大学メールマガジン本文

◆大学構内で期日前投票ができます！～参議院選挙のお知らせ～

7月10日執行の参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられます。ぜひ貴重な一票を投じましょう。
そこで、長崎大学の構内に、期日前投票所を設けます。
市内の有権者なら、どなたでも利用することができます。
学生のみなさんも、授業の間などにぜひご利用ください。

【期間】平成28年7月6日（水）～7日（木）

【時間】午前10時～午後5時

【場所】長崎大学文教キャンパス 学生プラザ1階

詳しくは長崎市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/780000/121800/index.html>

長崎市選挙管理委員会事務局 連絡先 095-821-3520

2. 3 「期日前投票の投票時間の弾力化」

参考資料 9 : 生野区（大阪市実施のアンケート結果）・・・・・・・・・・ 157

参考資料 10 : 箕面市（広報紙、選管啓発冊子）・・・・・・・・・・ 158

概要版

平成28年12月
大阪市選挙管理委員会

平成28年参议院議員通常選挙における期日前投票の投票時間延長 試行実施についての検証

試行内容	○全日程のうち投票日前6日(月曜日)から投票日前日(土曜日)までの6日間、投票の開始時刻を30分繰り上げ、終了時刻を1時間繰り下げる。	目的	○通勤者等のうち従来の時間帯では来所できなかった方が出勤前または帰宅途中に投票を行える機会を創出する。
------	---	----	---

(1) 朝の時間延長について 午前8時～8時30分 (計30分)

《業績・投票者アンケート・各区ごとの検証(8月)報告より》

① 投票者数: 6日間・27か所の計 1,116人 (1か所1日平均6.9人)
② 年代: 1位:70代以上(24%)、2位:60代(20%)、3位:50代(19%)
③ 「この時間帯以外に投票に行くことができない」: 27%
④ 「直近の市長・知事選(H27.11)は投票していない」: 8% ※「覚えていない」を含めると10%
⑤ 「今後も(ぜひ)どちらかといえば」この時間帯を利用したい: 82%
⑥ 各区選挙の評價: ア「効果があった」2区、イ「効果はなかった」19区、ウ「わからぬ」3区
⑦ 各区選挙の意見(運営体制): ア「概ね問題がなかった」11区、イ「やや問題があった」13区

市選挙管理委員会としての総括

《1》 24区共通の取扱いについて

・市民の投票権行使の公平性を担保するため各区で差が生じないよう、今後も24区共通の取扱いが重要である。
・すべての区選挙管理委員会の理解が必要である。

《2》 市選挙管理委員会としての評価 及び 今後の方向性

・延長期間の各日に占める投票者数の割合は非常に低く、アンケートからは目的である「通勤者等の新たな投票機会創出」は投票者のうち約10%から30%未満ではあるものの、市として1,000人超の投票者数は重く、効果があつたとまでは言えないものの、一方で、効果がなかったとも言えない。
・費用対効果については、今回の朝30分の延長分の費用(人件費見合いの最大額)として、1投票所・1日あたり約11,000円と試算。貴重な税金等ではあるが、市民の投票権の行使促進が図られるのであれば、費用対効果は十分にあると考える。
・従事職員については、交番ができずに投票管理者をはじめ負担増は明らかだが、少なくとも試行実施と同じ期間・時間であれば、運用体制を整えることは可能であると考える。
・今後については、市選挙管理委員会として今回の試行実施では効果を判断できなかったことから、少なくとも1年度、試行実施を行い、投票者の新規増の可能性を見極めたいが、各区の状況・評価と、6日間の推移なども踏まえると、朝の延長については見送るという選択もあり得る。したがって、朝の延長について、24区選挙管理委員会に改めて意見照会を行った(10月)。その結果、24区中20区が、「今回の試行結果等から、再度の試行を行っても投票者の増は見込めないなどの理由から、「試行実施せず」今後は朝の延長は行わない」と回答した。
・市選挙管理委員会としては、各区からの回答及び理由を踏まえ協議した結果、朝の延長は行わない方向とする。

(2) 夜の時間延長について (前半) 午後8時～8時30分 (後半) 午後8時30分～9時 (合計1時間)

《業績・投票者アンケート・各区ごとの検証(8月)報告より》

① 投票者数: 6日間・27か所の計 3,884人 (後半) 2,296人 (1か所1日平均 24.0人 (後半) 14.2人)
② 年代: (前半)1位:40代(25%)、2位:30代(19%)、3位:50代(19%) (後半)1位:40代(27%)、2位:30代(23%)、3位:20代(18%)
③ 「この時間帯以外に投票に行くことができない」: (前半) 35% (後半)35%
④ 「直近の市長・知事選(H27.11)は投票していない」: (前半)11% (後半)14% ※「覚えていない」を含めると(前半)14% (後半)17%
⑤ 「今後も(ぜひ)どちらかといえば」この時間帯を利用したい: (前半)90% (後半)90%
⑥ 各区選挙の評價: ア「効果はなかった」11区、イ「効果はなかった」9区、ウ「わからぬ」4区
⑦ 各区選挙の意見(運営体制): ア「概ね問題がなかった」11区、イ「やや問題があった」13区

市選挙管理委員会としての総括

《1》 24区共通の取扱いについて

・市民の投票権行使の公平性を担保するため各区で差が生じないよう、今後も24区共通の取扱いが重要である。
・すべての区選挙管理委員会の理解が必要である。

《2》 市選挙管理委員会としての評価 及び 今後の方向性

・夜の延長合計で6,180人の投票者数があつた。延長期間の各日に占める投票者数の割合は徐々に増加。目的である「通勤者等の新たな投票機会創出」は、アンケートからは、投票者のうち約15%から35%と考えられる。年代も20代～50代の若年層・中年層が多い。目的に対するニーズ及び効果は十分にあつたと考える。
・費用対効果については、今回の夜1時間の延長分の費用(人件費見合いの最大額)として、1投票所・1日あたり約22,000円と試算。貴重な税金等ではあるが、市民の投票権の行使促進が図られるのであれば、費用対効果は十分にあると考える。
・従事職員については、交番ができずに投票管理者をはじめ負担増は明らかだが、少なくとも試行実施と同じ期間・時間であれば、運用体制を整えることは可能であると考える。
・今後については、継続実施により時間延長の認知度が高まることで、新たな投票者が増加する可能性が大いに期待できることから、市選挙管理委員会としては当面は同じ内容で継続実施する方向とし、推移を見たい。
・なお、《1》で述べたように、実施の有無等については今後も24区共通の取扱いが前提になると考えているが、24区共通の取扱いは各区の区役所実施(24か所)を必須とし、出陣所等の取扱いは当該区選挙管理委員会の責任のもと、その判断に委ねる方向とする。

今後の選挙においては

朝の時間延長は行わない(全投票所)

夜の時間延長は同じ内容で継続実施 (24区役所は必須)

7月10日① ▶ 参議院議員選挙
8月21日② ▶ 市長・市議会議員選挙
 いずれも、投票は午前7時～午後8時

**18歳選挙権
スタート!**

果たしてください
大人の責任
さあ、投票へ!



7月 参議院 選挙
市長・市議会 選挙 8月

お買い物のついでに!
お仕事・学校の行き帰りに! **期日前投票**が簡単&便利です!

箕面市では、市内5カ所(大阪大学箕面キャンパスは参議院議員選挙のみ)で、「期日前投票」ができます。今回から、みのおキューズモールにも期日前投票所を設けるほか、阪急箕面駅前の期日前投票所を早朝から深夜まで開設します。

投票は簡単にできます。お買い物のついでや、お仕事・学校の行き帰りに、ぜひ投票してください!

参議院議員選挙 期日前投票期間
6月23日③～7月9日④

市長・市議会議員選挙 期日前投票期間
8月15日⑤～8月20日⑥

■期日前投票所/開設時間

- 市役所別館6階会議室/午前8時30分～午後8時
- 阪急箕面駅前(平尾会館)/午前6時30分～午後10時
- 豊川支所/午前8時30分～午後8時
- みのおキューズモール(みのお市民活動センター)/午前9時～午後9時
- 大阪大学箕面キャンパス【7月9日(土)のみ開設】/正午～午後5時
※「大阪大学夏まつり」の開催日に合わせて、臨時的期日前投票所を開設します。

いずれの
投票所でも
投票でき
ます!

さあ、投票へ行こう! 期日前でも、当日でも、投票の流れは同じです!

でも、投票って難しそう... **投票はこんなにカンタン! わずか120秒で完了!**

投票は、混雑していなければ、約120秒で簡単にできます!



※参議院議員選挙、市長・市議会議員選挙ともに投票箱は2つあります。

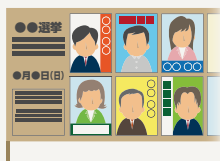
誰に投票しようかな? 投票へ行く前に、候補者や政党について知っておこう!

投票所では、候補者名や政党名しか掲示されません。候補者や政党については、以下の方法で知ることができます。投票へ行く前に、誰に投票するか決めておきましょう。



■選挙運動用ポスター

市内の公園や道路沿いなどに、候補者の顔写真や氏名などが記載されたポスターを掲示しています。



■選挙公報・街頭演説など

候補者のプロフィールや政策などを掲載した選挙公報を7月上旬にご自宅へお届けします(市長・市議会議員選挙は8月中旬にお届けします)。また、候補者が駅前などで政策を訴えたり、施設で演説会を開催します。

■インターネット

候補者や政党が、ホームページやフェイスブックなどのSNSで政策を発信しています。

市ホームページから
候補者や政党の
各サイトにアクセスできます



7月10日①に参議院議員選挙が、8月21日②に市長・市議会議員選挙が実施されます。今回から、18歳以上のあなたが選挙に参加できます。箕面市では、初めてのあなたにも投票へ出かけてもらえるようキャンペーンを実施し、選挙に関する情報をお知らせします。

また、お買い物や、通勤・通学の手ついでに投票できるよう、期日前投票所を増設し、開設時間を延長します。

投票は簡単にできます。さあ、投票へ出かけましょう!

果たしてください
大人の責任
さあ、投票へ!



今回から18歳選挙権スタート!!
期日前投票所を充実!!



第24回参議院議員通常選挙

公示日(立候補届出日) 6月22日(水) 投票時間

投票日 **7月10日(日)** 午前**7**時~午後**8**時

7~8ページに市内38か所の投票所の案内図を掲載しています。*第31投票区は、投票所が変更になりました。「投票所入場案内券」でも確認できます。

投票当日、仕事、家事、旅行や買物などで投票所に行くことができないかたは…

市内5か所の**期日前投票所**をご利用ください

箕面市役所別館 6階 会議室

期間: 6月23日(木)~7月9日(土)
時間: 午前8時30分~午後8時

平尾会館(箕面駅前)

期間: 6月23日(木)~7月9日(土)
時間: 午前6時30分~午後10時

豊川支所

期間: 6月23日(木)~7月9日(土)
時間: 午前8時30分~午後8時

みのお市民活動センター(みのおQ'sモール2階)

期間: 6月23日(木)~7月9日(土)
時間: 午前9時~午後9時

大阪大学箕面キャンパス

期間: 7月9日(土)
時間: 正午~午後5時

期間
6月23日(木)
7月9日(土)
*大阪大学箕面キャンパスは7月9日(土)のみ

詳しい投票方法は2ページへ

不在者投票のご案内

詳しくは2ページへ

期間 **6月23日(木)** 期間中、仕事、旅行などで箕面市を離れている場合や病院、老人ホームに入院・入所されているかた、一定の要件に該当する身体障害者手帳をお持ちのかたは不在者投票ができます
7月9日(土)



<問合せ先>
〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1
箕面市選挙管理委員会事務局

電話 072-724-6763 ファックス 072-724-6859
ホームページ <http://www.city.minoh.lg.jp/senkan/>



2. 4 「投票所等への移動支援等」

参考資料 11：田子町（移動支援に係る申請書・受付書様式等）・・・・・・・・・・161

参考資料 12：宮古市（周知用チラシ、投票所への送迎バスの運行実績等）・・・・166

選挙時 移動支援登録希望申請書

平成 年 月 日

下記のとおり、選挙時の移動支援時の登録者に申請します。

氏名	行政区
住所	田子町大字
生年月日	明治 昭和 年 月 日 平成 満 歳
連絡先 電話番号	
車いすの使用	希望する 不要 持参
付添人	有 (氏名:) 無
※ 注 意	トイレや着替、送迎時刻の連絡を覚えているか等 お互いの意思表示や出発の際の身支度に注意が必要か確認 ケアマネがいれば施設に確認 _____

※登録期間は、申請から2年間です。

※登録期間内の選挙執行の際には、投票時の移動支援を希望するかこちらからご連絡する場合があります。

※移動支援は期日前投票期間中の町内のみです。当開票日当日の送迎は行っておりません。

移動支援 電話受付確認表

平成 年 月 日

氏名	行政区
登録	未登録の場合は登録申請書を送付 住所（ ・済 ）
送迎 希望日	月 日（ ） 時頃 ※今回の送迎予定日は 7月4日（月）～7月9日（土）の5日間の何れか
送迎先	・自宅 ・その他（ ）
連絡先	
車いす の使用	・希望する ・希望しない ・持参
付添人	（氏名： ・有 続柄： ） ・無

期日前投票所間の移動 支援希望者を募集します！

■田子町選挙管理委員会事務局
(役場第2会議室 TEL 20-7188)

概 要

- ① 投票所への自力による移動手段がない選挙人に対して、ご自宅と期日前投票所間を送迎します(期日前投票期間のみ。投票日当日は除外)。
- ② 移動支援の対象は、期日前投票所とご自宅間のみです。商業施設や医療施設への乗降は承りません。ご了承下さい。

支援対象者

- ① 長距離の自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない選挙人

支援の手順

- ① 移動支援を希望する方は、別紙1の「選挙時移動支援登録希望申請書」に必要事項をご記入の上、田子町選挙管理委員会までご提出下さい。
- ② 登録後、2年間支援対象として有効になります。登録者には、選挙執行のたびに、選挙管理委員会から移動支援の希望の有無について確認の連絡をします。
- ③ 移動支援を希望される方に対して、車両を出します。支援期間は、期日前投票期間中の任意の日時を選んで頂きます。投票日当日の移動支援は行っておりません。

投 票 所

- | | | |
|---------|-----------------|---|
| ① 田子町役場 | 田子町大字田子字天神堂平8 1 | } 上郷公民館は開設期間が限られるため、日程によっては役場への送迎に変更されます。 |
| ② 上郷公民館 | 田子町大字山口字道前8 | |

上記のうち、何れかの投票所へ送迎します。登録を希望される方は、別紙1をご記入の上、選挙管理委員会までご提出下さい。参議院議員通常選挙に係る送迎を希望される方は6月22日(水)までにご提出下さい。

選挙時 移動支援登録希望申請書

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記のとおり、選挙時の移動支援時の登録者に申請します。

氏 名	行政区
住 所	田子町大字
生年月日	明治 _____ 年 _____ 月 _____ 日 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
連絡先 電話番号	
車いすの使用	希望する 不要 持参
付 添 人	有 (氏名 : _____) 無

- ※登録期間は、申請から2年間です。
- ※登録期間内の選挙執行の際には、投票時の移動支援を希望するかこちらからご連絡する場合があります。
- ※移動支援は期日前投票期間中の町内のみです。
当開票日当日の送迎は行っておりません。

※申請書の提出が難しい場合は、選挙管理委員会までご連絡下さい。電話からでも登録を受けつけます。
(田子町選挙管理委員会：0179-20-7188)



田選管 第 21 号
平成28年 5月25日

項目3 自治会

会長 項目4 殿

田子町選挙管理委員会
委員長 山川 芳 穂

選挙期間における移動支援事業に係る
移動支援対象者への周知について（依頼）

標記の件について、7月執行予定第24回参議院議員通常選挙より、
移動支援事業を実施することとなりました。

つきましては、自治会内で対象となり得る選挙人等に移動支援対象
者としての登録等について周知するとともにご配慮頂けますようよろ
しくお願いいたします。

◎配布日 平成28年 5月26日（木）

◎配布物 「選挙時 移動支援登録希望申請書」



投票所送迎バスを運行します。
どうぞご利用ください。



(1) 送迎バスについて

- ① 投票日当日の7月10日(日)に、午前1便、午後1便、投票所送迎バス(無料)を運行しますので、どうぞご利用ください。
- ② 平成17年以降の投票区再編により投票所が廃止され、新旧投票所間の距離が4km以上離れることになった投票所について、有権者の皆様の利便性を補うため投票所送迎バスを運行するものです。

(2) 運行区間・日時について

【運行区間】佐羽根集会所 ⇔ 田代林業者センター(宮古第11投票所)
落合地区会館 ⇔ 田代林業者センター(宮古第11投票所)

【運行日】平成28年7月10日(日) 投票日

時刻		行き先
午前便	午後便	
9:00	13:30	佐羽根集会所 発
9:06	13:36	田代林業者センター(投票所) 着
9:15	13:45	落合地区会館 発
9:21	13:51	田代林業者センター(投票所) 着
9:35	14:05	田代林業者センター(投票所) 発
9:41	14:11	佐羽根集会所 着
9:50	14:20	田代林業者センター(投票所) 発
9:56	14:26	落合地区会館 着

※ 天候、道路状況等により発車・到着時刻に遅れが出る場合があります。ご了承願います。



お問い合わせ
宮古市選挙管理委員会事務局
電話 【代表】0193-62-2111 (内線) 3671, 3672
【直通】0193-68-9123

平成28年7月10日執行

第24回参議院議員通常選挙

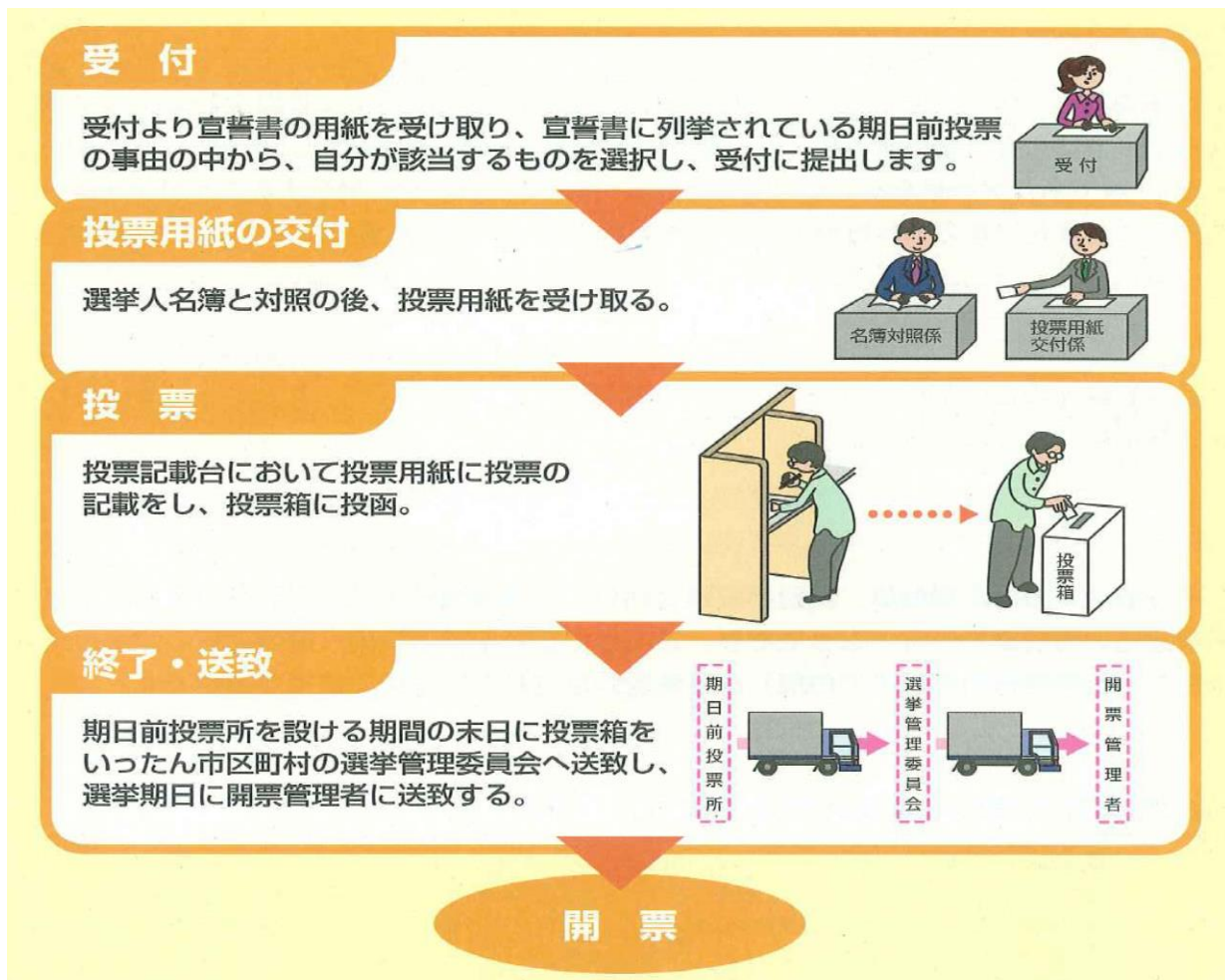


投票日に都合が悪い方は、期日前投票を！

■ 期日前投票制度の概要

期日前投票期間	平成28年6月23日(木)～7月9日(土)
投票を行うことができる方	・選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方
投票場所	・下記の市内4ヵ所の期日前投票所（所属する投票区に関わらず投票可能） ※宮古市役所、田老総合事務所、新里総合事務所、川井総合事務所
投票時間	午前8時30分～午後8時
投票手続	・基本的に選挙期日の投票所における投票の手続と同じです。 ・投票の際には宣誓書（該当事由に○印をして署名をするだけの簡単な書類）の提出が必要です。宣誓書様式は期日前投票所にあります。

■ 期日前投票の流れ



お問合せ
宮古市選挙管理委員会事務局
電話 【代表】 0193-62-2111（内線）3671, 3672
【直通】 0193-68-9123

各選挙における投票所送迎バスの利用実績

バス	区域	バス停	午前 運行	午後 運行	H25参院選			H26衆院選			H27県議選			H28参院選				
					午前	午後	計	午前	午後	計	午前	午後	計	午前	午後	計		
1号車	長沢七 長沢八	旧花輪中学校神倉分校発	9:00	13:30	0	0	0	0	0	0								
		★長沢農村センター着	9:07	13:37														
		★長沢農村センター発	9:35	14:05														
		旧花輪中学校神倉分校着	9:42	14:12														
2号車	佐羽根 落合	佐羽根集会所発	9:00	13:30	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		★田代林業センター着	9:06	13:36														
		落合地区会館発	9:15	13:45	0	0	0	3	0	3	1	0	1	1	0	1		
		★田代林業センター着	9:21	13:51														
		★田代林業センター発	9:35	14:05														
		佐羽根集会所着	9:41	14:11														
		★田代林業センター発	9:50	14:20														
3号車	川代	旧川代バス停発	9:00	13:30	4	0	4	2	2	4	3	0	3	2	0	2		
		★千歳コミュニティ消防センター着	9:15	13:45														
		★千歳コミュニティ消防センター発	9:45	14:15														
		旧川代バス停着	10:00	14:30														
4号車	青倉	青倉地区集会施設発	9:00	13:30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		★末前神楽伝承館着	9:10	13:40														
		★末前神楽伝承館発	9:40	14:10														
		青倉地区集会施設着	9:50	14:20														
	小田代	小田代公民館発	10:10	14:40	1	0	1	2	0	2	2	0	2	2	0	2		
		★田老高齢者コミュニティセンター着	10:16	14:46														
5号車	重津部 青野滝	青野滝地区集会施設発	9:00	13:30	0	0	0	2	0	2	0	1	1	1	1	2		
		★グリーンピア三陸みやこ着	9:10	13:40														
		★グリーンピア三陸みやこ発	9:40	14:10														
		青野滝地区集会施設着	9:50	14:20														
	畑	畑地区集会施設発	10:15	14:45	4	0	4	2	0	2	2	0	2	1	0	1		
		★田老第三小学校着	10:30	15:00														
6号車	和井内 7,8地割	五番地区総合センター発	9:00	13:30	0	0	0	0	0	0								
		★和井内ふるさと会館着	9:07	13:37														
		★和井内ふるさと会館発	9:35	14:05														
		五番地区総合センター着	9:42	14:12														
7号車	古田	106バス古田バス停発	9:00	14:00	2	1	3	1	0	1	4	1	5	5	0	5		
		★川井地域振興センター着	9:10	14:10														
		★川井地域振興センター発	9:40	14:40														
		106バス古田バス停着	9:50	14:50														
	横沢	横沢集会所発	10:30	15:30	4	0	4	0	0	0	4	0	4	4	0	4		
		★箱石地域振興センター着	10:45	15:45														
8号車	平津戸 門馬	平津戸駅発	9:30	13:30	8	0	8	7	1	8	9	0	9	7	0	7		
		106バス門馬バス停発	9:35	13:35	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0		
		★門馬小学校着	9:45	13:45														
		★門馬小学校発	10:15	14:15														
	夏屋	106バス門馬バス停発	10:25	14:25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		平津戸駅着	10:30	14:30														
		夏屋集会所発	11:00	15:00	0	1	1	4	0	4	3	0	3	4	0	4		
		★川内地域振興センター着	11:15	15:15														
9号車	大仁田	大仁田コミュニティ消防センター発	8:30	13:30	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
		★小国地域振興センター着	8:40	13:40														
		★小国地域振興センター発	9:10	14:10														
		大仁田コミュニティ消防センター着	9:20	14:20														
	尻石	尻石集会所発	9:50	14:50	3	0	3	6	0	6	4	0	4	6	0	6		
		★江黎地域振興センター着	10:05	15:05														
		★江黎地域振興センター発	10:35	15:35														
	繫	川井地域バス繫バス停発	11:05	16:05	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		★川井地域振興センター着	11:15	16:15														
		★川井地域振興センター発	11:45	16:45														
		川井地域バス繫バス停着	11:55	16:55														
		合計			32	2	34	30	3	33	32	2	34	34	1	35		

